

令和 6 年 第 3 回定例会

屋久島町議会会議録

令和 6 年 9 月 6 日 開会

令和 6 年 9 月 20 日 閉会

屋 久 島 町 議 会

令和6年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自9月6日・至9月20日（15日間）

月 日	曜	会議別	日 程
9月6日	金	本会議	○開 会
7日	⊕	休 会	
8日	⊕	休 会	
9日	月	本会議	○一般質問
10日	火	本会議	○一般質問
11日	水	委員会	○各常任委員会
12日	木	休 会	
13日	金	休 会	
14日	⊕	休 会	
15日	⊕	休 会	
16日	⊕	休 会	
17日	火	休 会	
18日	水	休 会	
19日	木	休 会	
20日	金	本会議	○最終本会議

令和6年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和6年9月6日

令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 7 号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第 6 承認第 8 号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第 7 議案第 54 号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 55 号 屋久島町 P F I 事業等選定委員会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 56 号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 10 議案第 57 号 令和 6 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 58 号 令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 59 号 令和 6 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 60 号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議案第 61 号 令和 6 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 62 号 令和 6 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 63 号 令和 6 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 64 号 令和 6 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 65 号 令和 6 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 令和 6 年陳情第 5 号 「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情書

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職名	氏名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修
総務課参事	白 濱 秀 記

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、1 番、渡邊浩議員、2 番、内田正喜議員を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 15 日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 9 月 20 日までの 15 日間とすることに決定しました。

△ 日程第 3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第 3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第 4 行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第 4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。令和6年第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、名誉町民の訃報について御報告いたします。

本町の名誉町民第1号である故徳田虎雄氏が7月10日に御逝去されました。故人は、昭和49年に医療法人徳洲会を設立し、「命だけは平等だ」との理念の下、いつでも、どこでも、誰もが最善の医療を受けられる社会を目指して、医療環境の改革を進めてこられました。本町においては、屋久島徳洲会病院の会員をはじめ、安心できる医療福祉の充実を希求する町民の思いに応え、また雇用機会の拡大による地域貢献など、その功績は偉大であります。改めて故人をしのび、これまでの御功績に感謝し心からの御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様の御多幸を祈念いたします。

次に、台風10号の対応状況について御報告いたします。

8月27日に大きな勢力を保ちながら接近した台風10号は、スピードが遅かったことで長時間にわたって強い雨と風の影響を受けました。同日11時22分に大雨警報が、11時55分に土砂災害警戒情報が、13時には暴風波浪特別警報が、15時14分には記録的短時間大雨情報が発表され、その都度、防災無線などで注意喚起を行ったところです。町では町内33か所に避難所を設置の上、うち24か所に職員を派遣し避難指示を発令したところ、151世帯202名が避難をされました。28日に6時には役場本庁に警戒本部を設置し、12時には警戒本部を災害対策本部に引き上げ対応に当たりました。これらの中、主な被害状況としましては、住宅の床下浸水のほか、町道、林道、農道、河川、果樹園など被害は多岐にわたりました。中でも、報道もされましたが根元だけを残し無残に折れてしまった弥生杉の姿には町民をはじめ多くの皆様が衝撃を受けたことと思います。そのほか、白谷雲水峡線や縄文杉、宮之浦岳の登山ルートにも被害が出ている状況であり、大株歩道の復旧作業等につきましては、観光協会ガイド部会の皆さんに迅速に対応いただき、深く感謝申し上げます。今後は、引き続き国・県との関係機関との連携のもと、各種対応に努めてまいります。

また、被害に遭われた町民の皆様にお見舞いを申し上げ、長時間の断水や停電、道路冠水など御心配と御迷惑をおかけし、改めてお詫び申し上げます。なお、被害復旧に必要な費用につきましては、最終日に改めて補正予算を上程する予定としております。これからの台風シーズンに当たり、早急に復旧作業に取り組み、併せて有事の際に機能を発揮するよう、必要な設備の総点検を行い、人的被害につながらないよう対応を講じてまいります。

次に、オスプレイ墜落事故の経過について御報告いたします。

令和5年11月29日に発生したオスプレイ墜落事故につきましては、米空軍事故調査委

員会より事故報告書が発表されたことを受け、8月2日に防衛省より報告を受けました。事故の主な原因としては、左側のPRGBが破損し、駆動システムの不具合が急激に生じたこと。また、実施できる範囲内で速やかに着陸すべきところにもかかわらず、操縦士は任務を継続し、より近い場所ではない屋久島空港に着陸しようとした、操縦士の意思決定にも原因があるとのことでした。今後、このような痛ましい事故が二度と起きないよう、切に願う次第であります。

次に、各種大会への出場及び受賞等について御報告いたします。

6月30日、7月13、14、21日にかけて行われた県民スポーツ大会熊毛地区大会は、熊毛1市3町で開催されました。本町の関係では、バレーボール女子、ソフトテニス女子、剣道、弓道、バスケットボール男子の5種目で優勝を果たしていただき、これまでの選手・関係者の熱心な取組に改めて敬意を表する次第であります。

7月14日、15日に茨城県高萩市で開催された全国中学生ウエイトリフティング大会においては、安房中学校3年生の江口美砂さん、同じく2年の江口鉄生さんが兄弟そろって優勝を成し遂げました。お二人の今後ますますの活躍が期待されます。

また、8月19日から23日にかけて長崎県壱岐市で開催された離島甲子園に屋久島選抜チームの中学生18名が出場しました。2試合に出場し、いずれも敗れはしましたが、最後まで諦めない粘りの戦いで大いに大会を盛り上げてくれました。引き続き可能性に富む若い力を存分に発揮いただき、地域に元気と活気を与えていただきたいと思いますところ です。

最後に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟は、6月28日に審理が成熟したことで結審となり、9月25日に判決言い渡しが行われる見込みです。

次に、長峰続場で発生した臨時職員死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟については、町は求釈明を求められた作業日報の提出と原告主張の反論を行いました。

次回、期日を10月8日に設定され、過重労働の実態について原告側が準備書面を提出することとなりました。

次に、令和4年度に実施した、海・川・山の繋がり豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟について、8月6日付で鹿児島地方裁判所より訴状が届き、9月17日までに答弁書の提出が求められ、9月24日には口頭弁論が設定をされたところです。また、答弁書作成訴状解釈契約手続を短期間で対応しなければならないため、予算の専決処分を行い、本日承認をいただきたく上程しておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

なお、弁護委任先は、町村会の法務相談員先に指定されております、弁護士法人和田

久法律事務所にお願いすることとしております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第 5 承認第 7 号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

△ 日程第 6 承認第 8 号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹）

日程第 5、承認第 7 号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてと日程第 6、承認第 8 号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項報告承認についての 2 件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

本定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、承認案 2 件、条例案 2 件、補正予算案 10 件の計 14 件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、承認第 7 号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、政府による電気料金の減額措置は一旦終了しましたが、物価高に対する緊急支援の再開により、令和 6 年 9 月分から 11 月分までの電気料を減額するために屋久島町電気事業供給条例の一部改正を令和 6 年 8 月 1 日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第 8 号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分事項報告承認については、令和 4 年度に実施した海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト事業に関する訴訟対応について、歳入歳出それぞれ 66 万円を増額し、予算の総額を 117 億 2,837 万 9,000 円とする予算措置に合わせ債務負担行為の補正に緊急を要したことから令和 6 年 8 月 9 日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、承認第7号と承認第8号の2件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

専決処分第8号についてお伺いします。今回、令和4年度に実施した海・川・山の繋がり豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト事業に関する訴訟対応について、代理人の費用として66万円、書面を作るのに急を要するということで専決処分されたという御説明でしたけど、この訴訟の代理人の費用について契約内容というものがまず示されていないのですね。以前も、牧場の裁判の際に、その内容を示してくださいということで後もって書面を出していただきました。今日は事前になかったので朝配付されているかと思ったのですが、どうもないので配付されていないということで、この66万円で全て代理人の費用が賄えるのか、それともこれは単なる着手金なのか、その辺が議会には一切分からない状態です、今。なので、これを承認案として出されても、そうですかというわけにはいかない内容になっています。そして、これまで住民訴訟に関しては町の契約をしているというか、報酬を支払ってお願いしている法務事務専門員にお願いしていましたよね。今回、まさに法務事務専門員にお願い、代理人弁護士、指定代理人ですか、お願いすればこれまで同様、別個代理人の契約の費用というのはかからないと思うのですが、その辺いかがですか。その詳細を示してほしいということと、町が今までやってきた住民訴訟に対応する法務事務専門員に頼んだほうがいいのではないかとということに関してどのように思われますか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、御質問のありました金額につきまして、予算の金額について御説明します。

今回、専決補正のほうで挙げております歳出のほうに委託料で66万円挙げております。これが弁護士との委託着し金の分になります。併せて今回、債務負担行為で挙げています66万円、この分が成功報酬分となっております。ですので、この今回の専決補正のほうでは着し金の66万円と債務負担として成功報酬分の66万円を計上させていただいております。

以上です。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

河野先生につきましては、本人から相談業務のみに今回からしていただきたいという申し出があったものですから、こういう形で町村会を通じて紹介していただいて契約を結ぶための予算を計上したものです。

○5番（眞邊真紀）

では、以前その裁判対応で法務事務専門員に関しては報酬を上げたという経緯がありますので、その見直しがもしかすると必要なのかな。これは別の事案になりますから、ちょっと後もってまた一般質問でもしたいと思いますけど。そして、その町村会経由で和田久法律事務所をお願いをしたということですよ。この住民訴訟の前段に、前置的な意味で住民監査請求がなされました。その際、監査委員が法的な指示を仰ぐというか、その相談をする先が同じく町村会を通じてやるものですから、和田久法律事務所ということになりますよね。なので、相談する相手が一緒に、これまでの町の裁判、今、牧場の件もそうですけど、同一の法律事務所に委ねています。というのは、実際には不適切ではないかなと思うのです。監査はあくまでも独立した機関で、町とは別々な組織ですよ。なおかつ、その判断には客観性を持たせなければいけないという大原則があると思うのですが、相談する先が同じ、教えてもらう内容も同じ事象だったら同じことになるでしょう。それが独立性と客観性が保たれていますかということを考えないといけないと思います。ただ、今回の場合は、特に前置的に監査請求が行われて、その後、住民訴訟になっているわけですから、法務事務専門員が無理であればほかの代理人を探すとか、そういう措置が本来は必要なのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

弁護士を選任したのは町としては意図的なものは全くなく、本来、河野先生が引き受けていただけない場合には町村会を通じて和田弁護士さんになるということでもありますので、意図としてはそういう意図はなく、町村会を通じて今回契約したものであります。

○5番（眞邊真紀）

手続上そうなってしまって、特に法的に問題があるかというところでもないのかもしれませんが、ただ、今、兵庫県知事の百条委員会が行われて、昨日も県に相談を受けている藤原弁護士さんという弁護士さんが証人で出ていましたけれども、結局、問題がなければいいのかというところではなくて、やっぱり県議会のほうから見ると、それは客観性が保たれているのかとか、そういう疑念がどうしても持たれるわけです。だから、法的に問題がないからいいとかという話ではなくて、一般的に見ると監査委員の客観性が保たれているかどうかというふうに住民が見るかどうかということも十分配慮されて、法律の相談の相手をきちんとされたほうがいいのではないかなというふうに思います。

今回の契約の内容自体、先程、成功報酬で債務負担行為で66万円というふうに書いていましたけど、これ自体は数字だけで出すのではなくて、どのような契約をされたのかということを含めて裁判の費用が出る、代理人の費用が出るときに書面できちんと説明されていたのですよね。なので、そういう書面を必ず配付して、特に専決処分している

わけですから、細かく議会に示していただきたいと思います。いかがですかね、その書面を配らなかったということは一体どういう意図なのですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

配った記憶が私のほうにはないんですけども、いつのときにどういう書面が配られたのか教えていただければと思います。

○議長（石田尾茂樹）

3回目。特別に、最後にどうぞ。

○5番（眞邊真紀）

どの裁判の件、例えばインフルエンザが町が自主主体で、後で後遺症が残ったとか、山海留学の際もそうでしたし、代理人を立てる裁判の場合ってどういう訴えで、どんなことで提訴されて、どこで契約をしてという書面は配られていますよね。牧場の際も、副町長当時は総務課長だったから記憶にあると思うのですが、議会でその書面がないことを指摘をして、その後すぐに配付されたんですよ、実際に。だから、そういう具体的にというか、法律事務所と直接交わした書面じゃなくてもいいんですけども、着手金が幾らで成功報酬が幾らで、トータル幾らかかるのかというような用紙を配るべきだと思うのですね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

内容としましては、私も何で66万円なのという疑問がありましたので問合せをしました。行政訴訟の場合には66万円が着手金、成功報酬が66万円という形で決まっているということでありましたので、その分については後もって資料としてお出ししたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、ただいま議題となっております承認第7号と承認第8号の2件に対し、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第7号と承認第8号の2件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号と承認第8号の2件は、委員会の付託

を省略することに決定しました。

これから、1件ずつ討論と採決を行います。

まず、承認第7号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第8号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

反対の。

○議長（石田尾茂樹）

まず反対者の。

○5番（眞邊真紀）

専決処分第8号について反対の立場で討論させていただきます。

今、質問の際に発言した内容のとおり、まずはこれまで同様に132万円もの費用を負担せずに、町の法務事務専門員にお願いしたらいいということと、あとやはり町の代理人を務める人で監査員が相談する相手という関係性というものに非常に納得がいかないというか、不適切だと思います。その点で、今回のこの訴訟費用についての66万円の専決処分については反対します。

○議長（石田尾茂樹）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第8号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告承認について採決を行います。

この採決は電子採決によって行います。

本件は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

- △ 日程第7 議案第54号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第55号 屋久島町PFI事業等選定委員会条例の制定について
- △ 日程第9 議案第56号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第10 議案第57号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第11 議案第58号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第12 議案第59号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第13 議案第60号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- △ 日程第14 議案第61号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第15 議案第62号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第63号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第17 議案第64号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第18 議案第65号 令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第7、議案第54号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてから日程第18、議案第65号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの12件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第54号から議案第65号までについて御説明いたします。

議案第54号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましては、老朽化により解体することとなった楠川1号住宅を管理住宅から削除するため、所要の改正をするものであります。

議案第55号、屋久島町PFI事業等選定委員会条例の制定につきましては、PFI事業等の実施における必要な事項を調査・審議する委員会を設置するため条例制定するものであります。

議案第56号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入予算について地方特例交付金、普通交付税、純繰越金等の増額及び公共施設整備基金繰入金等の減額に対し、歳出予算においては、議会費では船舶借上料等の増額を、総務費では財政調整基金公共施設整備基金等の増額及び種子島屋久島振興協議会負担金の減額を、民生費では国庫支出金過年度精算返納金等の増額を、衛生費では国庫支出金過年度精算返納金等の増額及び上水道事業特別会計補助金等の減額を、農林水産業費では一般職級等の減額及び林業木材産業構造改革事業補助金等の増額を、商工費では屋久島町観光推進事業補助金等の減額及び看板案内板等作成設置業務委託料等の増額を、土木費ではインフラ工作物の工事請負費等の増額を、消防費では救助用資機材の備品購入等の減額及び修繕料等の増額を、教育費では安房小学校プール新築に伴う工事設計委託料の増

額及びプールろ過器配管改修工事請負費用等の減額を、また、予備費の増額を計上し、歳入歳出それぞれ 8 億 6,815 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 125 億 9,653 万 3,000 円とする予算措置に合わせ、クリーンサポートセンター運営管理業務委託に係る経費の債務負担行為の追加、地方債の限度額を変更するものであります。

議案第 57 号、令和 6 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入及び支出における水道事業収益で料金改定に伴う給水収益を 3,150 万 1,000 円増額し、予算の総額を 5 億 485 万 9,000 円とし、水道事業費用では人件費の調整、委託料等の増額により 1,218 万円を追加し、予算の総額を 4 億 4,063 万円にするものであります。また、資本的収入及び支出における資本的収入で事業実施に伴う企業債、国庫補助金の増額及び一般会計補助金の減額により 204 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 4 億 1,951 万 4,000 円とし、資本的支出では志戸子地区上水道施設整備事業に 486 万円を追加し、予算の総額を 4 億 7,849 万 3,000 円にすることに合わせ、企業債の限度額の変更を行い資本的収入及び支出の不足額の補填財源を 4,844 万 9,000 円に改めるものであります。

議案第 58 号、令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入予算において水道使用料現年度分の増額及び一般会計繰入金の減額に対し、歳出予算において消費税及び地方消費税の増額を計上し、歳入歳出それぞれ 2 万円を追加し予算の総額を 2,147 万 5,000 円とするものであります。

議案第 59 号、令和 6 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入における農業集落排水事業収益で農業集落排水施設使用料の料金改定に伴う増額、一般会計補助金の減額により予算の総額を変更せず 65 万 9,000 円を組み替えるものであります。

議案第 60 号、令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入予算において社会保障税番号制度システム整備費補助金等の増額に対し、歳出予算において電算システムソフト改修委託料等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ 85 万 4,000 円を追加し予算の総額を 20 億 5,529 万 3,000 円とするものであります。

議案第 61 号、令和 6 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入予算において調整交付金等の減額及び前年度繰越金等の増額に対し、歳出予算において介護給付費準備基金積立金の増額と合わせ、介護保険給付費の財源組換えを計上し歳入歳出それぞれ 1 億 331 万 4,000 円を追加し予算の総額を 15 億 5,246 万 9,000 円にするものであります。

議案第 62 号、令和 6 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入予算において診療所使用料等の増額に対し、歳出予算において普通旅費等の増額及び超音波診断装置補修委託料等の減額を計上し、歳入歳出それぞれ 164 万 5,000 円

を追加し予算の総額を1億5,566万円とするものであります。

議案第63号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入予算において一体的実施事業繰入金の増額に対し、歳出予算において保険事業専門員報酬等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ35万9,000円を追加し予算の総額を2億2,357万5,000円とするものであります。

議案第64号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において船舶事業収益収入で消費税及び地方消費税還付金等の増額のため322万円を追加し、予算の総額を5億3,733万6,000円とし船舶事業収益的支出では中間整備に伴う備品消費等の増額のため278万8,000円を追加し予算の総額を5億3,653万6,000円とするものであります。

議案第65号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出における電気事業収益で政府の緊急支援による電灯料、電力料の減額に対し、電気事業費用において電力購入費等の減額を計上し、収益的収入及び支出それぞれ1,189万4,000円を減額し予算の総額を6億4,517万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第54号から議案第65号までの12件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳）

所管外について1点だけお尋ねをいたします。

議案第54号ですけれども、今回、楠川1号住宅の解体に伴う条例改正が出ておりますけれども、この解体した後の、多分更地になると思うんですが、あと何か利用計画とかそういうのがありますか、まずは教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人）

現時点におきましては、その更地後の利用計画等はまだまだとまっているような状況ではございません。

○9番（榎 光徳）

あそこは御存じのように以前、営林署の担当区事務所があったところなんですけど、それが町営住宅になったということなんですけれども、実はあそこは、楠川の新町地区で町道新町線が延びているんですが、突込み道路なんです。それで突込路線というのはほかにもいくらかあると思うんですが、付近の住民が車が入っていくと、突込みなもんですからUターンができなくて、ずっとバックしてくるんです。途中で民間の個人家の空き地なんかに入って行ってUターンして帰ってくるんですが、その解体した後、何も利用がなければ更地にしたところを、車がUターンできるようなふうにしていただきたいなと思うんですけれども、課長御存じかと思うんですが、基礎部分がコンクリもあります。

道路と住宅の間にブロック塀があるんです。車は入れないこともないんですが、若干入りにくいような状況もあるんですけれども、そこを車がUターンできるようなふう、幾らか整地をしていただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（計屋正人）

今後の解体の設計というような形になります。

その中で課内といいますか、管理係のほうで本日のその旨も含めて検討させていただければと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

議案第56号、一般会計補正予算について、1点だけお伺いします。

22ページの小学校費で学校管理費、委託料として安房小学校のプールを新設工事設計されるということで出ておりますが、その前にプールのろ過機配管改修工事設計及びその工事費が計上されておりました。この、ろ過機の配管改修工事をやめて、その新設にという計画に代わったんだと思うんですが、その経過について、大まかで結構ですので教えていただければと思います。

○教育総務課長（泊 光秀）

ただいまの御質問にお答えします。

当初、プールろ過機配管改修工事を予定をしておりましたが、ろ過機配管から大量の水が漏水しておりまして、地下の地盤を削って大きな穴を空けている可能性もあります。

プール本体がゆがむことでひび割れが生じまして、そのひび割れが大きくなっていつているということから、ろ過機配管改修やプール本体のひび割れの応急処置では根本的

な解決策にならないということで、ろ過機配管を改修しましても、プール本体のひび割れが大きくなって修繕が不可となることから、プール本体のみを新築する場合にも改修しましたろ過機配管が、プール新設の際に新たに地下のほうにピットを構築する関係上、再利用ができずに無駄になってしまうということから、今回新築したほうが予算の低減につながると考え、ろ過機配管改修を取りやめて新築のほうに切り替えた次第であります。

○5番（眞邊真紀）

小学校のプールの改修はもう早くしたほうがいいんじゃないかなと思っていたので、非常に、今、新設に向けて計画があるということでよかったです。これから工事設計をして実際に新しいプールが設置されるまで、来年の夏までに間に合うという考え方でいいんですか。

○教育総務課長（泊 光秀）

一応、そのような方向で進めたいと思いますが、今年度の9月の追加事業とします県の方に上げたいというふうに思っていますので、それによっては来年度の利用までにはできるのかなということも考えられますが、今のところまだはっきりとした、いつ完了というのが見えていないところであります。

○5番（眞邊真紀）

丸一年で設計までして、今、工事も随分業者さんがいない状態で大変だと思うんですけども、もし来年まで間に合わないとき水泳の教科って皆さん楽しみにしているし、屋久島の子って物すごく力を入れてやっているんで、その代替というか、どこかの学校に行って入らせるとか、そういう計画もある程度は立てておかないと夏中プールがないとかということになると、結構小学生にとっては大変な問題なのかなというふうに思いますので、その辺も考えておいていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成）

議案第56号、一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねいたします。20ページです。

款8の土木費の道路橋梁費、道路維持費のところで工事請負費で1,950万円計上をされておりますが、一湊地区の排水路整備事業、もう一つが危険箇所の整備事業800万円であります。この危険箇所の整備事業について、主たる事業場所を教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人）

お答えいたします。

危険箇所の場所ですが、5か所予定してございます。安房地区の側溝の蓋板の改修、そして中間地区の道路の路肩補修、あと永田地区の側溝の新設、あと楠川地区の側溝の新設整備、あと通学路を1か所ということで5か所を計画してございます。

以上です。

○15番（大角利成）

通学路はどちらでしょうか。

○建設課長（計屋正人）

申し訳ないです。ちょっと手元資料のほうを準備してございませんでした。

○15番（大角利成）

町民あるいは各集落から危険箇所の改修要請は多々来ていると思うんですが、今5か所で800万円ということを知りました。これにつきまして定例会、折々予算の計上をしていただいて整備をしていただいているところですが、もう少し思い切った予算を投じて、早急に危険地域については改修していただきたいと、このことを申し添えておきたいと思います。

それからもう一点です。先程の町長の説明の中で議案第62号、診療所事業特別会計補正予算でございますけれども、総額を町長は1億5,566万円と発言したようですが、1億5,566万1,000円じゃないかと思いますが、確認をいたします。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はないですか。

○14番（渡邊博之）

議案第56号、17ページの目の8節の18負担金補助及び交付金の中の畜産環境対策総合支援事業、このことについて、もう少し具体的な説明をお願いしたいのと、同じく18ページの款の2林業振興費の中の林業・木材産業構造改革事業、これも同様、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

もう一点は、19ページの款の商工総務費の中の商工業安定資金貸付金の200万円ですが、これは当初予算があってこれに上乗せする形なのか、それとも、この時点で

の新しい予算計上なのか、そしてその背景も理由があればお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、畜産環境対策総合支援事業ですけれども、こちらのほうは中間にあります黒豚ファームさんが、密閉型の縦型コンポストを整備しようとするものです。総事業費3,080万円の消費税抜きの2,800万円の2分の1が補助ということで、それぞれ歳入歳出を組んでおります。

続きまして18ページ。林業振興費の負担金補助及び交付金、林業木材産業構造改革事業ですけれども、これにつきましては、株式会社屋久島地杉加工センターのほうがツインリップソーと言いまして耳すり機を整備をして、今は耳つきの板材を出荷しておりますけれども、それを板材に加工して出荷することで生產品の付加価値の向上を高めようというものでございます。総事業費が5,467万3,000円を予定しておりまして、そのうちの約2分の1の2,707万8,000円が補助として来るとということで、歳入歳出同額を計上しているところです。

続きまして19ページ。商工総務費の貸付金ですけれども、商工業の安定資金の貸付、当初で50万円の6件分組んでおりましたが、現在のところで貸付けが来ているということで、追加で50万円の4件分を追加で計上をしているところです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

○4番（中馬慎一郎）

議案第56号、一般会計補正予算のところで2点、まずお伺いします。20ページ、土木費の道路維持費の、先程同僚議員からも出ましたが、工事請負費で一湊地区の排水路整備事業、これの具体的な整備箇所というか、内容を教えてほしいのと。

もう一点、19ページの、観光施設整備費、看板・案内板等の作成設置業務委託の、この内容を教えていただきたいと思います。

あともう一点、議案第57号、屋久島町上水道特別会計補正予算の中で、志戸子地区の上水道施設に整備事業486万円追加が出ております。今、志戸子地区は先程の台風10号の影響で、まだ一部の家庭に水が、不具合が来ております。特に、山側の団地、町営住宅のほうで水がまだなかなか出にくいということがありまして、この事業と今回の断水の関係性、もし調査されているなら教えてほしいのと、あとこの町営住宅自体に何か問題があるか、そういうところまで調査していただきたいということです。御回答お願い

いします。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

○建設課長（計屋正人）

まず、1点目の一湊地区の排水路整備事業についてになります。当初予算で300万円計上してございます。今回、場所は一湊小学校の裏側の里道と川の間に家が数軒並んで建っておりますが、その道の排水と道路がまだ未舗装といったところもありまして、一昨年来、要望等が上がっておりますところを、今年度整備をするという運びとなっております。

さらに、当初の計画よりも施工の延長が24m程度ちょっと長くなるということもございまして、今回150万円を追加し総額を450万円としようとするものでございます。

そして、住宅の水道、団地のちょうど2階にお入りの方から水圧が弱いという情報はいただいております。本日も職員が施設のほうに行って確認等をしているところです。

基本的には、今の浄水場からの現有水圧で十分3階まで供給されるというような状況の土地柄ですので、基本的には現断水が終了すれば、そこは問題はないのではないかと、いうふうに踏んでおりますが、いずれにしましても、今業者さんも手いっぱいというような状況ですので、落ち着いた段階で少しその辺の調査もさせていただければと思います。

以上です。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、議員より御質問のありました看板・案内板等作成設置業務委託につきましては、今回400万円予算を新たに計上させていただいております。島内の案内看板の多くが結構日数がたちまして、日に焼けて見づらい案内板等があります。例えば、吉田・永田地区にあります東シナ海展望所ですとか、夕日の丘展望所などの看板について、見にくくなっているものについては順次更新していくために今回予算計上しております。

設置場所ですとか対応するところにつきましては、これからまたもう一度必要箇所と、いうのを調査しながら、事業のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（中馬慎一郎）

看板・案内板につきましては、主に吉田の東シナ海展望場のところの事業ということによろしいですか。他には特にないんですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今は2か所上げましたのは、ちょっと例として上げたところで、一応予定としましては宮之浦港三叉路にあります看板ですとか、屋久島空港のほうにあります看板ですとか、

ちょっともうやっぱり色が抜けてしまって見づらく、やっぱり観光の拠点としてはちょっとどうだろうかという声もいただいておりますので、そういったところも合わせてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○生活環境課長（泊 竜二）

議案第57号のほうで、志戸子地区の上水道施設の整備事業についてお尋ねがございましたので、回答させていただきます。

これにつきましては、8月14日付けで、国の方から県を通して、令和6年度水道施設整備費国庫補助金に係る追加執行に関する依頼文書が発出されました。これは現在執行中の志戸子地区上水道施設整備事業に係る事業費の追加分になりまして、現在、申請をしております。

事業内容につきましては、配水管の布設を1,200mとしておりましたけれども、これを70m延長し、1,270mとすることとしてございます。

なお、事業の採択については、本年10月か11月になる予定になってございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

ただいま議題になっております議案第54号から議案第65号までの12件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業構成常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第19 令和6年陳情第5号 「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情書

○議長（石田尾茂樹）

日程第19、令和6年陳情第5号、「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、９月９日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦勞様でした。

散 会 午前 1 1 時 0 6 分

令和6年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和6年9月9日

令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）午前10時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
14番 渡邊博之	1. 会計年度任用職員の待遇改善について	町	長
	(1) 3 年を経たら改めて公募する政府の方針は事実上撤回されていると認識しているが、町はどうするつもりか。お示し願いたい。		
	(2) 希望する会計年度任用職員の正規職員への挑戦を保証するために、「退職を条件にしない」環境整備が必要と考えるがどうか。	町	長
	2. ジェンダー平等推進の課題について		
	(1) 役場内の任用のジェンダー平等の現状をどう評価しているか。	町	長
	(2) 屋久島町パートナーシップ制度創設の請願採択から 2 年以上が経過しているが、条例制定に至っていない理由は何か。	町	長
	(3) 過去華やかだった「ミスコン」が、女性差別の一つとして批判にさらされ、徐々に姿を消していっている中で、本町「ご神山まつり」で、「ミスご神山」が続けられていることをどう思うか。	町	長
	3. 町営住宅減免制度について		
	(1) 町営住宅の家賃算定の方式を示してほしい。	町	長
	(2) ここ数年の減免の申請数と認定数を示していただきたい。	町	長
4 番 中馬慎一郎	1. 町内海水浴場の管理体制について		
	(1) 春田浜海水浴場、栗生浜海水浴場の施設改修の計画を伺う。	町	長
	(2) 春田浜は都市公園条例の中で都市公園として位置づけられている。海水浴場以外の利活用や整備についてお考えがないか伺う。	町	長

	2. 観光基本計画や観光施設の管理状況と今後の在り方について (1) 第2次観光基本計画策定の進捗状況と第1次観光基本計画との改善点を伺う。 (2) 観光施設や公共施設のユニバーサルデザインの実効性を検証するためにバリアフリーの検証や点検は必要でないか。 3. 景観条例と関連する条例、計画の考え方について (1) 町の責務や町民、事業所の役割に加え、2地域居住者や町民以外を含む関係人口全ての役割や協力を明記するべきでないか。 (2) 景観協議会の構成には地域住民も入るべきでないか。 (3) 新規起業者へ景観条例や水と緑のふるさと環境条例など町の取り組みは伝えられているか。	町	長
		町	長
		町	長
		町	長
		町	長
6 番 相良健一郎	1. 農家への支援について (1) 農家（果樹、畜産等）への肥料、飼料等の支援をする考えはないか。 2. 小学校・中学校の机について (1) 現在使用している机について、大きさは適正か伺います。 3. 南部林道（広域基幹林道）について (1) 今後、どのような管理体制をしていくのか伺います。	町	長
		教 育	長
		町	長
5 番 眞邊真紀	1. 町長交際費について (1) 「屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱」の中に、贈答の際に支出できる具体的な金額を明記するなどの具体的な改善が必要だと考えるかいかがか。住民訴訟の際に提案した4点の改善点についてどのようにお考えか伺います。	町	長

	①「屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱」のなかに、贈答の際に支出できる具体的な金額を明記。一般社会におけるお中元やお歳暮の金額、他の地方自治体の贈答例における支出額を踏まえて、上限を1万円とするのが妥当である。 ②他の多くの地方自治体の例に従って、原則として贈答先の肩書と氏名を公開。特に国会議員や各自治体の首長、地方議会の議員は公人であることから、例外なく公開する。 ③国会議員、各自治体の首長、地方議会の議員などの公人へ贈答する際には、議員宿舎や知事公舎などを含めて、個人宅へ贈答品を送付することを禁止。 ④姉妹都市への贈答については、イベントがある際に特産品を贈る程度に留める。現在、季節の贈答で姉妹都市から果物などの返礼があるが、町職員が自ら食べて消費しているとの情報もある。公費で贈答し合った果物などを、不特定多数の町民ではなく、町役場の職員が消費するのは到底認められない。 2. 狸による被害について (1) 屋久島町には元々生息していない狸が、現在は広範囲に生息している。生息数や様々な被害状況についての実態をどのように把握しているか。 (2) 被害に対し、具体的な対策は。 (3) 屋久島町に生息する狸には、疥癬症に罹った狸も存在するが、把握されているか。その他の感染症についても実態調査をしたうえで、他自治体のように、町民への注意喚起の必要があるが、どのように対策されるかを伺います。	町 長 町 長 町 長
--	---	----------------------------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職名	氏名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

ここで町長より発言を求められていますので、これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。9月6日の議会本会議において、議案第54号から議案第65号までの提案理由説明で、議案第62号中、予算の総額を1億5,566万円とすると発言をしたと、総括質疑の中で大角利成議員から御指摘があり、確認をしたところ正しくは1億5,566万1,000円でしたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、14番、渡邊博之議員に発言を許可します。

○14番（渡邊博之）

皆さん、おはようございます。渡邊博之でございます。質問の前に、台風10号で被災された町民の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心から祈念申し上げます。

その上で、オスプレイ墜落による8人のアメリカ兵の慰霊碑建立について言及しておきたいと思います。6月18日の南日本新聞のウェブサイトで、慰霊碑建立の場所は田代海岸で、事故があった11月29日には遺族も参加する慰霊祭が開催されると報道されています。

オスプレイの墜落事故は全ての町民に強烈な恐怖と不安を印象づけた事故でしたが、尊い命が失われた方々を思う家族や関係者の気持ちは、万国共通であり、遺族やアメリカ側が事故の現場近くに慰霊碑を建立し、慰霊祭を催すことは何ら問題ないものと理解しています。

そのことは、太平洋戦争における日本の侵略で多大の犠牲を強いられた国々でも、当地での日本の犠牲者の慰霊碑建立、日本の慰霊碑建立を受け入れ、あちこちにその碑が見られることから明らかであります。

私は、この情報を得てすぐに日本共産党の国会議員を通して、その進捗状況について防衛省にただしたところ、今のところアメリカから具体的な話は何もなく、まだ決定で

はないということ。経費については、日本が負担することは絶対にないという回答を得ています。

しかし、場所や慰霊祭のことが具体的に報道され、町の文化財保護審議会が調査や議論を始めている事実や、地元石材業者には石碑依頼で接触があったとの証言があるにもかかわらず、まだ何も決まっていないとはどういうことなのか、首をかしげてしまっていますが、いずれにせよ気がついたらもう決定したということでは済まされない問題もあることを認識しておく必要があります。

それは、予定地とされる田代海岸です。ここは皆さんも御承知のとおり天然記念物枕状溶岩が存在するところでもあります。また、一帯に広がる林野は貴重植物が混成する稀有なエリアでもあります。108年から144年の林齢の樹木をはじめ、植物の中でヒメハルザキヤツシロランは、タブガワヤツシロランとフユザキヤツシロランの異種間交雑の種間雑種として、世界で初めて発見され確認されたものであり、絶滅危惧種指定の蘭であります。

このことは、発見時にマスコミでも大きく取り上げられています。ほかには5種類の発光キノコもあり、専門家はじめ子供たちの教育にも貴重な自然界になっています。

問題なのは、アメリカ側はもちろん防衛省も、もしかしたら林野庁も、ここが貴重で稀有な世界だという認識がないまま、ことが進められているのではないかと。私はその可能性は極めて高いと感じています。

そこで、今緊急に求められていることは、そのことを少なくともアメリカや防衛省など関係機関に時間を置かず伝えることではないでしょうか。拱手傍観のまま、この場所に慰霊碑が建立されることだけは避けなければなりません。そして、それができるのは屋久島町しかありません。町民も納得する慰霊碑にするためにも、当局の尽力をお願いしておきたいと思います。

また住民からはクリスタル岬ではどうか、ここだと墜落現場にも近く事故を風化させないことにもつながる。文字どおり一石二鳥ではとの提案も寄せられています。検討に値する提言ではないでしょうか。以上を申し上げ、質問に入りたいと思います。

今回は、会計年度任用職員の待遇改善、ジェンダー平等、町営住宅の減免制度の3つのテーマで通告しています。順次、質問してまいります。

まず、最初のテーマです。始めに、会計年度職員の編さんについて振り返ってみたいと思います。

3年前まで会計年度任用職員は、臨時職員、嘱託職員などの肩書きで雇用されていた非正規労働者でした。合併前、私は公務に携わる身分ながら、福利厚生之恩恵がないことを問題視して、当時、熊本県の小国町が実施していた管理組合方式を導入することを議会で提案、その後その方式が採用され、一定の待遇改善につながったと記憶していま

す。

この方式は合併後も続きましたが、その後しばらくして違法性が指摘されるようになったところで、会計年度任用制度という政府主導の新制度へと移行しました。その施行からやがて3年が経過しようとしています。

この間、一時金支給、有給休暇、失業手当など、制度の充実化が図られています。ただ、正規職員との格差は大きく、同一職場での同一労働、同一賃金という当然の現実にはまだまだ距離がある問題は残しています。

根本的には国の方針が要ですが、地方においてもできる改善は進め、当該職員が生きがいと情熱を持って仕事ができる環境を整えることは当然のことだと思います。

その立場で2点お尋ねしてまいります。

この制度は原則会計年度契約ですが、スタート直後は3年経過したら全員契約を破棄して再度新たに募集するという内容でした。しかし、これでは業務の円滑化の阻害要因になる。働く当該職員の不安は大きく、雇用の不安定化に直結するなど、国会での議論や専門家の指摘が沸騰して、政府も事実上の撤回を表明しているところであります。

そこでお尋ねします。国の方針を前に本町はどう対応するのか、町長の答弁を求めます。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。渡邊博之議員の質問にお答えします。

令和6年6月に国の期間業務職員については、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されました。

これまでの表記についても、再任は連続2回を限度とするよう努めるとなっており、具体的な取扱いについては各自治体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情に応じつつ適切に対応するようになっていました。

雇用が不安定となることを危惧されての質問だと認識をしておりますが、本町としましては基本的には国の取扱いに準じることとし、再任については人事評価や面談結果を基に判断をしていきたいと考えています。

○14番（渡邊博之）

ありがとうございました。事前に総務課にはお聞きをしていましたね。事前調査を行って、ここには今、町長が言われたように国の撤回したものに準じていくという答弁と受けたいというふうに思います。

以前のいわゆる非正規雇用の在り方というのも、ある意味そういう形でやってきたんだというふうに思うんですね。これも反社会的な行為をやったりとか、業務を著しく損なうようなそういう方々というのは、それはもう当然入れ替えるといいますか、それはそうなんです、やっぱり真面目に頑張っている職員、大勢ですから、そういう人たちのやっぱり仕事、生活も含めて守るということは、やはり大きな政治の仕事でもあろうというふうに思います。

そういう意味では地域の実情といいますか、ぜひ屋久島町のこの人情、温かい政治、血の通った政治、これを発揮していただきたいというふうに思います。1番目の質問はこれで了解をしたいというふうに思います。

それでは2番目に入ります。

○議長（石田尾茂樹）

渡邊博之議員、もっとマイクを上に向けてもらっていいですか。

○14番（渡邊博之）

分かりました。

○議長（石田尾茂樹）

ありがとうございます。

○14番（渡邊博之）

2番目ですが、希望する会計年度任用職員の正規職員への挑戦を保証するために、退職を条件にしないということが極めて大事だというふうに思うんですが、この辺についてお聞きしたいと思いますけれども、会計年度職員の業務を通して、あるいは役場の雰囲気を感じて、もっと自分も頑張りたいとかという気持ちが高まっていくというのはごく自然なことだと思うんですね。

そして、正規職員を目指そうという方々も当然いらっしゃるわけで、そういう方々へのチャンスを、安心して挑戦ができるそういう環境づくりを求めたいと思うんですけども、答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治）

会計年度任用職員が正規職員の採用試験を受けることについては、特に問題はありません。年齢等の要件を満たせばどなたでも受験が可能であり、会計年度任用職員に限らず、現行の職を辞さずとも採用試験を受けることができます。

○14番（渡邊博之）

総務課からお聞きしていたんですけれども、町長の今の答弁で職員の皆さんの中には安心と、そしてそういう志望ですかね、そういう機運が高まるんじゃないかというふうに思います。

極めて簡単な質問と簡単な答弁で、ことが進んでいるような気がするんですが、時間

が足りないかなと思ったんですけど、どうもそうなさそうですね。

次に、ジェンダー平等で質問をさせていただきます。

恐らく町長の認識でも表明されると思いますけれども、ジェンダー平等というのは、一言で言えば性による差別ということになって、物すごく広い分野で今色んなことが議論されて、そして時代の流れはジェンダー平等というそういう方向へ、世界も進んでいるというふうに私も認識しているんですが、私も古い人間で、振り返ってみるとゾッとするようなやっぱり過去を歩いてきたなど。

女性に対しての言葉も、そんなひどい言葉はなかったんですけども、やっぱり今思えば傷つけるようなこととか、そういう過去、古い、本当に古い人間で、このジェンダー平等を取り上げること自体が、なんかやはりそんな感じがするんですが、ただ現実はいっぱい見つめていく必要があるというふうに思います。

そこで、一つは役場内のジェンダー平等、町長は自己評価をどうされているか、まずお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

ジェンダーについては、議員と年齢差もそんなにありませんから、私もそういう思いでは今までですが、今の時代にあった生き方をきちんとしなければいけないというふうには思っております。

職員の任用については、屋久島町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づき、職員個々人の年齢、勤務時間、職務の在籍期間や経験年数により基本的には1月1日付で給与の昇格、昇給を行うとともに、役付けについては屋久島町職員の職務設置に関する規則第4条に基づき、課長や参事、統括係長等々の職責を給与の基準と経験年齢等を勘案して任用をしており、差別することなく平等性は担保されているものと考えております。

○14番（渡邊博之）

この質問に至った背景として、こうして見て女性の管理職が1人と、前年度はいらっしゃいました。その前も複数人いらっしゃいましたけれども、課の数からしたらやっぱり女性管理者が少ないなというのを感じましたし、現実そうなっているということもあったんですが、この理由がありましたら、課長できますか。教えてください。

○町長（荒木耕治）

理由というよりか、そういう要するに課長をできる能力、そういうのがあれば私はほとんど登用はしていきたいと思います。

ただ、今の現状の中で、私がこれは個人的に思うこと、議会に出てくる、議会での答弁があります。課長職として日々やるのとは、もう一方議会に出てきて議場で答弁をしなければいけないという、そういう個人的なもろもろもあるようには聞いております。

ですが、年齢は若くてもそういうやる気と、そういうもののある人であれば、適任者がいればどんどん女性の管理職はつくっていきたいという気持ちはあります。たまたま今回は2人が1人になったということでございます。

○14番（渡邊博之）

課長ともこのことは議論したんですが、課長からも何かありますか。今、女性が少ない理由といたらおかしいんですが、背景には何があるかということ。議長、答弁お願いしていいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

現在4月1日付で正規職員が184名います。そのうち女性職員が46名であります。先程、町長の答弁の中でも在籍期間と、あと経験年齢等を勘案して役職をつけていくという形の中で、表向き管理職に女性は1名なのですが、まず年齢到達が来ている、私より年上の方が具体的には今ここにいる1名が女性でありまして、あとピンポイントに管理職だけ見ていくとそうなんです、係長、主任、主査という位置づけの中ではきっちりと在籍年数と経験年数をもってそこで役付けをしていっているんで、差別は起こってなく、平等に取り扱っているというところであります。

○14番（渡邊博之）

差別がないというのは町長も答弁されていまして、そこはもちろん信じておきたいんですが、ただ、今お聞きして男性職員が180名、女性職員が46名という（発言する者あり）そのうちの46名ですか。引けば140名ぐらい、134名ということですね。

女性職員が圧倒的に少ないというのはあるんですが、去年でしたか、私も委員会でしたと思う。指摘をしたのが、例えば募集をするときに、この仕事は男性職員という限定をする。あるいはこの仕事は女性職員という限定をする、いわゆる男女でその募集を分けるということも、これは今もジェンダー平等等の関係では非常に大きな問題になっていまして、その性による差別、性によって募集をしてはならないといえますか、そのことについて私指摘したら、前任の副町長が確かその部分は削除しましたと。インターネットからですね、募集のという答弁がありました。

もしかしたらそういう影響はないのかどうか、募集に関してですね。それはもう撤廃されているのか、一つお聞かせください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

これにつきましても、職員の募集をしております、今月職員採用試験も実施するようにはしておりますが、現在の受験資格につきましては一般事務職という表現の中でのしているので、男女という差別はしておりません。

あと、その他の職種についても、有資格者の資格で募集をしておりますので、女性だから男性だからという募集要項の定めはありません。

○14番（渡邊博之）

去年まではあったということは謙虚に受け止めていただきたいと思うんですね。

よくその辺は分かりました。選ぶ側、募集する側が限定するんじゃなくて、応募する側が選択をすると、こういう認識でいけば間違いがないというふうに思うんですね。

あともう一つ、女性職員が少ないというので私、ふと思ったことがあったんですけども、合併前から職場内で結婚したらどっちかが辞めるというような雰囲気が政治全体を覆っていた時代があります。それはやっぱり影響をして、当時は結婚したらどっちかといえば女性が辞めていくというような時期もありました。

私は、当時はまだ合併前でしたけれども、そういう声を聞いて、それは間違っている、職場結婚をするなということかというふうに意見を述べたこともありましたけれども、今はもうそれももちろんありませんが、もしかしたらこの女性の構成を見たら、こういったところも影響してきているんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、課長も言われましたけれども、今職員の女性の年齢がそういう課長に位置する、その位置にないというか、もっと手前にいるということを説明を受けましたけれども、そういった意味ではもう少し時間をかけないと職場内のジェンダー平等の完成といえますか、理想郷というのは出てこないだろうというふうに思います。

ただ、そのことはよく理解できましたので、この問題は終わりたいと思います。

次の質問です。やはりジェンダー平等に関してですが、その一環として屋久島町議会がパートナーシップ制度ですね、これはどんな相手であれ、それを受け入れるという、結婚を受け入れるという趣旨のものですけれども、これを全会一致で採択をしています。

ただ、これは今途中道半ばで成就是やはり町が提出する条例制定にかかっていると思うんですが、私、2回目になると思うんですけど、まだ至っていない。その理由、その背景に何があるかをお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

昨年、第2回定例会でも同様の質問を受け、そのときは一年かけて町民、そして職員への研修や広報等を通じた啓発活動を行ってまいりたい、そして私も議員と同じ、これはやらなければいけないというのは同じ思いである。私の任期内にその可能性があるのか、少し時間をいただいて勉強をさせていただければと思いますと、答弁をいたしました。

しかし、任期満了まで期間が短く、私の中で制度導入の整理ができませんでした。あれから一年が経過し、昨年、今年にかけては熊毛地区人権教育研修会でLGBTについての講演会を実施し、職員研修としたこと、町民向けには町報4月号でパートナーシップ制度の周知広報をしたところであります。

現在は、パートナーシップ宣言制度実施要項の整備を進めておりますが、まだまだ町

民への周知が不足していると感じることから、もう一度町報なりで周知広報を図った上で、実施要項を制定したいと考えています。

なお、職員研修についても、今年度中に2回目を計画しているところであります。前回も申し上げましたが、パートナーシップ制度の導入については私も議員と同じ思いでありますので、議会が請願を採択したことを重く受け止め、早い時期での実施に向け取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之）

前進はしていると、努力はしているというふうに理解をしたいと思います。パートナーシップ制度については、鹿児島市が既に実現をしているというふうに理解をしているのですが、そういったものを参考にしてぜひゴールまで駆け上っていったきたいというふうに思います。

少しついでになりますが、やっぱりこういうジェンダー平等については、政界の中でも綱引きが始まっているわけですね。特に選択的夫婦別姓については、大きく傾いてはきましたけれども、まだまだかたくなに家族の形態が壊れるとか、ちょっと意味が分からないようなことを理由に、これを拒否している一部の勢力、一部の政治家、こういう人たちの動きも無視はできないでいるわけですが、こういうところには負けずにやっぱり屋久島町のこのジェンダー平等に対する理解の高さをぜひ示していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

もう一点、ジェンダー平等でお尋ねをしたいと思います。町最大のイベントであるご神山まつりが今年も成功裏に終わったというふうに理解をしています。よかったぞという町民の皆さんの声も多数耳にしています。そういう意味ではここに携わった商工会はじめ、観光協会など関係者の皆さんに心から敬意を表したいと、そしてますますの発展を祈念したいというふうに思っております。

ただ、そのためにも内容の改善も率直に提言したい、そういう思いでこの問題を質問しております。

過去、華やかだったですね、テレビなんかでも報道されましたミスコンテストというこういう企画が、ジェンダー平等に反するという、女性差別の一つとして批判にさらされて、徐々に姿を消しつつあるというのは現実ではないかというふうに思います。

こういう中で、この「ミスご神山」の企画が続けられているわけですが、このことについて町長の率直な感想、思いというものをまずお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

ミスコンにつきましては、出場者を女性に限り、年齢制限を設けるなど女性差別とみなされることや、外見を重視する価値観に対する批判、応募資格には明記されていなくても人種や国籍、障害の有無など、多様性を重視するという社会の方向性に逆行するな

ど、問題が生じていることは承知しております。

御質問のありました「ミスご神山」につきましては、ミスコンのように応募資格を作成し、コンテスト方式とするものではなく、例年ご神山まつり実行委員会事務局が個々にお願ひし、承諾を得られた方をミスご神山として任命をし、祭り期間中の2日間のみご神山まつりの抽せん会のお手伝いなど、運営補助としてお願いをしていると聞いております。

以上のように、いわゆるミスコンの主旨とは異なるミスご神山ですが、実行委員会組織もございますのでこのような御意見があったことはお伝えをしたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之）

町長が言われたように、一般的なミスコンというのは本当に大きく変わってしまっていて、私もインターネットでちょっと調べてみたら、ミスワールドとかミスユニバースとか、こういうところも男性を入れない女性だけで企画をするというふうに変ってきているんですね。

恐らくこういうジェンダー平等を意識してのことだというふうに思いますが、うちの実行委員会で決めてやるわけですから、町長がやめろという押しつけはこれはできないことは私も理解をしています。それは決して民主的なことにはなりませんから、ただやっぱり町民が非常に敏感になってきているというのがあって、こういう疑問が出てきているというふうに思うんですね。

ですから、今の町長のミスコンテストに対する認識というものを、私はやっぱり町長、屋久島町行政の立場だというふうに理解して、そういった意味では政治の品格というものを確保できたのではないかというふうに思います。

いずれにせよ、どんな規格で基準で選んでいるのか分かりませんが、やっぱり特定の基準で選ぶということですね。これは広くいったら多くの女性との関係では、やっぱりジェンダー平等から見て問題があるというふうに見られても仕方がないというふうに思うんですけれども、そのことは実行委員会の今後の歩み方を見ておきたいというふうに思います。

ただ、率直にはやっぱり指摘はして、私もいきたいというふうに思っていますので、このことはこれで了解というふうにしたいと思います。

やっと最後になりました。町営住宅の減免制度ですけれども、まず町営住宅の家賃算定の方式を簡単にでもいいですからお示しをいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治）

町営住宅管理条例は、公営住宅法に基づいて運用され、入居者の資格の確認方法につきましても同様であり、入居予定者全員の過去1年間における所得金額の合計額から控

除額を差し引いた額を12で割り、収入認定月額を定めます。

この収入認定月額から入居の資格が満たされているかを確認しますが、この収入認定月額の上限額は一般階層世帯で15万8,000円以下、高齢者世帯、障害者世帯等の裁量階層世帯は21万4,000円以下となっています。

家賃算定の方法につきましては、住宅ごとに家賃の基礎額があり、収入認定月額に応じて8段階の収入区分で家賃を決定することとなります。

○14番（渡邊博之）

続いて、ここ数年と書いていますけれども、減免の申請数と認定数を示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治）

家賃の減免であります、屋久島町営住宅家賃の減免に関する取扱要項につきまして実施をしています。令和5年度実績では申請者数51人、認定者数50人、令和4年度実績では申請者数57人、認定者数56人となっています。

対象者の多くは、疾病により6月以上の療養を要する方、生活保護法による住宅扶助の受給者で家賃が住宅扶助料を超える方、障害者と認定された方及び障害者と認定された方と同居している方となっています。

○14番（渡邊博之）

減免申請があった方々は体に障害を抱えている方とその家族、これだけと理解してよろしいですか。ほかに何かありますか。

○建設課長（計屋正人）

近年の状況は、ほとんどが障害者手帳を有する方といったところがほとんどとなっております。

○14番（渡邊博之）

見えてきたものがあるんですが、家賃の決め方というのは今お聞きしましたけれども、この中で恐らく年度途中で、ごめんなさい。前年度をやって、新年度家賃がスタートしますね。1年間あるわけですね。その年度の途中で例えば亡くなった方、収入を得ている方が亡くなった方、あるいは長期入院で減収した、色んなケースがあると思うんです。一般の方々のそういう状況っていうのは、減免の今までは機会がないというふうになるんですね。年度ですからね。

ただ、現実にはやはりそうなったら家賃を払うのが大変だと。そこで減免制度は、その時点で申請をすればそこから減収分は家賃が安くなると。この辺が盲点になっているというふうに思うんですが、いかがですか。

○建設課長（計屋正人）

町長の答弁にありました取扱要項の中では、その他特別な事情があると町長が認めた

方についてはその減免の対象、審査の対象になってきます。

ですので、年度途中であっても例えば例年10月1日を基準に所得の申請をしていただいて、来年2月あたりに来年度の家賃を決定してまいります。ただ、その決定した家賃を通知した段階で、いや今実は私どもの収入のほうは去年はこうだったけれども今こういう状態なんだというような申請があれば、再度こちらのほうで申請をして、その階層を修正したり、そういうような対応はしてございます。

ですので、ちょっと年度の途中、ちょうどこのタイミングといったところは、私も確認はしてございませんが、例えば2月で決定したものを前年度の所得で判定していますので、今実際はこうなんだといったところで修正等は応じてございますので、恐らく大丈夫じゃないかなというふうには思います。ただ、少し確認は必要かなと思っています。

○14番（渡邊博之）

確認が必要ということになるわけですが、先程報告された減免申請の申請数と実績ですね、本来それであればここに反映されてなければいけないんじゃないでしょうか。それはその必要はないというふうに感じていらっしゃるでしょうか。その辺はどうですか。

○建設課長（計屋正人）

特に町長が認める場合といったところを広くお示しはしてないところになりますので、必要に応じてそういった、ただそのような対応もしてございますので、相談等をいただければその対応になるかならないか、先程答弁の中で少し確認は必要ですが、そのような対応も可能ではないかなと思うところです。

○14番（渡邊博之）

やっぱり実効性は少し疑問だというふうに思うので、突然収入が断たれるということもあるわけですね。ですから、そういう人たちはすぐに家賃との関係では非常に大事な課題になるわけで、そういった意味での迅速なといいますか、むしろ住民の皆さんがそれをしっかりと認識していれば、お父さんが入院だとか、あるいはもうお父さんが亡くなってしまったとかいったらすぐに申請する。そうすると、そのときから始まるわけですね。

そのこのところのきめ細かさはないんじゃないのかなと。そこでお尋ねしたいんですけども、そういうことは町の広報とかでこれまでしたことはありますか、どうですか。

○建設課長（計屋正人）

申し訳ございません。私、認識はしてございません。

○14番（渡邊博之）

そうなるんだというふうに思うんですけども、そこはやはりもう一回検討し直して改善をしていただいて、そしてこの減免制度はやっぱり利用者のためにつくられているも

のですから、きめ細かに改善をしていただきたいというふうに、最後をお願いしたいんですが、どうでしょう。

○建設課長（計屋正人）

議員がおっしゃるように、この減免制度も今の制度が固まってしばらくたつようです。中身についても、再度、見直し検討をする必要があるのではないかというふうに感じておりますので、今日のこの議論を基に課内で、もしくは庁内で検討をさせていただければと思います。

○14番（渡邊博之）

終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時05分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、中馬慎一郎議員に発言を許可します。

○4番（中馬慎一郎）

おはようございます。4番、中馬慎一郎です。

通告に従い、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。

まず、質問に入る前に、先日の台風10号において被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。また、これによる復旧作業をされている電気、水道また道路などの復旧作業に関わられている作業の方々、関係者の皆様には、本当に心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございます。まだまだ暑い日が続きますので、お体など壊さぬようにお気をつけていただきたいと思います。と思っています。

本日は、3点質問いたします。町内の海水浴場の管理体制について、そして、観光基本計画や観光施設の管理状況と今後の在り方について、そして、景観条例と関連する条例、計画の考えについて伺います。

まず、海水浴場についてですが、少し説明をいたします。

今年の海水浴場、7月、8月の来場者数ですが、一湊の海水浴場が8,454人、春田浜が3,288人、栗生浜が3,376人と、計1万5,118人の方が利用されました。昨年が1万3,589人ということで昨年よりは多少増えていますが、おとし、2022年は1万5,700人ということで、まだまだ戻ってはないのかなと感じているところです。今年は台風や、

あと地震などもありましたので、そういった影響もあったのかと思います。

また、全国的に見ると、今年は全国のあちこちで海水浴や水辺の事故、水難事故が多発しております。日本財団の調べによりますと、今年の夏の7月、8月で、テレビ報道などによって取り上げられた溺水事故の件数は212件、そして溺水者事故、事故者数は230人と言われております。その溺者数の約7割が死亡しており、最も多かったのはやはり19歳以下、未成年の子供たちが亡くなっているということになっております。

遊泳者のそういう事故の考察、今後の対策としては、やはり水辺の安全を楽しむための教育、そういった子供たちへの教育というのが非常に大事ではないかと言われております。小学生の遊泳の泳力、泳力の低下などもうたわれておりますので、そういったものも含めて、今後、町のそういった教育にも働きかけていきたいなと思っております。

今回の質問であります。まず、春田浜海水浴場と栗生浜海水浴場の施設改修についての計画を伺います。春田浜は東屋が撤去され、今後、どのような方策が持たれているか、また、栗生浜もトイレ、また東屋にコンクリートの劣化が見られております。町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

春田浜海水浴場及び栗生海水浴場は、町民や観光客の方々に利用され、海水浴シーズンだけでも本年は、春田浜3,288人、栗生浜3,356人の利用者があり、町民憩いの場であるとともに、本町の重要な観光拠点でもあります。

施設はそれぞれ昭和62年と昭和63年に整備され、37年経過し、老朽化が進んでいます。春田浜の休憩舎は施設に爆裂が生じ、コンクリート片が落下するなど使用は危険なため、昨年度に解体を行い、現在、跡地は更地となっています。栗生海水浴場施設は、老朽化による不具合が生じ、適宜補修を行いながら使用をしている状況であります。

議員御質問の施設改修については、町民が安全に安心して利用できるよう、必要な改修に取り組むとともに、観光協会から、町内観光の振興のため海水浴場施設の充実を望む声があり、町としまでも重要な観光施設であると認識をしておりますので、春田浜海水浴場は休憩舎の新設を、栗生海水浴場は老朽化が進む施設の改修をそれぞれ検討をしているところであります。

○4番（中馬慎一郎）

春田浜に関しては、まず、休憩舎新設ということで、これはいつ頃のめどを立てておりますか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

春田浜の休憩舎につきましては、現在、検討を進めている中で、令和7年度に設計を一応今検討しております。その上で、建設のほうに向けて取組ができればというふうに、庁内のほうで協議、検討を進めていくところであります。

○4番（中馬慎一郎）

栗生浜に関しては、休憩棟とトイレ両方、これは検討していくということによろしいですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

栗生浜のほうにつきましても、町長の答弁の中でもありましたように、休憩舎、トイレ、更衣室ともに老朽化が進んでいるところでありますので、時期的には春田浜の改修等が終わった後になると思いますが、この栗生浜の休憩舎、トイレ、更衣室につきましても、今後、検討を進めていきたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎）

それでは、春田と栗生はそれぞれ別に考えて検討していくということ、予算を組んでいくということによろしいですか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今後、予算獲得、事業の執行につきまして、事業計画の検討を今進めていっているというところです。

○4番（中馬慎一郎）

ぜひ、特に春田浜、今、休憩棟がなくて日陰もない、また雨にもさらされという現状ですので、一日も早い設計をお願いしたいと思っております。

その中で、2つ目の質問に入りますが、春田浜は、都市公園条例の中で都市公園として位置づけられております。この春田浜海水浴場は、タイドプールとか色々ありますので、海水浴場以外の利活用も非常に多く、1年を通して見られます。町として、そういった海水浴場以外の利活用に向けた何か整備というか、お考えがあれば伺います。

○町長（荒木耕治）

春田浜は、平成18年に都市公園として設置をされました。公園は春田浜地域の特性を生かし、海水プールや潮だまりを活用した海浜動植物の自然体験施設を整備し、地域住民の観光客の環境学習の場を創出することを目的とした海浜公園です。

春田浜は地域住民や観光客など多くの方が訪れ、公園内に設置されたマリンプールや人工小島は、子供から大人まで楽しめる海水浴場、自然体験施設として活用をされています。また、公園敷地内の潮だまりなどは、魚や貝などの海の生き物を間近で観察できる場所であり、環境学習の場として活用をされています。

議員御質問の海水浴場以外の利活用につきましては、休憩舎の新設を検討しているところであり、これを整備することで、環境学習の場としての充実が図られることが期待

をされます。また、海浜に親しむ地域住民の憩いの場として、海水浴シーズン以外でのさらなる利用も期待をされますので、関係者の皆様から、春田浜の利用促進や観光施設の充実を図ることについて御意見をいただき、整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎）

また後ほど、観光施設のユニバーサルデザインについて、またお話しするんですが、ここでも少しお話ししたいのは、先日、春田浜でユニバーサルビーチの実証実験をある団体によって行いました。私も参加して見てきましたが、今、そういう障害者の方でも海で泳ぐというわけではないんですが、海の景色を見たり、海の風を当たりに癒やしを求めて訪れる方も、ある一定の数は屋久島にもいます。そういった方々が利用しやすいやっぱり施設にぜひしてほしいなと思います。

先程、町長の御答弁にもありました、1年を通して使える施設という意味では、トイレ、今、夏だけしかトイレが開放されておられません。これもぜひ、1年を通してトイレも開放できるようにお願いしたいと思っております。

できればトイレの施設も改修に含んでいただいて、車椅子の方でもトイレを利用できるような、そういった施設になればいいなと思いますけど、そこはまた予算の関係もあるでしょうから、おいおい考えていただければなと思っておりますが、町長その辺り、もし御答弁ありましたらお願いします。

○町長（荒木耕治）

どうせ整備をするならそこも含めて、今、議員が申されているようなことが少しでも改善をされていくようなことをやっていきたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎）

非常に前向きな御答弁だと受け取ります。色んな方が屋久島における、住まわれている色んな方もそうですし、観光客の方もどなたでも入りやすい、行きやすい環境整備というのをこれからもよろしく願いいたします。

2つ目の観光基本計画についてのお話、質問に入らせていただきます。

第2次観光基本計画策定のために、今、色んな策定業務が行われていると思いますが、現在の進捗状況と今現在ある第1次観光基本計画との改善点、これについてお伺いします。

○町長（荒木耕治）

第2次観光基本計画は、令和7年度で現行の計画が期間満了を迎えることから、令和6年6月28日に、観光基本計画策定支援業務公募型プロポーザルの広告を行い、8月6日に審査、最優秀提案者を選定をし、9月4日に契約を結んでおります。

第1次観光基本計画は、基本理念をエコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の

価値創造と観光立町と設定し、数値目標として、令和2年度の入り込み客を35万人と掲げておりましたが、新型コロナ感染症蔓延防止として外出自粛が発出された影響で、大幅に入り込み客が減り、令和2年度の入り込み客数は約13万人と、目標を達成することができませんでした。

第2次観光基本計画を作成するに当たり、現行計画策定時と比べ、インバウンドの拡大やデジタル技術の進歩など観光を取り巻く環境が変化したこと、また、令和5年に屋久島町エコツーリズム推進全体構想が承認されるなど、自然環境を保全しつつ観光へ活用することや、持続可能な観光についての社会的な認識が（ ）たことを基本的な事項と捉えています。

これから計画策定に向け、アンケートやワークショップを実施をまいります。第1次観光基本計画の検証や評価は、策定作業の中で多くの方々から御意見を聴取し検討をしていただき、改善点について計画へ反映してまいります。

○4番（中馬慎一郎）

第1次観光基本計画の中で、基本方針というのが6つ上げられています。その下に、重点的に取り組むプロジェクトということで3つ、世界遺産の保全と活用を基本とした山岳観光の振興、そして、世界とつながるゲートウェイ機能の拡充、そして、観光立町を推進する屋久島町観光推進会議の発足とあります。まず、この重点的に取り組むプロジェクトの評価というところでは、町長、どうお考えですか。

○町長（荒木耕治）

全体的な評価としましては、なかなか目標値を高く掲げたというふうには思っておりますけれども、如何せん4年近くのこの時期に、コロナで色んなことが起きたということが一番大きな要因ではあると思います。ですから、そういうことを踏まえて、反省すべきところはきちんと反省をし、また、この間に色々な環境も変わってまいりましたので、そういうものを反映していきたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎）

この先程言った重点的に取り組むプロジェクトの中で、世界とつながるゲートウェイ機能の拡充ということで、玄関口である空港や港の機能拡充というところもうたわれております。

インフラ整備はもちろんです、観光満足度の向上を図り、新たな観光需要の創出やリピーター獲得につなげますと、こういった玄関口にこういった機能を持たせる拠点となる施設を造る必要があると思います。

今、屋久島にある観光の拠点となる団体というのは観光協会だと思いますが、この空港の中にできる施設の中にそういった観光協会が入る、そういった話というのは、今、町長の中ではどういうふうにお考えですか。

○町長（荒木耕治）

ターミナルビルは民間が造るわけですから、これからそういうことを含めて話をしていきたい。できれば、その中にいるのが一番利便性もいいですから、そのようになるように努力はしていきたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎）

観光協会も人員不足により、宮之浦の案内所が一時休業、休んでいるところです。これから屋久島の観光を見ると、本当に一つの場所に大きなものをつくるというか、拠点を構えてそこで情報を発信したり、観光産業の発展につなげるような組織をつくっていかないといけないのかなと思っています。

もう一つ、ちょっと観光基本計画の中で質問ですが、基本方針の中で地域連携や循環という項目があります。地域のヒト、モノ、カネの融合による循環する仕組みづくりという文言があります。これは、屋久島独自の地産地消の流通体制の構築、食の充実、また、地場産業との連携した消費を施す仕組みづくりとかうたわれているわけですが、これから第2次観光計画を立てていく上で、この具体的な地域連携を循環させる、どこが担い手としてできるかというのをつくっていく、もしくは考えていかなければいけないと思っています。

ある公共事業の担い手としてそういう団体を任せられる団体、そういったものが、私は観光業に関わっているので観光協会でもいいんですが、農業もあるし、商工会もあるし、そういった色々な団体がある中で、屋久島としてこうやって屋久島の経済を、観光を通した経済活動を任せられる団体をつくる必要があると思います。

どのような第2次観光基本計画になるか分かりませんが、次の観光基本計画には、やはりそういった具体的な人を動かす、島を動かす団体づくり、団体を育てるという何か目標があってもいいのかなと思っています。そういった団体について、何か町長のお考えがあればよろしくお願いします。

○町長（荒木耕治）

今、言われたように、個々の団体でやるというよりは、やっぱりチームが一つになってこの島の観光をやるという、農業もそうです、商工も、そういうふうにして、観光業界が観光だけやるという、そういう時代でもないと思いますので、ですからそういう連合した組織といいますか、新たなそういうものができればいいのかなというふうに思いますので、2次産業の委員会の中でそういうことも指示をしたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎）

ぜひ、観光基本計画を考える上で、そういった議論もしていただければと思います。

今、地方の中では、地方創生を担う、そういう活動団体に地域商社というのをつくっ

ている地方自治体、地域もあります。かなり広がっているようで、50地域以上で、今、こういう地域商社みたいなのができております。中でも北海道では、観光地域商社といって、観光協会とそういう、ものを売る仕組みづくりを備えた商社を地域の中にしっかりつくって、進めている町もありますので、そういった事例も参考にしながら、また、私も提案していきたいと思っております。

続きまして、先程も少しお話ししました観光施設や公共施設のユニバーサルデザインの実効性を検証するために、バリアフリーの検証や点検が必要ではないかと考えますが、町長の御答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治）

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようデザインする考え方と理解をしています。

国は、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進を掲げており、町も公共施設等総合管理計画の中で、施設の改修や更新のタイミングで、全ての人が安全に安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指し整備を行うとしています。観光施設は誰にでも使いやすい施設であるべきだと考えており、可能な限りユニバーサルデザイン化に取り組んでまいります。

議員御質問の検証や点検については、施設利用者からの声や施設管理者からの意見などを聞き取ることとし、その結果を誰もが安全、安心して使用できる施設に向けた整備に生かしてまいりたいと思っております。

○4番（中馬慎一郎）

本日早朝未明ですか、パラリンピックも終わりました。世界でも、国内でも、そういったユニバーサルデザインを取り入れた公共施設や観光地というのは、どんどん進められております。

その中で、ちょっと最近、春田浜でユニバーサルビーチの検証をやったときも思ったんですが、公共施設の中で、例えばトイレをちょっと広く造って、車椅子でも入れるようなトイレを造るといった際に、そこはそこでしっかりそういう考えで造っているんですけど、そこに向かうまでの動線というか道が、例えば、車椅子が通るには少し困難な道であったり、全部がやっぱりつながっていかないんですよ。

ですから、そこだけすればいいというものではないので、やはり施設の周りも含めて、そういった車椅子の方でも安心して使える施設、まちづくりというのを、これは観光施設だけではありませんので、公共施設全体、また学校、そういったところをお願いをしたいと思っております。

今回、ちょっと質問の相手として町長に上げているんですが、教育の場でも今度、安房小のプールが改築されます。これに対しても、今、安房小にもそういう対象となる障

害者の児童がいて、私、7月に神山小のプールの授業を見に行っただけですけど、車椅子に乗ったお子さんがプールの授業を受けている様子を一緒に見させてもらいました。

やはりああいうプールにも、車椅子が入りやすいようなスロープをつけたりとか、あとプールって結構暑いので、日陰ができる、ひさしを長くしてあげたりとか、それと子供たちはもちろんなんですけど、特に障害者を持つ子供というのは体温調整がなかなか難しく、急に体が冷えたり寒がることもあります。そういった子供たちに、温水とか温かい水がすぐ提供できるような、そういう施設が理想かなと思います。

なかなか全部は、一つ一つはいかないと思うんですが、できるところから、足元の整備からそういったところまで、順番にしていいただければなと思っております。ぜひ、バリアフリーの点検については今ある施設を見ていただいて、今後、新しくできる施設に、少しでも多くそういった要素を取り入れていただければなと思います。

これは、今、学校のことを言いましたが、今度予定されている多目的ホール、これも災害のときにはそういった被災者の方が集まる施設になりますので、誰でも自由にそういった施設で、安心して過ごせるよう考えていただければなと思っております。

町長、何か御答弁ありますか。

○町長（荒木耕治）

私は、就任をしたときに、自分のこの4年間の目標は環境と福祉だというふうに言っております。ですから、今、私どもの考えている以上に、どんどんそういう社会の安心安全というのは進んでいっていると。

苦しい財政の中ではありますけれども、そういうことをきちんとやっていけるような屋久島町にしていきたいと思っておりますので、色々と御意見をいただければというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎）

屋久島にもそういった障害者の子供、大人もそうですけど、やっぱり多数いらっしゃいます。そういった方々が島にいながら安心して暮らせる整備、あと、観光客もそういった屋久島に安心して来れる観光立町、そういったものを目指していただければなと思います。

続きまして、3番目の景観条例と関連する条例、計画の考え方についてお伺いします。

屋久島町でも景観条例や景観計画というものができております。その文言の中で、町の責務や町民、事業所の役割というのは十分うたわれております。ただ最近、2地域居住者や観光者だけではないんですが、町民以外の方も屋久島に来られて、色んな活動されている方々もいます。

そういった関係人口全ての方に、屋久島にいる全ての方に、やはり屋久島の景観を守るといえるのか、考えるものをしっかり表記するべきではないかと思いますが、お考えをお

聞かせください。

○町長（荒木耕治）

景観保持のためには、屋久島に関係する全ての方々の役割や協力を、屋久島町ふるさと景観条例に明記すべきとのことにつきましては、御承知のとおり、当条例第4条には景観保全に向けた町の責務が、町民等の役割は第5条に規定をされています。

なお、町民等の定義は、町民及び町内に土地及び家屋を有する者並びにこれらの者の組織する団体としていることから、議員が指摘する2地域居住者は町民等に含まれることから、第5条に示す役割が義務として示されています。

一方、屋久島に訪れる方々を始めとした関係人口の対象となる方々には、条例上で役割を求めている現状です。良好な景観は、観光などで本町を訪れる方々にとっても感動と思い出を提供するものでありますので、良好な景観を保持するための施策に御理解と御協力をいただけるものと思いますし、山梨県や静岡県各市町で条例に盛り込んでいる事例が見られるところです。

また、本町において、一時的にお越しになる来訪者によって景観を損なう事案が発生しているか、それが悪質で反復的なものであるか、また今後、そのようなおそれが発生し続ける可能性があるのかを含めて、検討をさせていただきたいというふうに考えています。

○4番（中馬慎一郎）

私も今現在、観光客が来て屋久島の景観を損なうような事例があったかとか、そういったものを聞いているわけでもありませんし、特に、今すぐ何か厳しいものをつくってというのは考えておりませんが、あと数年後に空港が延伸して、東京からの直行便が運行されるようになったときに、やはりどんな影響があるか、色んな想像をしていかなければいけないのかなと思います。

観光客がもちろん増えていくことを望みますが、それと同時に色んなものが外から入ってくるのではないかと、そういったものに対して、やはり屋久島町としてしっかり網をつくって、その網を通した状態の中で島づくり観光まちづくりをしていかなければいけないかなと思っております。何でも自由に、外から来た人が自由にできるわけではないよということをしっかりくぎを刺すという意味では、やはり条例とかそういった計画がしっかり伝えられているかどうかというのを、今回の質問の趣旨としております。

7月、私は沖縄に行ったときに、恩納村というところに行きました。屋久島と同じように1万1,000人ぐらいの人口の村ですが、観光客数が80万人を超えるといっております。

その町の財政を見ると、屋久島町とちょうど反対で、屋久島町が自主財源が2割程度に対して、向こうは6割から7割が自主財源をつくっております。それはやはり観光と

いう産業が成り立っていて、大きなホテルがいっぱいあって、色んな税収入が入ってくるからですね。

それは観光としてのすごく魅力で、町の魅力でもあるんですが、一方で町の景観を見たときに、やはり屋久島とは全然違う景観を感じました。屋久島にはラムサール条約に指定されているいなか浜とか、あとすばらしい山々の景色が集落から見えるとか、そういった屋久島ならではの、屋久島でしか見れない景色、景観というのがあちこちにあります。

皆さんの周りにもそういった景観があると思うんですが、そういった景観をやはり島の人のためにも、また訪れる方のためにも残していく、こういった条例や計画というのが必要かと思いました。

十分、景観計画に関してもそういったものが盛り込まれているので大丈夫であろうと思うんですが、担当課に聞いても、こういった景観や条例に関してのまだ具体的な行動がないということもありましたので、いま一度意識を持って、これからの空港延伸、観光基本計画などにもつなげるようなお考えを持っていただければなと思っております。

その次に、景観協議会というのがつくられております。構成員の中に色んな構成員が含まれているんですが、地域住民、区長の代表、代表区長というのが入っているんですが、その地域の住民というのが入るべきではないのかなと私は思うんですが、町長はその辺り、景観協議会の構成について御答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治）

景観協議会は、景観形成に関する事項について、町長の諮問に応じ、調査、協議する組織として、屋久島町ふるさと景観条例第17条によって設置ができる規定となっておりますが、平成25年1月29日に景観計画の協議をいただいて以降、諮問事項がなかったことから開催をされておらず、委員の任期も満了をしているところです。

景観協議会の組織については、条例第18条第2項に規定をされており、町民代表としては屋久島町駐在員会の代表者が規定されており、平成25年度当時は、区長連絡協議会の代表者に御出席をいただいたようであります。なお、学識経験者として議長の御出席もいただいております。

来る日に景観協議会が開催される場合は、改めて委員を選定することになりますが、規定上、区長連絡協議会会長と限定しておらず、20名以内であれば団体から複数の委員をお願いすることは可能だと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、景観行政に携わりたい町民の参加を想定していない組織構成となっておりますので、新たに構成された景観協議会において、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎）

景観の地域に住む住民の声というのをしっかり聞いていただきたいと思っております。区連会の区長さんたちが、代表が分からないというわけではないんでしょうけど、その地域に住んでいるならではの感情やお考え、気持ち、そういったものが十分含まれるような構成になればと思いますので、ぜひそういった方々が入れるような取組をお願いします。

最後の質問になります。

先程も少し触れましたけど、新規起業者、これから屋久島に来る方々へのこういった景観条例や、あと関係する条例としては、水と緑のふるさと環境条例というものもあります。こういった町の取組や景観や環境を守る条例をしっかりと新規事業者に、今現在伝えられている、そういった取組はあるでしょうか、お伺いします。

○町長（荒木耕治）

議員の御指摘は、本町において新たに事業を起業される方に、本町の景観保持や環境保全の方針や取組に協力を得られるよう広報がなされているかということと推察をいたします。

屋久島町ふるさと景観条例第4条第2項には、町は良好な景観形成に関する啓発を通じて、町民等及び事業者の理解を深めるよう努めなければならないと規定をしています。このことから、ホームページ上に景観計画を掲載し、世界遺産の島として屋久島らしい景観づくりを目指すため景観形成の基本目標のほか、特定届出対象行為の内容、屋外広告物の設置基準等を啓発しているところです。

また、上位法である景観法第3条第2項において、国は良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならないと規定をされております。なお、事務上では、建築基準法に規定する建築確認は、都市計画法上の開発行為に手続と密接に関係することから、事業主や設計会社から確認をいただくという実情にあります。

したがって、議員が懸念をされております本町において新規進出される事業につきましては、法や条例で規定されている届出をいただく対象は大規模なものでありますので、設計会社などから届け出いただくものと思います。また、事業着手後にも、県の関係課とともに指摘はできるものと思われま。

また、屋久島町環境基本条例や屋久島町水と緑のふるさと環境条例は、町の環境保全行政を進めるに当たっての先制的な条例であります。これに基づいた個々、具体的な取組は、屋久島町第2次振興計画に定める基本理念やエコツーリズム推進全体構想と整合していることから、一体の施策として取り組み、広くPRをしていると認識をしているところであります。

○4番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。今回の景観条例に関するこの質問も、先程の観光基本計画もそうなのですが、これから10年、20年、屋久島の景観、自然環境をどういうふうに取り、暮らしやすい島づくりをしていくかという、これは本当に先程言いましたけど、空港が、滑走路が延伸になったとき、その後の屋久島の姿をどう町長がお考えになっているか、屋久島のビジョンを町長がどうお考えでいるかというのを聞きたくて、今回、質問しました。

というのは、屋久島観光協会でも、30年後の観光ビジョンをつくるという、今、プロジェクトチームをつくって検討しているんですけど、その前に、やはり町としてどういう考えを持っているのか、屋久島としては、この屋久島町をどういうふうこれから運営していくのかというのを、非常に皆さん興味を持っておられます。

少しでもそういった方々に、町長のそういうメッセージやお言葉を伝えていって、屋久島の観光協会と屋久島町が一緒になって、これからも町政のために、観光立町のために発展できればなと考えております。

本日はこれで終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、相良健一郎議員に発言を許可します。

○6番（相良健一郎）

皆さん、お疲れさまです。6番、相良でございます。台風10号におきましては、被災された町民の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復興を願うばかりでございます。昼一番ということで、皆さん、上まぶたと下まぶたがひつつくと思いますけれども、しばらくお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

では、通告に従い、質問をしたいと思います。町長の明確な回答を期待しております。

1、農業振興について。

農家、果樹農家、畜産農家への肥料、飼料等の支援をする考えはないか、まず伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

相良健一郎議員の質問にお答えをします。

ウクライナ紛争や原油高騰、円安等の外部要因により、令和4年の一時のように価格が、上がり続ける状況は収まってはいるものの、肥料、飼料等の農業資材は高止まりの状況であるということは認識しているところです。このような物価高が当たり前の状況となる中で、農業振興の在り方としては、経費負担を恒常的に減じる施策の実行と、物価高による経費等の負担を価格転嫁へつなげる施策が必要であると考えます。

肥料の経費対策としては、化学肥料の低減を図り経費負担を減らすこと、また飼料の経費対策としては、自給飼料を拡大し、濃厚飼料の使用低減を図り経費負担を減らすことが必要となっていると思います。

これまで、高収益対策や肥料・飼料高騰対策といったカンフル剂的な施策の展開を図り、農業を継続することを第一目標に施策展開を図り、効果を上げてきたところですが、物価高騰が当たり前の環境となった現在では、カンフル剂的な対応ではなく、恒常的な対策が必要と考え、各種施策を展開しているところです。

また、恒常的な物価高騰に対しましては、J Aと協議し、今年度より、輸送コスト支援対策事業に、肥料、飼料等の農業資材の移入に係る輸送費についても国庫補助申請を行っているところです。

農家支援につきましては、一過性の施策ではなく、恒常的かつ有効な施策について支援を図ってまいりますので、今年度につきましては、農家への肥料、飼料等の補助金等の直接支援は考えていないところであります。

○6番（相良健一郎）

ありがとうございます。

今年度については、直接の支援はないと考えてございますが、では、担当課でも結構です、今年度はどのような、詳しくですね、施策を行っているか、伺いたいと思います。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

化学肥料低減対策としましては、J Aが、価格が高騰している菜種かすペレットの一部を、地域資源である堆肥ペレットで代替し、価格低減を図ったリッチシリーズの肥料への全面展開を図っているところです。

また、今回補正予算に計上させていただいておりますが、中間にあります黒豚ファームが環境に配慮した新たな堆肥施設を整備し運用する計画であります。有機質肥料として豚ふん堆肥が活用されることにより、果樹農家の化学肥料低減につながり、経費負担の低減が図られるのではないかと期待をしているところです。

飼料対策につきましては、畑地資源をフル活用して、粗飼料生産の最大化を図る実証を行っております。具体的には、畑総地区の現在活用されていない畑を活用し、スーダ

ン等の飼料作物を栽培しております。また、バレイショ収穫後の次作の植付けまでの間、活用されていなかった畑に、スーダン等を植え付け、自給飼料の確保を図る取組を行っております。さらに、作付した畑には、牛ふん堆肥を散布し、畑の地力を向上させ、連作障害の影響を緩和し、バレイショの安定収量の確保につながる取組も行っております。

このように、耕畜が連携し、農家の経費負担の軽減や収量増につながる取組を今後も推進していきたいと思います。

価格につきましては、果樹等の農産物や豚につきましては大きな価格の下落はないものの、牛につきましては、中国経済の低迷やコロナ禍による枝肉の在庫がはかし切れない状況等により、子牛価格の低迷が続いている状況ですが、そのような中でも、熊毛管内では、常にトップの競り価格となっております。8月競りにおいては、子牛価格の平均は、種子島で39万1,000円、対前年比12%減のところを、屋久島は49万円、対前年比2%増と、10万円ほどの開きがあるところです。

鹿児島県内の各市場でも価格が軒並み下落する中、屋久島の子牛が対前年並みの価格維持が図られている要因としましては、優良種の導入や株式会社水迫ファームの買い支えもありますけれども、指定管理者や農家の的確な飼養管理によるものと考えているところです。

今後も、旭、長峰、両牧場の機能を最大限活用し、良質な子牛の出荷頭数の確保を図ってまいりたいと思います。

○6番（相良健一郎）

担当課としても多様な施策をして、直接ではないですが間接的に支援を行っていることは十分理解できます。しかし、やっぱり直接じゃないと、農家の方々は目に見えないと思っております。不満も出ると思います。また、平等性にも若干欠けるのではないかなという考えがします。

また、当初予算についても、お茶農家、また漁業者への燃料補助ということで、これ目に見える補助でございます。このことについては全然大丈夫で、私もいいことだと思いますので、これにつきましては続けていってほしいと思います。

しかし、やはり直接支援がないとですね、やっぱり不満が出るということで、担当課としてそういう施策をしているのであれば、やはり何らかのアピール、こういうことをやっていますよという周知が必要ではないかと思っておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

○産業振興課長（松田賢一）

確かに、おっしゃるとおり、PRにつきましては不足している部分があるかと思えます。今後、農家さんへの会議等でのお知らせを含め、また広報紙等も活用しながら、PRをしていきたいと思えます。

○6番（相良健一郎）

そこで、ちょっとJAさんをお願いして、肥料価格の上がり幅をちょっと調べてみました。平均160円ぐらいです。1俵、平均です。これを私の家でも、1年に400から500、肥料を振ります。やはり、努力はするんですが、なかなか最低コストの分は避けられない部分がありますので、そこら辺もまた踏まえて、考えていただきたいと思います。

最後に、今言ったように、農家も経営努力をしているとは思いますが、しなけりゃいけないと。経費節減に努めてですね、最低限の。しかし最低限のコストかかるわけで、多少のやっぱり支援は必要ではないかと。直接支援が必要ではないかと考えます。

今年度の、支援はない。直接支援はないんですが、例えば、来年のことを言えば、鬼から笑われるかもしれませんが、今年の台風被害でポンカン、タンカン、落ちていていると思います。被害が出ていると思います。そこで、先程、担当課長がおっしゃった、牛、豚の価格がちょっと落ちていているということで、思わしくなければですね、これを来年は直接的支援ができないかどうかを最後にこれは、この質問についてはお伺いしたいと思います。町長でもいいですし、担当課長でもいいです。

○産業振興課長（松田賢一）

今後の動向を注視し、必要な手だてが必要であれば、措置を講じてまいりたいと存じます。

○6番（相良健一郎）

まあ来年のことなので、今年の動向を見ないと分かりませんが、私も農家の1人としてですね、下落は分かります。ぜひ直接支援の形を、1年でもいいです、2年でもいいです、取っていただきたいと思います。最後にこれお願いして、最初の質問は終わりたいと思います。

次に、教育長のほうになりますが、まず、小学校、中学校の机は適正か、端的にお答えください。

○教育長（石田尾行徳）

机の規格につきましては、新JIS規格に適合していることや、教室内での机間距離の確保という視点からも、適正であるというふうに考えております。

○6番（相良健一郎）

なぜこの質問をしたかといいますと、私、現在の教科書の大きさがA4サイズになっているとお聞きしました。昔、私らなんかのときはまだ、ちっちゃいB5ぐらいだったと思います。そして現在、タブレットも使用して、授業があるということもあります。そして、夏休み期間中に2校、2学期の頭に1校ちょっと、あくまでも参考意見です、聞いてまいりました、学校に行って。その上で、机の上に教科書、タブレット、ノートを出したときに、タブレットを落とすのではないかと、先生たちがまず心配しています。

そういう目配りをしなければいけない。そして、机を広くすることで、万が一広くしたらですね、今度は教室が狭いということもありました。

あと、実際今、地杉を使っていると思いますけれども、重い。1年生の子供たちに重いと。移動がしんどいということです。

中には、机はもう少しちっちゃいほうが良いという学校もありました。これはあくまで参考意見として聞いてください。

ということがありまして、各学校それぞれ確かに工夫をして、授業を行っているみたいで、先生たちがですね。本当に御苦勞をされているみたいです。このような意見がありましたので、それを今踏まえて、教育長、私のこの意見なんですけども、いかが捉えましたか。

○教育長（石田尾行徳）

ありがとうございます。

現在の小学校、中学校の机につきましては、平成10年から11年の学習指導要領の改訂を機に、大判化された教科書サイズに伴い、新JIS規格が従来の「60cm×40cm」から「65cm×45cm」に拡大されたことや老朽化が進んでいたため、森林環境税の事業メニューの1つであります「木のあふれる街づくり事業」により、県補助金を活用し、平成22年から平成26年にかけて、地元材であります地杉を使い、一斉に整備したところであります。

しかしながら、近年の授業等におけるタブレット使用などの現状を考えると、児童生徒からすれば多少の不便を来しているということも考えられますことから、今後、学校の実情等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○6番（相良健一郎）

学校の実情を踏まえて、やっていただければと思います。

それで、今、答弁の中で、22年から26年度に地元を活用した整備して今の机が入ったということを回答されましたけれども、この机についての更新時期はいつ頃になるか、もしお分かりであれば教えていただければと思います。

○教育長（石田尾行徳）

現在、各学校に整備されております机につきましては、そのほとんどがですね、整備後10年ほど経過しておりますので、老朽化が進んでおりますことから、まだ具体的な整備時期についてはですね、まだ決まっておりますけれども、議員から御指摘いただきました机のサイズ等も考慮して、子供たちの安心、安全を念頭に、教育効果を高められるようなものが整備できますように、今後、計画的、段階的に、進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（相良健一郎）

更新時期までにもし期間がかかるようであれば、今、教育長が答弁された、学校と連携を取ってですね、児童生徒が学びやすい環境、また先生方が集中して授業ができる環境を整えていただきたいんですけど、再度、お答えいただければと思います。

○教育長（石田尾行徳）

先程も申し上げましたけれども、やはり子供たちが主体でございますので、今後、今タブレットを使って、タブレットとあと紙の教科書を使う、いわゆる併用をした授業が進められておりますけれども、タブレットにつきましてはですね、今後、デジタル教科書というのが今からできてきますので、そういったものにも対応できるように、整備のほうを考えてまいりたいというふうに考えております。

○6番（相良健一郎）

そのように、教育長、よろしくお願いいたします。

この問題の質問に対し最後でございますが、今回、産業厚生常任委員会で大分県の日田市に行ってまいりました。ちょっと委員長と話をしたら、委員長報告前にやめてくれとおっしゃったんですが、どうしても一般質問に関わる問題なので、頭下げてですね、言わせてくださいという話をしました。

日田市では、「きみの木」ということで、小学生入学時にですね、地元の日田杉を使い、天板を支給しているそうです。天板を支給したら6年間使用ということで、卒業時に、その天板だけ、持って帰れるということをしているみたい、取組を行っているみたいです。

まだ現在2年目だそうですが、実際、屋久島も地杉という屋久杉というのがありますので、ぜひ、それやってほしいと。地元材を天板に使い、重たいフレームではなく、軽い、1年生でも持ちやすいフレームにしていきたいと。また卒業時にはそれをプレゼントする。やっぱり、屋久島らしいことも検討していただきたいと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

ありがとうございます。

ただいまの、ただいま提供していただきました情報につきましては、今後参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（相良健一郎）

ぜひよろしくお願いいたします。これはまあ、今後更新時期がいつになるか分からないんですけども、予算があるときはですね、ぜひやってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日の最後の質問に入ります。

南部林道についてですが、今後どのような管理体制を行っていくかということで、平

成29年第4回目の定例会で同僚議員が質問されています。このことについて今現在やっているんですが、再度確認をしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

林道屋久島南部線の管理体制については、平成29年12月の同様氏の一般質問の議論を基に検討を行い、令和元年度からは、林道が通る4集落に4年ごとに、維持管理業務として除草業務等を受託いただき、維持管理を進めているところです。

現行の維持管理体制は、既に4地区を1巡し、今後も現行体制にて進めていくのか、それとも現行予算を各集落に配分し各集落への重点部分に対応するのか。または現在、町道等の除草と簡易な道路修繕を含めて、町道維持管理業務委託として各集落に担っていただけないか、庁舎内及び各地区と検討協議を進めているところですので、町道等維持管理業務委託の方針が決定したならば、将来的に林道も、その積算基礎に加え管理することも検討の余地があると考えているところです。

いずれにしても、林道を有する各地区と引き続き、協議を行いながら、管理体制を構築していかなければいけないというふうに考えております。

○6番（相良健一郎）

回答ありがとうございます。現在、4集落を順繰り順繰り回って、小島、平内、湯泊、中間ということで、たしか29年度の答弁の回答どおり、今行っているということですね。

そこで、今回、台風10号で、ちょっと私、見に行きました。小島から上がりました。そしたら、途中で物すごい崖崩れがあって、通行止めになっております。それは確認していますよね、課長は。

そこでですね、土砂崩れの通行止めになる、それが、その復旧はいつ頃になるか、今年度の復旧に入るのか、来年に入るのか。まず、分かっておけば、課長のほうでいいです、教えてください。

○建設課長（計屋正人）

台風10号の南部線の被害について御質問いただきましたが、南部線は3か所、倒木1本2本の倒木は除いて、いわゆるその崩土、土砂崩れ、路肩決壊等を含めて大きな場所が3か所ございました。

今、議員が御指摘いただいた、小島から上がっての崖崩れ、治山ダムがあるところになりますが、こちらのほうはもう、土砂崩れ、崩土というレベルじゃなくて、もうほとんど土石流というような大岩が流れております。こちらにつきましては、森林管理署の管轄になりますので、森林管理署さんが、公共災害で対応を行うというような形で、1段階目の協議が進んでいるところです。

この災害につきましては、ちょっと時間がかかるのではなかろうかと思われていますが、道路までその土石流が完全に覆って、30m近く覆っていますので、ちょっとしばらくこれは、災害査定も大がかりなものになるんだろなというふうに思っています。

あと、2か所のうち1か所につきましては、L型擁壁、湯泊地区になります、2か所ともですね。L型の擁壁が決壊してございまして、道路の路肩が流失してございます。こちら20mぐらいの被害を受けておりますので、公共災害にて対応をすることになります。恐らく、査定が11月の末か12月ぐらいになるかと思っておりますので、それから進めても、もう今年度、できるかできないかというような状況。

あと一点は、崩土、土砂崩れが1か所、同じく湯泊でありましたので、こちらのほうは単独で、処理を進めていくというような形になろうかと思っております。

以上です。

○6番（相良健一郎）

3か所ということで、ちょっと今年度は、通行はあまり無理だということのようですね。

そしたら、そこで災害復旧が完了したとき、長年、まあ長年かかってはいけないんですけども、二、三年でできるのであればですね、まず、今の林道は、草がすごく生えていくと思います。もうどこも集落が入っていけないと思うんで、そしたら、やっぱり16kmあるんですが、一旦、16kmをきれいに整備していただいて、各集落に業務委託、再度業務委託ということはできないか。一旦きれいにしないとですね、今のままでは多分、通れないし、作業ができないと思われています。その辺はどうお考えですか。

○建設課長（計屋正人）

まだ課内できちんとした検討が進んでいるわけではございませんが、南部線16kmありまして、議員が通られました端の小島、あと湯泊というような形になります。途中途中で取付け道がありますので、その災害現場自体はもう当然通れませんが、その他のところは、恐らく通れるであろうとは思っています。

したがって、町長の答弁でもございましたが、今までは、一集落に、4年に1回ずつ、その集落の部分、担っていただきました。最初の4年間は、1巡するまでは、全地域になりますので、恐らく大変だったんだろうなと思います。でも、一応一通り、自分の地域の4km近くが終わって、あとは、例えば日陰であれば草の伸び等も抑えられるとか、ある程度そういったポイントもあるのではなかろうかと考えます。そういったところに、例えば重点的に、今までの大体、一集落に160万円前後の委託で担っていただきましたが、それを4地区に分配して、その重点的に、重点地域をやっていただくという手もあるのかなとも考えたりしてございます。

議員がおっしゃる、一旦、きちんと工事、もしくはその後、業者さんに入っていた

いてという御提議がございましたが、16kmありますので、やっぱりなかなか大変かなと。たしか、平成29年の町長と大角議員の議論の中でも一旦業者さんに入ってもらってというような提言もあったと思いますが、まあなかなか結構なお金にもなるのかなと思えば、少し、やはり、丁寧な検討が必要かなと考えるところでございます。

以上です。

○6番（相良健一郎）

私はですね、各集落に委託するのは全然大丈夫なんですけど、ただ各集落、なかなか人手不足で苦勞するという集落もあると思います。4集落の中で、やっぱり高齢者率が高いとかというところもありますので、今後しっかりと協議をしていただいて、やってほしいと。できれば、町もやっぱり、当然中に入っていくんでしょうけども、大きい支障木は業者を入れるとか、そういうところまで見ていただいて、管理しやすいと。160万円じゃなくてもいいと思います。140万円でもいいと思います。あればあるほどいいんですけども、そういうのを町がするんで140万円ですべてやってくれとやっていうのは全然、私は、いいと思っています。

ですから、今後、きちっとした協議をしてですね。せっかく造った道路です、管理をしていただきたいと思います。

町長、最後にいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治）

今の議論を聞いておまして、しっかり、これからですね、今の内容をきちんと精査をして、地域にあまり負担のかからない状況が作り上げればいいなというように思います。

○6番（相良健一郎）

ありがとうございます。では、しっかりと協議していただいて、やっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時20分から再開します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時20分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀議員に発言を許可します。

○5番（眞邊真紀）

お疲れさまです。一般質問の冒頭に、皆さん台風10号のことに触れられておりますけれども、本当にまだ町を見渡すと、まだ復旧していないところが結構あるなという状態で、いち早い復旧を望むとともに、今回のその台風10号で感じたことが幾つかありましたので、述べさせていただきたいと思います。

本当に私たちの生活は水道・電気・通信、昔はなかったその通信というものにも、かなり大きく恩恵を受けているなというふうに強く思いました。

電気も、うちも50時間近い停電でしたかね、30日まで復旧しませんでしたけれども、通信も同じくしばらく復旧しないで、かなり不便を感じました。とともに、やはりそれを整備してくださっている方、設置してくださった方への感謝は物すごく深まった台風でもありました。

そしてまた、スーパーに並ぶ物が最近高過ぎて、一々こんなに値上げしなければいけないのかというような腹立たしさも一方ありながら、このフェリーが6日、7日と来ないと、やっぱりお店に買えるように細々と品物を並べてくださっていることへの感謝、販売してくださっていることへの感謝が深まって、その物が高いとか、そういうのはあんまり気にしないと言えぱうそになりますけれども、また違う視点でそういうサービスを見られるようになったような気はします。

そして、議会だよりのちょうど編集がもう一番最後、校了前を迎えていたので、通信が使えないということ、電気が使えないということ非常に不便だったんですけれども、滑り込みで校了の原稿を新生社さんに送らせていただけて、これもよかったんですが、その一般質問の通告の締切りが29日の午前中まででしたので、本当は交際費の次に多目的アリーナ、多目的ホールの民間がその管理をするという体制のことについて問いをしたかったんですが、ちょっとネットが使えずに通告をどう仕立て上げたらいいいのか分からなくなってしまったので、2問目、今回私は狸について通告をしています。

これは、だから12月ぐらいに持ち越そうかと思っていたんですが、狸については、実はずっと温めていた課題で、これ放置していいんだろうかというのが、家の周りでもよく見かけるもんですから、ずっとありました。

もうこの機会にそのアリーナ、多目的ホールの通告ができませんでしたので、もうこの機会に狸のことを通告しようと思って、通告させていただいた次第です。

その通告をした1週間もたたない9月3日に、環境省がちょうど奄美のマンガースの根絶の宣言をされて、あ、これはこのために、このタイムリーな話題と併せて町に問うために、通信も使えなかったんじゃないかなというふうに置き換えて考えるようになりました。

なので、今回狸の話題でありますけれども、世界自然遺産の外来生物についてという割と大きな課題について、2問目に質問させていただくことになっております。

まず、通告の1番目から順番にさせていただきますが、町長交際費について。

屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱の中に、贈答の際に支出できる具体的な金額を明記するなどの具体的な改善が必要だと考えるが、いかがか。

住民訴訟の際に、提案した4点の改善点についてどのようにお考えか伺います。

1番、屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱の中に、贈答の際に支出できる具体的な金額を明記。一般社会におけるお中元やお歳暮の金額、ほかの地方自治体の贈答例における支出額を踏まえて、上限を1万円とするのが妥当である。

このような提案を、住民訴訟の際に裁判所を通じてさせていただいたんですが、それきりになってしまっていたので、これを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

確認できる範囲で、県内の自治体における支出基準を調べてみましたが、特に贈答について金額が定められている自治体はございませんでした。

さきの裁判においては、それまでの支出について社会通年上問題ないとの判決を頂いたところですが、その後の交際費の支出については、さらに慎重を期しているところであり、上限を設けるまでの必要はないと考えています。

また、交際費における慶弔費のうち、供花等につきましては地域によって金額にばらつきがありますので、実情に応じて対応をしてみたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀）

ありがとうございます。特に上限を設ける、その贈答品などにその上限を設けるというおつもりがないというふうにおっしゃっていて、実際に今支出状況を見ていると、非常に適正にされていると思うんですね。

なので、今の状況を見ると非常にいいなと思ってはいるんですが、これがやはりルールを設けておかないと、行政も本当に首長がいつ誰になるか分からない。選挙によって変わりますから。職員も異動があって変わる。その都度やはりその社会通年上の金額、妥当な金額って幾らなんだろうって、人によって感覚が違いますので、お金を持っていない私と、お金をたくさん持たれている町長とじゃ感覚が違うわけですよ。

だから、一般市民、一般町民の感覚で考えると、やっぱり1万円でも非常に高いなと思って、5,000円って書きたいところですが、やっぱり感覚が違う中でも折り合えるのが1万円ぐらいなんだろうなと。

ほかの確かに自治体の要綱等を見ていると、その贈答に関する金額が定められている

ところって非常に少ないんですね、実際県外も見ても。なんですけど、支出状況を見てみると、ほとんど1万円以下というか、5,000円以下のところが多いです、実際に。

なので、できればその1万円以下っていうのもかなり高いと思うので、社会通年上妥当な額というのが、実際に法的な取り決めがないのであれば、1万円というふうにしていただけないかなと思うんですが、それは今のところどうしても見直されるおつもりがないということよろしいですか。

○町長（荒木耕治）

そういうことでございます。

○5番（眞邊真紀）

実際に町長交際費でありますけど、その手続をするときに、当然総務課がほとんど関わるんじゃないかなと思うんですね。実際に、そのルールとして定めておかなくても、幾らを基準にしてというような暗黙の了解といいますか、大体今支出を抑えられているのは、そういうものが一定あるからだと思うんですね。それって幾らぐらいだとお考えになっているから、今の支出にとどまっているんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今年度につきましても、今1回姉妹盟約の町に3か所送っております。その送る際も、今回パッションを送っているんですが、パッションが1箱お幾らでしょうかというふうにお聞きして、その金額が相場とどうなんだろうというのを見極めまして、今回も送ったところであります。

お聞きしたところ、税込みの5,400円ということで、3か所で1万6,200円、今年度の決算として今のところ1万6,200円が贈答で、5,400円の税込みだったら妥当な金額だろうという判断のもとに購入して送っているところです。

○5番（眞邊真紀）

1か所当たり1万円以下になっていると思うので、別に要綱に上限を1万円と定めても問題ないんでしょうけど、今町長がそのお気持ちがないのであれば、それは分かりました。今後の支出状況をまた見ていけばいいかなとは思っておりますので、また機会を見て提案させていただければと思っております。

そして、次にほかの多くの自治体の例に従って、原則として贈答先の肩書と氏名を公開。特に、国会議員や各自治体の首長、地方議会の議員は公人であることから、例外なく公開する。

これ提案させていただいたのは、実際に国会議員等が、個人の氏名が黒塗りになっていて、どなたに贈答されたか分からないという事例が実際にあったからなんですけれども、現時点ではどのようにお考えですかね。

○町長（荒木耕治）

公人とはいえ、公文書開示請求においても氏名等については黒塗りをし、一部開示と
している案件です。

相手があることでもあり、公開することは必須でないものについては、公開は控える
べきだと考えています。

先程の質問にて回答しておりますとおり、交際への支出には今後も慎重を期して対応
してまいりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀）

慎重に対応していくという言葉の後ろに、括弧書きに、恐らくそういう支出は極力控
えていきますというようなことが隠されているというか、あつたんじゃないかなという
ふうに勝手に読み取っているんですけども、文末の続きの言葉を。

そういうふうに勝手に解釈しているのかもしれませんが、実際に町長の交際費の支出
基準及び情報の公表に関する要綱の中で、情報の公開、基本的に病気見舞い等の相手方
に特段の配慮が必要な場合については、支出先である個人名または公表しないものと
するとされていて、公表しない理由の中に、その前に書かれている屋久島町情報公開条例
第7条、各号に挙げる情報については公開しないものとするという中に、個人の情報と
して書かれているから、その個人の情報は書かないんだ、公表しないんだということで
解釈してよろしいかと思うんですが、実際にその情報公開条例の総則、その目的の中に、
第1条、「この条例は地方自治の本旨に則り町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を
請求する権利を明らかにすること等により、町民の町政に対する理解と信頼を一層深め
るとともに、町の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、もっ
て町民参加による公正で開かれた町政の推進に資することを目的とする」とされていま
す。

これは、本当に全くもって個人だったら、もしかすると公表しなくていいのかもしれ
ませんが、やはり地元選出の国会議員などに贈り物をする際に、やはり町民がどなたに
贈答する必要があるって、町はどなたにお世話になっているんだろうということを知る権
利が当然あると思うんですね。その辺、町は当然その個人の方を御存じだけれども、行
政側は。だけれど、それを町民が共有していないというのは、何か違和感ありませんか。

○総務課長（兼任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

求められている情報につきましては、適切に開示しながら、今真紀議員のほうからも
ありましたように、情報公開条例の第7条の第2項の規定に基づき、町としてはそうい
う取扱いを今後もしていきたいというふうに考えているところであります。

○5番（眞邊真紀）

わざわざ開示請求をかけないと、その情報が得られないというのも非常にまどろっこ
しいというか、不適切なやり方なんだろうなと思うんですけども、現状町の考え方は

そうだということなんですね。

ただ、やっぱり町民からすると、お世話になっている人に贈答しているわけですから、一緒に感謝の気持ちをお伝えしたりとか、その辺で会ったりするじゃないですか、フェリーのターミナルとか空港とか、そういう機会も与えられない、どういう関係性にあるのかということも知ることができないというのは、非常に違和感でしかないし、これも金額の設定とともに、また今後も求めていきたいと思います。

今、現時点でそのおつもりがないんだったら仕方がないんですけども、やっぱりその方法としては不適切としか言いようがないと思います。

3番目ですが、国会議員、各自治体の首長、地方議会の議員などの公人へ贈答する際には、議員宿舎や知事公舎なども含めて個人宅へ贈答品を送付することを禁止というふうに提案したんですが、これはやはりその庁舎とか県庁なら県庁ですね、庁舎に送ったりするなら話は別ですけど、個人宅に送る場合、それはあくまでも個人からの贈り物にとどめるべきだというふうに考えますが、この個人宅への贈答品を送付することについては、どういうふうにお考えですか。

○町長（荒木耕治）

しないようにしたいと思います。

○5番（眞邊真紀）

分かりました。よかったです。

4番目、姉妹都市への贈答については、イベントがある際に特産品を送る程度にとどめる。現在季節の贈答で姉妹都市から果物などの返礼があるが、町職員が自ら食べて消費しているとの情報もある。公費で贈答し合った果物などを不特定多数の町民ではなく、町役場の職員が消費するのは到底認められない。

これは、町民何人かの方から指摘を受けていまして、この実際にパッションフルーツを送って、向こうから梨などが送り返されてきたというような事例があるときには、どのようにそのいただいた物を処理されているかというか、誰が食べているのかというのを率直にお伺いします。

○町長（荒木耕治）

姉妹都市等に対して、本町からは季節ごとに特産品を送っております。具体的には、夏場のパッションフルーツ、冬場のポンカン、タンカンであります。こちらについては特産品のPRも兼ねており、特段制限する必要はないと考えております。

これまで先方から届いた果物等は数に限りがあることから、関係部署の職員等で消費をしていましたが、今後については送られてきた品に応じて、消費の仕方を考えてまいりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀）

当然、あらゆる自治体というか、幾つか日田市やらほかにも菊陽町やらあると思うんですけど、やり取りした物を特定の部署でおそらく消費しなければならないという現状もあると思うんですね。数も当然限られていますし、100人も200人近くいるわけですから、職員の方も。

なんで、送ったら送り返さなければいけないというのも当然あると思うし、物を返さなければ交流ができないのかというと、そんなことは実際にはないと思うんですね。

今、兵庫県知事の百条委員会の中でも、実際にあれば民間企業からですけど、知事がカキやらカニやら色々受け取って、秘書課だけで配るのはおかしいから、自分が全部持って帰ったっていうようなことも証言していますけど、やはりそういうことは普段聞かなくても、もらっている物ってどう消費しているんだろうっていうふうに考えるわけですよ。

だから、そういう疑念というか、特定のところで消費しているんだと思われなような具体策を考えるべきだと思うんですが、今後は今みたいな特定の部署で消費するんじゃないくて、もうちょっと考えますっていう御答弁でしたけど、具体的にどのように考えておられますか。

○町長（荒木耕治）

今までの返礼品は、ほとんど私が消費をしておるのが事実です。そんな数をいっぱい送ってきませんから、そういうことです。

今後、どういうことでって言いますか、今最近子ども食堂がたくさんやっております、もしそういう開催の時期とそういうものが、生物ですからほとんど、そういうタイミングが合えば、そういうところで消費をすとか、そういう公の場で使ってもらえるような方法を考えていきたい。

○5番（眞邊真紀）

ああ、子ども食堂などに提供というのは、すごくいいと思います。日田市はこんな名産があるんだよ、梨が物すごく甘くてとか、とてもいい案だと思います。

できれば給食などでも利用できるのかな、そこまでちょっと量がないかもしれませんがけれども、あらゆる方法を模索していただきたいなと思いますね。

それで、最後に総括してお聞きますが、今町長交際費は年100万円で予算計上されていますけど、今支出の実態を見ていると、100万円って物すごく多いな。その慶弔費なんかどれぐらいかかるか分からないというのも分かるんですが、例えば90万円とか80万円とか、少しだけでも削減するとかっていうのは難しいですか。

○町長（荒木耕治）

難しくないと思います。

○5番（眞邊真紀）

支出の状況をよく確認していただいて、もう今度予算編成も始まってくると思いますので、その辺は100万円にはこだわらずに、ずっと100万円で組まれていますので、検討していただけたらなと思います。

この質問に関しては、以上です。

今回、この次のやっぱり狸に関する質問に移らせていただきますけど、これは非常に自分にとってもいつのタイミングで質問しようかなと思う本当に重要事項というか、重大事項です。

次の質問に移らせていただきます。

狸による被害について。

屋久島町には、もともと生息していない狸が、現在は広範囲に生息している。生息数や様々な被害状況について、実態をどのように把握しているかを伺います。

○町長（荒木耕治）

始めに、本町の農業は猿・鹿・狸といった獣類やカラス、ヒヨドリといった鳥類による農作物被害が頻発するなど、農業振興上の大きな阻害要因となっており、営農意欲の低下などから耕作放棄地の増加をもたらし、これがさらなる被害を招く結果となっている状況にあります。

近年では、世界遺産地域やその周辺でも、貴重な屋久島固有の野生植物への食害が広がり、森林植生への影響も懸念されるほど生態系被害が深刻化しております。

また、鳥獣が原因とされる交通事故や、凶暴化した猿が人を威嚇する等といった生活被害が発生をする等、多岐にわたる問題が生じておりますので、屋久島町鳥獣被害対策協議会を中心にその対策を講じているところであります。

さて、御質問のありました狸につきましては、もともと屋久島には生息していなかった国内外来種、いわゆる国内での輸入種となります。今から約25年ほど前から目撃情報が寄せられるようになりましたが、夜行性といったこともあり、当初は被害の実態がなかなかつかめない状況でありました。

その後、養鶏や野菜等への被害が確認され始め、ビニールハウスのロープや鳥獣被害防除用の網をかみちぎる等といった想定していなかった被害も発生し、経年とともに島内全域に広がっています。

本町の対策としましては、農業被害が確認され始めた頃より、有害鳥獣として位置づけることで猟友会の協力を受けながら捕獲を開始し、被害が拡大し始めた平成21年頃から捕獲の強化を講じてまいりました。

生息数については、調査方法も確立していないことなどから、数的データはございませんが、捕獲数の増加から生息数も一定数まで増加しており、また花之江河などの山岳部を含む島の広範囲で目撃されているなど、生息場所も島内全域に広がっているものと

推測をされているところであります。

○5番（眞邊真紀）

ありがとうございます。奄美のマングースは昼行性で、非常にやっぱり昼間に動くので観察がしやすかったというか、調査のしやすさも狸に比べると恐らくあったと思うんですね。

それで、実際に夜行性であり、捕まえにくいという実態もあって、なかなかその調査の方法を確立できていないと今おっしゃっていましたが、それが実態だと思うんです。

けれども、その調査をしないまま、一体全島で今広がっている狸が大体何頭いるかということも、検討がつかないままこのまま10年、20年過ごすのか、それとも調査方法をきちんと確立して、実態をつかむ努力をするのかというような10年、20年って、全く逆の方向にこの島の中の生態系も影響を受けると思うんですね。

その点で、環境省が物すごく力を入れて、そのマングースの場合、外国の種類、外国産でもあり、特定外来生物としても認定されていますから、少し違いはありますが、環境省が物すごく力を入れてマングースバスターズを結成して、何十年もかかって根絶させたわけです。

それを受けて、9月4日ですか、新聞を見て環境省の屋久島保護官事務所に聞き取りをさせていただきました。現在、やはりホームページ等でも紹介していないので、調査はしていないだろうという考えで連絡させていただいたんですが、今実際に調査はしていないけれども、今後は狸についても調査の対象にする必要があるという認識はあるということをおっしゃっていたんですが、町は狸の全体の生息数などが調査方法も確立できていない、実態は分かっていないという中で、その環境省屋久島事務所とのタイアップとか、情報共有とかっていうのをされようとしている。またはした経緯があるっていうところをお聞かせください。

○産業振興課長（松田賢一）

狸に関しましては、特に情報交換等これまでは行っておりませんでした。今回御質問いただいて、環境省とも打ち合わせをさせていただいて、今後関係機関、また集まってそういう情報を共有しながら対策を練っていきたいと思います。

○5番（眞邊真紀）

環境省と連絡を取り合ってやる第一歩を踏み出せたなら、それでよかったです。

狸については、やはり有害鳥獣のくくりで、鹿、猿、カラス、エラガと野ヤギとか、屋久島町だと狸で、その有害鳥獣農作物に被害を及ぼすというような概念で接していらっしゃると思うんですよ。位置づけられていると思うんですね。

けれども、それは狸の実際生息がある。で、狸の生息イコール国内外来生物ですから、島の外から来たわけですから、実際にはいるだけで被害なんですね、生態系に影響

を及ぼしますから。

なので、一番大きな枠に世界自然遺産を有するその屋久島町として、生態系への影響というものを一番考えるべき、華々しく去年世界自然遺産30周年も迎えたわけで、その議論を置き去りにして、やはり30周年迎えられてよかったねっていうのは違うと思います。

それで、その産業振興課長が先程答弁なさいましたけど、やはりこれは有害鳥獣捕獲としては産業振興課の所管でいいんですが、町全体でやらないといけない、町長がリーダーとしてやらないといけないと思うんですが、その生態系をきちんと保つ、また元に戻すっていう観点からどのようにお考えですか、狸について。

○町長（荒木耕治）

私が町長に就任をした頃、それまで外にいましたから、狸の話ってあんまり真剣に聞いたり、そういうことはなかったですけど、した時に、ある人から狸がウミガメの卵を食べたり、子ガメを食べたりする、そういう害があるんだということを聞いて、これはかなり全島的に広がってきて、夜行性でそういう悪さしているんだろなっていう思いはずっとありました。

ですから、今議員が言われるように、世界自然遺産の島として国内と言えども、外来種ですから、狸に限らず例えば植物にしても、外来種で前はセイタカアワダチソウとか何とかっていう花が入ってきて、みんなで取ってあれ全滅を恐らくしています。

ただ、今は白い花の県道沿いに咲いている花シロノセンダングサっていう始末が悪い、なかなかあれもそういう形で、私どもが世界自然遺産の島って標榜しているんであれば、そういうことは要するに外来種は全て撤去、あるいは駆除をしていくっていう、その一つの思いから、私も県道沿いにあるこのクロガネモチを全部撤去してくださいって、今県にお願いをしている、そういうことでございますから、そういうことと同等にというか、とにかく狸は雑食でどんどん増えていくという話も聞いていますので、この質問を受けたタイミングは、ここを出発点にして、そういう方向で町も県と国と一緒に頑張って撲滅に向けて第一歩を踏み出すことになるというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀）

環境省が把握されているのは、当然世界自然遺産のエリア、主にやはり町長の御答弁でも出てきたように、子ガメを食べる、卵を掘って食べるということがもう随分前から見受けられて、その情報はあるけれども、やはり警戒心が強くて捕獲ができなかったということで、なかなか調査も捕獲も当然進んでいないということでおっしゃっていました。

このたびの世界遺産の管理計画を改定する上で、今後世界遺産の管理をどうやっていこうというところの中にも、狸や他の外来種についても今後状況把握をしていかなければ

ばならないようなことが位置づけられるというようなことをおっしゃっていて、管理計画の中に今まで入っていなかった狸や他の外来種、キノボリトカゲ等の外来種も入ってくるそうです。

なので、その農林水産物の被害もそうですけれども、実際にその生物多様性の中で、明らかにもともといなかった生物が、もともといる固有種などを減らしたりしていることがあると思うんです。

だから、その観点から産業振興課が所管のこともあるでしょうけど、やっぱり町がこの管理計画の見直し改定をする上で、屋久島町にも情報提供してほしいとか、本当に屋久島町として環境省と手を取り合ってやっていただきたいなと思います。

あとやはり近くの奄美大島で駆除の成功事例が出てきているので、できれば環境省の人もそうですけど、実際に捕獲をしたマングースバスターズの人たちと意見交換というか、話を聞く機会、屋久島町として何かそういうものを設けていただけると、意外と具体化するのかなと思っています。

マングースバスターズの方も、奄美大島のそのマングースがいなくなったからそれで終わりではなくて、やはりその犬を使って、犬の嗅覚を利用してマングースを探したりする方法とか、わなについて沖縄ヤンバルのほうで指導をするようなことも始められるというようなニュースも、話題も出ていましたので、そういうところに狸はちょっと状況が違うと思いますけど、恐らく昼に行動するか、夜に行動するかというだけの話で、習性としては結構一緒な雑食で、割といざとなったら凶暴で一緒なんじゃないかなと思うので、その辺きちんと調査研究をしていただけたらなというふうに思います。

町としては、恐らく農作物の被害だけとして今まで捉えてきたんだと思うんですけど、亀のことは直接的には関わっていませんから。具体的な対策はどうされていますかという質問なんですけれども、2番目に移ります。

○町長（荒木耕治）

マングースの話は、私もちょっと興味があって色々聞いたりしていましたが、あれいつの時代に何のために入れたかというのは、あまりよく分かっていないというのが事実らしい。

ハブを駆除するって言っていますが、全然ハブには向かっていかない。要するにアマミノクロウサギとか、ほかの動物をしたんじゃないかということで、あれが始まって撲滅をしたというから、そもそも何であれを入れたのかというのが、本当きちんと何か説明がされていないような話です。

それはそれとして、今それにしても全部駆除をしたわけですから、それはそのやり方とか、そういうことは十分参考になるんだろうし、これからまた色々情報を頂いてやっていけたらいいというふうに思っております。

被害に対する具体的対策としては、箱わな・くくりわなを中心としたわなによる捕獲が効果的であることから、平成21年頃から捕獲機材を導入するなど、猟友会による捕獲の強化を図ってきたところです。

当初は、年間数十頭の捕獲数でありましたが、近年では年間平均350頭を捕獲することで被害軽減に努めております。

また、近年永田浜などのウミガメの繁殖地において狸が頻繁に確認をされており、子ガメや卵などの捕食による影響が懸念されていることから、永田集落内でのウミガメ保護を目的とした捕獲も実施をしております。

その他、令和6年2月に策定された屋久島世界遺産地域管理計画にも、狸やアブラギリなどの外来種等への対応について記述されているほか、現在検討中の屋久島世界遺産地域モニタリング計画の改定においても、狸を含む外来種等の影響把握の実施について記述されているなど、世界遺産の保護管理においても検討が行われているところであります。

○5番（眞邊真紀）

ウミガメのことも非常に気になる絶滅危惧種でもあるので、非常に気になるところだったので、そこまで入っていると、非常によかったなというふうに思っておりますが、屋久島町では屋久島町鳥獣被害対策実施隊設置規則というものが平成25年4月26日から施行されていますけれども、これ実際に実施状況というか、屋久島町鳥獣被害対策実施隊設置というものはされた経緯がありますかね。

○産業振興課長（松田賢一）

現在のところは、活動はない状況です。

○5番（眞邊真紀）

25年から施行されて久しいんですが、過去の実施実績といいますか、一例でもあるかどうかは御存じですか。

○産業振興課長（松田賢一）

大変申し訳ありません。そこはちょっと把握していないので、また調べて報告させていただきます。

○5番（眞邊真紀）

これは、隊員は町長が職員から指名するものをもって当てるということで、20人以内とするというような実施隊を設置できるという規則なんですけど、実際には恐らく職員で構成されたこのような鳥獣被害対策の実施隊というのは、設置されていないんじゃないかなと思うんですね。

調べていただかないと分からないですけど、何を言いたいかというと、鳥獣被害に対するこれ農作物だけではなくて、もっと広く生態系に及ぼす被害を及ぼすものというよ

うなふうに改定していただいて、やはり猟友会の方だけだとマンパワー不足で、狸は物すごい頭数いるのに、これは鹿も猿も入っていますからあれですけど、対応できないと思うんですね。

なので、この辺の規則も中身も見直していただいて、実際に実施できるようにやはり環境省もそうだし、屋久島町もそうだし、猟友会の方もそうだし、ほかの町民もそうだし、一丸となってやらないと何の効果もなさないと思うんですね。

マングースの捕獲をする際に、最初やめたほうがいいという専門家の意見も結構あったようで、「もしやるんだったら、徹底的に全部を捕獲しないと何の意味もない」というようなことを言われたそうです。それで、実際に実現したわけですけど、やはり今300頭から捕獲はあって、農作物の被害自体はかなり抑えられているから、そこには感謝しかないんですけども、その一方で中途半端に何か全部を駆除しないと、やはり生態系への影響というのは多大なものがあって、そこを避けることはできないので、ぜひ全捕獲に向けてこういう規則も利用してやっていただけたらなというふうに思っています。

最近、自分の自宅の周りでも狸多いんですが、生態系がある程度変わっているのかなと思う実例が一例だけあって、私の自宅の周り物すごくキジが多いんですね、もともと。キジの鳴き声と、時期になるとメスのキジが小さいキジをお尻から引っ張って、車が来たら一緒に避けたりとかして、すごくかわいい姿が本当に頻繁に見かけられたんですけど、最近全然見かけなくなったんですよ。

それが狸のせいだとは断定できませんけど、観察もきちんとできていませんから。ただ、蛇とか猫もいるし、キジの卵を食べたりするのは。そういう影響もあるかと思いますが、ここ最近でキジを見かけなくなったよねって周りの人に言うと、みんな口をそろえて「そうなんだよね」って、「狸のせいじゃなかろうか」って、皆さんそこを連想されていて、狸の影響がかなりあるっていうことを、割とその家の周りに狸がいる人は認識をされているし、最近狸の苦情というか、被害についての意見を耳にすることも非常に多くなっています。

なので、そういう被害の状況も町単独では非常に難しい、町民の理解も協力も必要だと思いますので、みんなで一丸となってできたらなというふうに思っています。

それで、次3番目、最後に移らせていただきます。

屋久島町に生息する狸には、疥癬症にかかった狸も存在するが、把握されているか。その他感染症についても実態調査をした上で、他自治体のように町民への注意喚起の必要があるが、どのように対策されるかを伺いますということで、色々な方から狸についての心配事を聞くうちの一件で、これはちょっと早く伝えておかなきゃなというような事例がありましたので、紹介させていただきます。

文中にもあるように、その疥癬症患った狸も存在するがと書いていますが、幸いなことに写真を撮っておいてくださっていて、写真がありますので皆さんに見ていただきたいと思います。議長よろしいですか。

○議長（石田尾茂樹）

はい、許可します。

○5番（眞邊真紀）

今、回していますけど、象の皮のように毛がなくなっている狸がいて、これは決して珍しいものではなくて、全国狸がもともと生息している地域では、この疥癬症の狸がいるというのが、もうほとんど当たり前になっていて、これはヒゼンダニというダニに感染して、感染してというか、ダニがこの疥癬という皮膚病を起こすんですけれども、人間にもうつります。

この狸が実際に夜行性なんですけど、これ昼間にこの民家の外に置いてあった猫の餌を食べに来ていたそうです。この狸は、疥癬症にかかると物すごく生きていても数週間というような単位で死んでいくそうなんですけど、それもどこで誰が確認したのか分からないので、いったい、いつまで生きるのかというのは実際のところ分かっていないんだと思います。

この写真を頂いてすごく衝撃を受けたんですけど、私もこれは撮っていただいたのが今年の3月です。たまたまだろうと思っていたんですけど、8月に入ってからすぐですか、私の自宅から1kmぐらい離れた地点で、夕方同じような皮膚病の狸を見かけました。その時薄暗かったのと自分が運転をされていて、撮影しようと思ったらもうすぐに陰に隠れてしまったので撮れなかったんですけど、恐らく一定数この病気の狸がいると思うんですね。こういった狸が病気にかかったものがあるということは御存じですか。

○町長（荒木耕治）

疥癬症にかかった狸についてですが、これまでに関係機関や猟友会等から毛の抜けた個体の目撃情報や、捕獲の報告等があったことから、その可能性は否定はできませんが、めったにない報告であったため、屋久島における具体的な調査等を行っているのが現状であります。

疥癬症は、ヒゼンダニという動物の皮膚に住み着く小さなダニによっておこる病気で、疥癬症に感染した狸は毛が抜け落ち、数週間程度で衰弱して死亡するケースがほとんどのものであります。

人に感染する可能性は極めて低いようですが、犬や猫などといったペットは感染する恐れがあります。また、感染した動物との接触や行動圏が重なることでの感染リスクがあるようですので、町民への注意喚起を行いたいと思います。

また、疥癬症を含む鳥獣が原因で発生する恐れがある感染症について、関係機関や実

際に有害鳥獣捕獲に従事していただいている猟友会関係者との情報共有を行いながら、実態把握を継続をしてまいりたいと考えております。

○5番（眞邊真紀）

猟友会で捕獲された狸で、疥癬だろうと思われる毛の抜けた狸が幾らか捕獲されたということがあるんですね。毛の抜けた狸とか疥癬狸とかを検索すると、あらゆる自治体の注意喚起文出てきます。なので、そういったものを参考にさせていただいてやっぱり屋久島町もその毛の抜けた狸がいたら決して触らないように、かわいそうだと思って餌をあげないようにというようなこと、注意を促してほしいと思います。町報等でも一回でもいいですから、注意を促していただけたらなと思います。

人間にうつることはあんまりないというふうに書かれているものと、文献によっては人間にもうつりますというふうに言われているものあって、その同じヒゼンダニが起源となっていると思うんですが、もう何年も前に、15年ぐらい前ですかね、島内の病院でもこの疥癬症がはやって、とんでもない事態に陥ったことがあるんです、実際に。

なので、そういうもののきっかけにならないように、ぜひ情報提供をしていただきたいですし、やっぱり白昼どうどうこうして民家の密集しているところに来ていたわけで、洗濯物シーツなんかがほしてあるところをガサガサって行かれたら、もしかしたらうつるかもしれないよねというふうに、この写真の提供者の方もおっしゃってましたので、また情報があれば町に教えてくださいとか、町民への投げかけ、注意喚起もそうですけど情報提供を求めるとかっていうのも、一方では必要じゃないかなというふうに思います。

あと、その感染症に関しては、現在保健所に問い合わせたところ、野生動物の感染症というか、野生動物を介した犬、猫の感染症の報告がないかどうかというようなことを熊毛支所のほうに確認をさせていただいたら、「ここ10年ぐらいありませんよ」というお返事でした。届出はされてないんですが、届出が必要なレストスピラーという感染症があるんですが、細菌が起こす。それ自体はおきてない。

だけれども、報告がないからといってないわけではないなというような、実際の事例も聞いたりしますので、報告がないから今ゼロと言い続けていいんですけども、やはり狸の被害が決して農作物だけじゃなくて、生物多様性を脅かしていること。レストスピラーは人間が感染する事例もありますから、これ感染するととんでもない黄疸になって全身の中で出血して下血をしてという劇症化する病気ですから、そういう危険性もあるので、狸の存在自体をもっと大きな存在として見ていただいて、実態調査及び対策をしていただけたらなと思います。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月10日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3 時 1 1 分

令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和 6 年 9 月 10 日

令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 6 年 9 月 10 日（火曜日）午前 10 時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
12 番 日高好作	1. 防災について (1) 最強クラスと言われた今回の台風 10 号について今後にどのように活かす考えか伺います。	町	長
	2. ジェット化後の対策について (1) いよいよジェット化に向けて、滑走路延伸計画がスタートしましたが、完成後の町作りの展望について伺います。 人の流れ、物の流れ、交通対策宿泊などの様に対応していく考えか伺います。	町	長
	3. 有人国境離島法の今後について (1) 令和 9 年に改正を迎える同法の課題と解決に向けての考えを伺います。	町	長
15 番 大角利成	1. 消防水利について (1) 防火水槽及び消火栓（屋外）の設置数は。 (2) 防火水槽設置充足率と今後の整備計画は。 (3) 防火水槽標示板の設置状況は。 (確認できる標示板の設置率)	町 町 町	長 長 長
	2. 消防団員の出動体制について (1) 住宅（建物）火災及び原野山林火災発生時における基本的な出動命令範囲は。	町	長
	3. 屋久島町消防団協力事業所について (1) 認定している事業所はあるか。 (2) 今後の考え方。	町 町	長 長
9 番 榎 光徳	1. 町内の医療対策の現状と取組み状況について (1) 口永良部島診療所の無医地区解消の為に医師募集と看護師 2 名体制の取組み状況につ	町	長

	いてお示し下さい。		
	(2) 栗生診療所の医師による定期診療の現状についてお示し下さい。	町	長
	(3) 旧一湊診療所の利用状況についてお示し下さい。	町	長
	(4) 徳洲会病院の移転計画があると聞いていたが町有地等借地契約の関連からどの程度の情報を得ているのか。又、今後町としてどのように対応していこうと考えているかお示し下さい。	町	長
	2. 名誉町民称号の額の掲示について		
	(1) 令和3年第1回定例会で回答を得ていたが、いまだ展示がない。掲示できない理由があるとしたらお示し下さい。	町	長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏 名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職 名	氏 名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修

△ 開 議 午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第１ 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、12番、日高好作議員に発言を許可します。

○１２番（日高好作）

おはようございます。

通告に従いまして、質問をいたします。

今回の質問は、１点目が防災について、２点目はジェット化後の対策について、３点目が有人国境離島法の今後についてであります。

まずは、台風10号や豪雨災害で亡くなられた方々、被災された方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、台風接近前から台風通過後まで、地域の皆さんの安全や生活の確保のために献身的に活動されました消防団員、建設業協会、電気事業体、観光協会の皆様、そして、役場担当課の皆様に敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。町民の皆さんからも多くの感謝の言葉が聞かれました。

さて、史上最強クラスと言われた今回の台風はスピードが遅く、強い風と遠くかけ離れた地域での豪雨災害が特徴ではなかったかと思います。本町ではけが人の報告はありませんでしたが、家屋や倉庫等の損壊、崖崩れ、停電、断水、電波障害とあらゆる分野で被害が出ました。このような事態は温暖化に伴って今後も発生するであろうことが推測されますが、今後どのように生かす考えか伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。日高好作議員の質問にお答えします。

今回の台風10号にかかる被害状況等につきましては、本議会の開会日に御報告申し上げましたが、町内各地で大きな被害をもたらしました。今回の台風は、暴風の特別警報が発表されたように、風速40m以上の暴風など勢力の強さに加え、発達した雨雲の影響により、大量の雨による浸水被害にも見舞われました。また、長時間に及ぶ停電の影響

により、防災行政無線や携帯電話等の通信網も障害が発生しており、復旧に大きな時間を要しています。

本町でも、防災部局を中心に、現在も被害状況等の取りまとめや復旧等を行っている最中でございますので、今回の台風対応について、今後どのように生かしていくのか、その答えを出すには、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますと思いますが、その中で、ライフライン関係の復旧について御報告申し上げます。

水道施設につきましては、降り続いた大雨の影響により、水源や浄水場に不具合が生じ、一部断水することとなりましたが、台風通過後、直ちに全庁を挙げて復旧に取りかかり、早期復旧をすることができました。

電気設備では、停電により早期復旧を望む御連絡を多数いただきましたが、台風襲来時の暴風の中では、水道や電気なども作業が困難であり、従事する職員の安全確保の面からも、台風通過後の作業となってしまいます。ライフラインを預かる身としましては、少しでも早い復旧を行いたいところではございますが、御理解をいただきたいと思います。

防災行政無線につきましては、長時間の停電により、子局や公民館に設置しています地域コミュニティー無線の蓄電池が消耗し、使用不能の状態が続きました。こちらにつきましては、早急に機器の補修や蓄電池の更新等を行い、停電時にも適正に運用できる体制を整えたいと考えております。

全体的にはまだまだ反省や課題が今後も出てくると思いますので、一つ一つを迅速かつ丁寧に分析し、今後の防災対応へ生かしてまいりたいと考えております。

○ 12 番（日高好作）

私は、6月議会でも町民の方から、大規模災害で電柱等の倒壊のそういった危惧といえますか、声がありまして質問したわけですけど、まさにその危惧することが今回発生してしまったといえますか、そういう状況ではなかったかなと思います。

一番は、やはり一部木柱の電柱が倒れたところ、私も見ましたですけど、普通のコンクリートのやっぱり電柱までが倒れるんじゃなくして、強風によつての飛来物、それによつての停電発生というのが、安房にしてもそうですね、屋根の2階がもろにトランスに直撃したというようなこと、逆方向へ飛んでいたらどうなんだろうかなと、あの町なかの何件かのうちは被害が大きかったんじゃないかなという、ある意味運がよかったといえますか、そういうような状況ではなかったかと思います。

船行も2日ほどですか、停電しまして、たまたま県道沿いは電気がついていて、うちのほうは、県道から上は停電というような状態で、水も止まり、なかなかですね、やっぱり一番困ったのは、冷蔵庫の品物と食べる物の確保ということです。そういったもので冷凍品とかは、兄弟やら友人のストッカーにお願いして、どうにか保ったようなあれ

ですけど、改めてこのライフライン、特にやっぱり電気が止まってしまうと全て、水道も水源地のモーターが動かなくなるというようなことで、全てがこの電気にかかっているのかなというのを今回強く感じましたですけど、史上最強クラスと言われたこの台風、これについて町長は、町長自身率直にどういう印象を持たれましたか。もう史上最強クラスという言葉に、皆さんおびえとか、もちろん注意とかそういったものがあると思うんですけど、率直な感想を。

○町長（荒木耕治）

今般言われております地球温暖化によって、台風の発生する位置等も変わってきております。私は、今シーズンは、台風はほぼ来ないのかなというふうにしていました。それは、伊豆諸島あるいはそういうところでできて、例えば東京、東北、北海道へ行くルート、それと南でできて、台湾、フィリピンあるいは中国、香港、向こうのほうへ行く、今回も11号というのは相当な被害が出ているようです。

ですから、一番は夏の台風というのは迷走します。もうこれは私がずっと島で生きて私どもの先輩方からずっと教えられてきたことが、夏の台風というのは、スピードは遅いし、迷走するから気をつけろと言われていました。今から、秋の台風というのは足が速くて、大体進む道が決まるのが早い。だから備えもできるみたいな話はよく聞いております。

ですが、今回これだけの長時間にわたる暴風域の中に入るということは、まれにないことだったんですけど、これからこういうことが起こり得ることは充分考えられます。

例えば、今停電のことを言われましたけど、今ずっと以前から言われております屋久島町も何とかしようという思いはありますけれども、もうこうなると無電柱化です。もう要するに全島埋設、これは今、私どもみたいな町村で、全国の離島、特に南部の要するに南の離島はそうですけれども、ここは台風の常襲地、特に離島、これは自分たちの市町村でやれることはかなり厳しいと思います。これはもう国と真っ向に今から戦って、勝ち取らなければいけない問題だと、今度強く思いました。

これは、停電の原因というのは、今言うように、倒木です。要するに県道でずっと走っていると、要するに倒木で電線が断線をするということで、今、町の配電区域に関してはループ化というのかな、複線を使って、今まではもうどこか1か所やられると、志戸子から長峰のまで全部停電をしていたんですけど、今は宮之浦でしても宮之浦だけ止まる、そしてほかは生きているという、そういう今配線のやり方をずっとやってきておりまして、それでまあ大丈夫だろうと。

運がいいのか悪いのか、私の住んでいるところだけ消えて、川から向こうはずっと電気がついてたという、息子に電話をしたら、息子のところは電気ずっとついていたらしくて、私どものところは十二、三時間消えていて、だけど、それでもそういうことを

宮之浦全部消えるよりか一部生きような、そういうことをこれからやっていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、いずれにしましても、人的な災害がないことで経験をこれから生かして、これからどうやって対応していくか、私ども町でできるものは町でやりますし、県でお願いをすることは県、国、あるいは通じてやはり防災、災害に備えることは大事だろうと思いますので、それは中央官庁とまた色々話をしたいというふうに思っております。

○ 1 2 番（日高好作）

もう 1 番目の質問です。私、最後にそのことを言おうかなと、お尋ねしようかなと思ったら、町長がそういう前向きに、予算を引っ張り出してくるのは、町長はもう大変たけていますので、ぜひその無電柱化ですかね、地下埋設の事業を、全離島のまた会長としても、前向きにやっていただきたいなというふうに思っております。

私は、もう一つ聞きたかったのは、町長がこの最強クラスと言われた台風で、島内の被害を見てどのように感じたのかということ、そちらも聞きたかったんですが、それはそれでいいです。もちろん被災された方々には不謹慎なあれかも分かりませんが、私自身はこの最強クラスと言われた台風が通ったコースで、思った以上に被害は出てないのかなという印象を受けて、もちろん怒られるかも分かりませんがね、被害を受けられた方に。

というのは、やはり西側を通ったということが非常に大きいと思います。やはりコースでもって、屋久島の場合、やっぱり山が高いですから、東側を通るか、西側を通るかによって、被害は違いが出てくると思います。今回、最初の予報では、種子島沖ぐらいだったですから、いや、これは当たるかなと思ったんですけど、あっという間にずれていって、西側100kmぐらいですかね、そのようなコースもある意味よかったのではないかなと、それぞれ個人的には考えも違うかも知れません。

2 年前、屋久島直撃した台風は910hPa、今回よりも強かったんです。ど真ん中を通っていきました。私も覚悟を決めて、これは相当やられるなと思ったんですけど、これもまた思ったより、自分が想像していたより被害がなかった。私が 2 年前の手帳に書いてあるんですけど、屋久島のど真ん中を910hPaで北上中、その後被害も思ったよりなかったというようなメモを取っているんです。

私がやっぱりこの質問で言いたいことは、担当課としてあるいは総務課だけでなくて産業振興課とか、色々こういう災害に関わる課では、こういう経緯というものを、どういうふうにデータを集めているのか、集積しているのかなという、そのことをちょっとお聞きしたいんですが。

○ 総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

データにつきましては気象庁のデータ、あと県の危機管理課からの情報を共有しなが

ら、今回につきましても、やはり早め早めの対策ということで、27日の朝には各公民館の区長さんに公民館の鍵を開けていただいて、27日の早い段階から自主避難のできる方は自主避難をしていただくという形を取りまして、災害警戒本部も当日28日の朝6時には設置して、7時には町内全域に避難指示をして、各公民館に職員を配置したところがあります。

そういう中で、気象庁からの綿密な情報を得ながら、対策本部への格上げ等をしながら、対策・対応をやってきたところでもあります。

○12番（日高好作）

私は、要望として、要望というか今後の対策、この質問で一番言いたかったことは、今までのデータ、私もデータを探そうと思ったら、一番灯台下暗しじゃないですけど屋久島特別地域気象観測所、これ建物内、庁舎内にあるあれですかね、これにずっと設置された平成29年からの台風出ているんですよね、一番強い時間から、日にちから、風の方までです。おとしは、最大風速はこの観測所で50.9mという、ちゃんと出ているんです。あるんだと思った。

ただ私はもう一工夫、一つ一つの台風について、屋久島のどっち側を通ったか、どここの地域でどういう被害が出た、どういう生活に支障が出たかとか、そういうのを、経緯というものをデータ化してほしいんです。担当課長が変わっても、担当課の職員が変わっても、それをデータとしてぱっと見て、過去にこのクラスの台風でどっち側を通ったときにどういう被害出たという、事前の対策会議でも活用できると思うんです。そういうデータの集積というのは、私は今後やっぱり必要かなというふうなことで、実際今のところ、そこまではやってないという理解でよろしいですか。ぜひ担当、関係する課で、そういうのを共有するようなデータの集積をお願いしたいと思います。

いつも時間ぎりぎりやって、前回、町長から質問の数を減らしたらどうですかとアドバイスも受けたんですけど、御協力をお願いいたします。

それでは、2点目に入ります。

ジェット化後の対策について。いよいよジェット化に向けて、滑走路延伸計画はスタートしましたが、完成後のまちづくりの展望について伺います。人の流れや物の流れ、交通対策や宿泊等どのように対応していく考えか伺います。

○町長（荒木耕治）

令和6年5月1日の全員協議会において御報告をさせていただいたとおり、4月1日に国土交通省が屋久島空港滑走路延伸事業を令和6年度の新規事業として採択したと発表し、8月17日及び18日には屋久島空港事業説明会において、事業概要の説明と本年度実施する現地測量に対する理解と協力をお願いしたところです。

離島の生命線である空港のジェット化とターミナルビルの更新は、空港利用者の利便

性の向上はもとより、将来の屋久島の持続的発展のために、絶対に必要な整備であります。

議員から御質問の人の流れとしては、現時点において、正式に関東圏との直行便が決定したわけではありませんが、利用者数が増加することは見込まれ、町内消費の経済効果が期待されます。

しかし、観光による受入れによる効果だけでなく、施政方針でも申し上げたとおり、関東圏とのつながりを生かした産業の拡大及び雇用の創出や脱炭素事業関連などの企業誘致、豊かな自然を生かした教育や福祉の場として活用など、島内全ての産業の起爆剤となり得る可能性を意識し、様々な事業を形にしていまいりたいと考えております。

また、屋久島ならではのもので都市圏ではまだ認知をされていないタンカン、ポンカン、サバ、トビウオや各種加工品を迅速かつ確実に輸送することで経済効果が図れるよう取り組みたいと考えています。

島内交通対策としては、多様な利用に対応するレンタカーが主力となって企業努力で対応していただけるものと期待しておりますが、団体ツアーや教育旅行、企業研修、インバウンド、里地での観光を充実させるには、バス、タクシーの利用が多くなると思いますので、運転手不足対策など交通事業者と連携して、受入れ体制を整えるべきだと考えています。

宿泊対策については、御承知のとおり、富裕層やインバウンドを対象にしたホテル建設が計画されており、これから旅先の選択肢としては、屋久島での過ごし方も変わってくるのではないかと期待しております。

なお、町内宿泊者施設の1日当たりの受入れ可能人数は3,500人であり、また、平成19年度の入込客数を対応した実績を踏まえれば、この点においては、大きな問題は生じないと思います。それでも食事やインバウンド対応については、地産地消が拡大することを期待したいと思います。

また、観光・商工業者からは、人流はコロナ前に戻っても、従業員不足が生じ、十分なサービスを提供できていない、雇用を求めても応募や住宅不足が生じているとの報告を受けております。町では、公共性の高い分野については対応いたしますが、不足する部分を、様々な産業が補い合うことで波及効果が生まれるわけですので、民間の活力に期待しながら、地域の活性を図っていまいりたいというふうに考えるところです。

○12番（日高好作）

屋久島のキャパが3,500人ですか、1日当たりです。私、後で聞こうかなと思ったんですけど、思った以上に多いといいますか、昨日も同僚議員が観光基本計画のことで色々お尋ねしましたんですけど、入込客数の目標数値が35万人ということで、現在のところ、大きく下回っています。

ただ、やっぱりこのジェット機が就航するようになると、間違いなくこれは増えることはあれだとは思いますが、町長自身は観光基本計画の第2次の会議で議論してもらえばいいという思いもあるかも分かりませんが、町長自身この35万人を増えると見ているのか、そこまでいかないと見ているのか、あるいはどのぐらいに線を持っていきたいという、そういう言える状態で。

○町長（荒木耕治）

私も議員時代に、観光地と呼ばれるのは何名来ると観光地と呼ぶんですかということ、議会で色々議論したことがある。そうすると、観光地というのは30万人だそうです。お客さんが30万いくと観光地と言われると。今どうなっているか分かりませんが、もう20年ぐらい前の話ですけど、そういうことで30万来たら。

ですから、その当時、合併前の上屋久町は、要するに30万人を目指そうということで、ロープウエーだとか森林トロッコだとか、そういうことをやった経緯があります。その頃10万人も来ていませんから、それからすれば随分様変わりしました。私がそのときに屋久島のパンフレットを見ると、北部は全部入っていますけど上屋久は、屋久町は白塗りでした。全く書いていない。屋久島を見ると北部は書いてない、そういうものが平気で配られていた時代、それからすると屋久島は随分様変わりをしていったなというふうに思っております。

ですから、私は何で空港をとというのは、お客さんをどんと増やそうと今言っているわけじゃないんです。1次産業も含めて、そして色んな選択肢をつくるのが私の仕事だと思っております。船で来たり、フェリーで来たり、ジェットフォイルで来たり、飛行機で来たり、それぞれのニーズに合ったやり方で来てもらえれば、そのためにつくっていくのは私の仕事だと思っていましたから、空港はどうしてもやりたいというのが思いがあったわけです。空港を造って100万人呼ぼうとか、そういう気はさらさらありません。

ですから、この屋久島で今1万2,000人を切る人口で支えられて、経済が回って、それで自然が保護・保全をされて、そんなに増えないような状況が、やっぱり屋久島が単発で終わるんじゃなくて、長い観光地でありたいと私は思っています。そうすることが、一時的に50万、60万来たからといって、またそれで昔の与論島みたいなことにはなりたくないというのが思っておりますので、だから安定した数をずっと続けていられるようなのが、だからそこが30万から50万ぐらいの間なのかなと、私は個人的にはそういうふうには思っております。

ですから、先程も言いましたが、やっぱり働く受け入れる側が、なかなか今、少子高齢化でそうなっているんで、今何の業種にしても、ホテル関係だけじゃなくて、そういうことは思っているところです。

○ 1 2 番（日高好作）

キャパも含めて、自然の保護といいますか、そういったことも含めて、町長がどのように考えるかということで、今できたらという人数、35万から50万の間ということで、35万人を単純に365で割ると960人ぐらいなんです。先程のあれからいくと、最盛期といいますか、一番の多いときでその3倍ぐらい来ても、キャパからいけばこなせるのかなと。

ただ、今、言われるように、雇用の人的な問題です、人手の。人口減少と高齢化に伴うマンパワー不足ということで、平成28年と令和3年の比較で、宿泊業・飲食サービスの事業所数が31の減、従業者数が111人の減です。この短い期間でこんだけ減っている。現場でやっぱり屋久島のようなところで、100人単位で人が減る、比較して減っているというようなこと、やっぱり現実には皆さんが人がいない、人がいないということが、やっぱり現実なんだなという思いを感じます。

もう一つは、この大事な部分ですのであれですけど、成田から来るのか、羽田から来るのか、町長はできたら羽田からということをいつも口にしておられます。それから、関西も含めて福岡あるいは格安航空とかです、そういったものまで来るのかどうか、現時点では言えない部分でもあるかなと思うんですけど、当然予想されることでもあるわけです。そこもやはり頭に入れて、屋久島のキャパとこの人手というか雇用の確保といいますか、そういったところが一番関わってくるのかなという思いです。

もう一つ、観光基本計画の中で出てくる計画策定の目的に、本町では、観光需要を優先し過ぎると、自然環境の劣化等が生じる一方、環境保護を優先させれば、基幹産業である観光産業への影響が懸念される。バランスよく両立させるために、関係者、住民や観光客との協働体制を構築することが不可欠であるということで、この観光基本計画を策定するという目的が書かれてありますけど、そう考えたときに、屋久島の場合、両方のジレンマといいますか、ほかの観光地とは違う部分で、ただ町長言われますように、50万人来た、100万人来たと人を増やせばいいというものではないというのは、そこにあるわけで、この両立をどのようにするかということで、これまでも色々議論はされてきたわけですけど、当然山岳部への入り込みといいますか、これは自然を維持するためには、何らかの規制といいますか、そういったものも含めて大体どのぐらいの人数が必要なのかというのも、今後第2次の基本計画の中では議論されると思うんですけど、私はやっぱり両方両立させるためには、山岳部はやっぱりある程度規制とか、色んな国の環境省とか、守れるものはあると思うんです。

やっぱり屋久島町をしてすべきは、じゃあ里の部分を平準化するために、両方をバランスよくするためには、どうしても里の部分の整備というのは必要ではないのかな。私も普段から県道沿いの雑草の問題、それから花壇の花の果木の植栽の問題やら今まで

言ってきましたけど、まだ私は足りない。特にインバウンド、外国人の方は車にあんまり乗らない、歩くことが観光だと思っている、そういう方々が多いですから、どこでも好きなところ、屋久島一周も気軽に歩いて行けるような、そういう整備というのは、私は必要ではないかと思うんですけど、その辺について、もう少し力を入れていただきたいという思いがあるんですが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

観光客数の入込客数のカウントの仕方が、私は屋久島おかしいと個人的にずっと思っているんです。知床行ったんですけど、2か月ぐらい前、知床80万というんです。ほとんどあそこ通らなくて、素通りというかレンタカーがだーっと来て、人が入っていく。ここは最低でも1泊はどうしてもしなきゃいけない。通常の今観光は2泊3日だと思います。そうすると、今20万来たととっても、これ倍にカウントしてもいいんじゃないかと私は思っているんです。

ですから、今少なくなった、少なくなったとか色々言います。そうじゃなくて、やはりそういうカウントの仕方を、ほかの観光地というのは、先日も議員が恩納村のことを言いましたが、必ずそこに泊まっているかという、ここは来たら必ず泊まらなければいけないというのがありますが、あまり便利にすると、佐渡の二の舞を踏みたくなかないのがありまして、あれジェットフォイルが走って、早くしたら日帰りで、佐渡の観光協会も、佐渡も一時期おかしくなったというのは、あまり便利にしすぎると弾丸ツアーをやられるということなんです。今でもやりかけている、屋久島もですね。

例えば今、朝一の高速船で指宿から屋久島へ入ってきます。最終の便でまた指宿へ帰るというこういうツアーも、今結構高速船に乗っていると気軽に来るから、多分そういうコースで回られているんだろうなというふうには思います。

そういうことからいうと、議員が色々言われましたので、羽田からの直行便をまず思っています。第一義はやっぱ J A L を飛ばしたいというのが第一です。ですから、ほかのところに挨拶には行きますけど、真剣に話しません。それはやはりずっと J A C に、私どもは東亜国内航空から J A C でずっとやってきましたから、第一義はやっぱ J A L。ほかのところは、全日空にしても、F D A にしても、すごく興味はあるんです。だけど、それはその後の問題だと私は思って、まず J A L を羽田から飛ばしたい。これは、もう羽田は今数がいっぱいですから、これを屋久島に飛ばすには、どこかを1つやめて屋久島枠をつくらなければいけないわけですし、これからそういうものを色々やっていかなければいけない。その後には、成田から L C C でもいいと私は思っています。ですから、最初から L C C を飛ばすというわけにはいきませんから、やはり J A L にきちっと飛ばしてもらいたいというのがあります。

それで、今、知床の話をしましたけど、環境省にもうちちょっと屋久島は力を入れても

らわんといかんとなつくづく感じます。奄美にしてもそうですよ。奄美の遺産センターなんかと立派なものを造っていますけど、ここも30年近く前に造ってもらいましたが、環境大臣が来たときに、これ造り直してくださいと、私は30周年のときに環境大臣に直に言いました。奄美、あんなとこ立派なのを造って、ですからもう少し財団に頑張ってもらわなければいけないというのを今思っております。やはり県にもうちちょっと力を入れてもらわなければいけない、環境省に。

ですから、今、知床に行くと、80万来ると言うんですけど、あれ木道なんですよ、熊が出るからです。知床五湖のところに木道をざーっと造ってあるんですが、そこも熊が出てくるもんですから、高いところからずっと木道を造っているんですよ。それ、環境省ですよ。

だから、今度も相当山、この台風で崩れてる気がしますけど、だから利用調整入山制限をやらなきゃいけないというのは自然が壊れるから。だから自然が壊れないような工法で階段を造る、道路を造る、そういうことはやはり環境省とか財団とか、町も当然ですけど、そういう知恵を出していかなければ、永続的に屋久島が観光の島として、やはり質の高い観光の島としてやっていくには、やはりそういうこともやっていかないといけないということで、改めて知床とか奄美とか見させてもらって、つくづくそういうことを思いましたので、気を取り直してちゃんとそういうことをやりたい。

だから、今、一極集中を避けるために里地のことをと、今、里歩きだとか色んなことをやっていますよね。インバウンドで、外人さんというのはよく歩いているし、こんなところでというようなところで会ったりしますね、びっくりしますけど。やっぱりそういう旅行の形態もあるわけですから、色んなことをできるように、第2次の基本計画の中でやはりみんなが、観光協会だけじゃなくて漁協も、J Aも、商工業もみんな一緒になって、この島の観光として、みんながやっぱりそれで恩恵を受け、そうやってやっていくんだという意識というか、そういうことも大事だろうなというふうに思うところです。

○12番（日高好作）

また時間がなくなってきましたですけど、今、町長の思いも聞きました。やはり義理堅いと言いますか、筋を通したということで、私はそういう考え方でスタートはいいんじゃないかなというふうに、同じ思いであります。またいずれでも格安航空とか来るようになるのは間違いない、時代の流れの中で。やはり懸念されることは、全てが安く抑えられていく、宿泊費も抑えてくれ、土産品店でも抑えてくれという、そういうふうな状況になると、人が増えても島の利益にはならないという、そこら辺がやっぱり注意すべきところかなというふうには思っております。

時間も迫ってきましたので、それでは、3点目の有人国境離島法の今後についてとい

うことで、町長は全離島の会長を長く務められて、全国の離島のために奮闘されてきましたが、これまでも思いは話されてきましたが、令和9年に改正を迎える同法の課題と解決に向けての考えを、できましたら手短にお願いいたします。

○町長（荒木耕治）

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法は、平成28年4月に議員立法にて成立し、令和8年度をもって満了することとなっています。本法律の改正延長につきましては、全国離島振興協議会会長としても重要な事項とし、多くの離島の首長との意見交換を踏まえながら取り組んでまいります。その中でも特定有人国境離島地域社会維持推進交付金には本町でも多大な恩恵を受けておりますので、制度の継続はもとより、内容の充実が図れるよう要望したいと考えております。

まず、航空路運賃の低廉化については、同じ離島割引を行っている奄美諸島と比較し、地元負担率が高く、また、配分予算を超えると地元負担が増えることとなります。さらに割引の対象に、学生や介護者を準住民として拡充いただいているところですが、出郷者の帰省も対象にならないかとも考えております。

輸送コスト支援につきましては、農水産品の輸出を支援しているところですが、3月末までに支払いが終了しているものが対象となっており、タンカン、バレイショ、鮮魚などの移出の一部が対象にならない期間が生じる課題があります。

雇用機会拡充事業については、新たな雇用条件に起業や事業拡大を支援するものですが、なかなか人材確保が難しいとの声を聞くことから、採用時期を先延べするなどの緩和ができれば、活用される事業者も多くなるのではないかと考えています。

滞在型観光につきましては、以前対象となっていました宿泊費助成について再開いただいたところで、滞在日数が増えると思うところです。

いずれにしても有人離島にはなくてはならない定着した事業であること、内容充実には予算が必要であることを、現行法の期限満了までに、各党派の離島議員連盟の方々に要請してまいりたいと考えております。

○12番（日高好作）

今年度の当初でも、低廉化事業に約7,000万円ですかね、輸送コスト支援に3,000万円、雇用機会拡充事業に2,550万円ということで、これはやはり全離島の皆さんの力でもって、町民の皆さんや事業体の皆さん、大変感謝しているわけですが、やはり今、介護と学生ですか、そこまでは行っただと。やっぱり町民からは、今、町長も言われたように、出郷者です。そこも1割でも2割でも、何かやはり低廉化が図れるような、そういう踏ん張りといいますか、戦いをぜひ、任期中は全離島の会長になる、確定ではないかも分かりませんが、なる方向みたいですので、ぜひそこは勝ち取っていただきたいという

ふうに思っている。それがやっぱり今町民の願いであると思う。

もう一つは、やはり2番目の質問でも言いましたですけど、やはり人、雇用のことなんです。それで、担当課長にこの拡充事業の実績ということで資料をいただきました。令和2年から令和5年が採択事業がなかったということなんですけど、令和6年は4件ほど今申込みがあって、まだ採択はされてないということでもいいんですか、採択されたということですか。そういうようなことでありますが、やはりそこら辺、ちょっと担当課長でもよろしいですかね、実績というか実情について、ちょっと教えていただきたいんですが。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えをいたします。

雇用拡大事業につきましては、平成29年度から行っておりまして、これまで26件採択をしております。1件が不適切な会計処理があったということで、補助金返還をしております、そのほか2件が、今現在、休止の状態となっております。そのほかにつきましては、営業は続いております。

雇用状況につきましても、それぞれの事業で異なるわけですが、おおむね順調にきているのではないかなということで考えております。また、ある事業につきましては、雇用は確保はしているものの、雇用者の入替えがちょっと激しい事業所等も出てきております。

どちらにしましても、毎年フォローアップは続けておりますので、また事業所等の御意見も聞きながら、今後の法改正等にも生かしていけたらなというふうに思っております。

○12番（日高好作）

有人国境離島の一番の目的といいますか、やはり島に人を増やすあるいは無人島化しないという、これが最大の目的であるわけです。その中で、先程の低廉化の問題とこの雇用拡充、これは非常に重要、その中でも私は重要なこと。ほかの支援事業ももちろん感謝をしておりますが、人を増やすための中でこの拡充事業、この中でやはり事業はやっているんだけど、なかなか人がいないといいますか、人を探すのは大変だという声もやはり聞こえますんで、そこら辺が今町長にどうしろということも言えないんですけど、担当課も含めて事業展開する中で人をどうやって見つけれられるのか、そういうことも含めてぜひ協議をしていただきたいというふうに思っています。

私もこの資料をもらって、結構思ったより多くの会社が手を挙げてやっているんだなと。その中でも一番雇用が多いのが7名という事業所もあります。そういった中では非常に有効な事業であるというふうに認識しますので、もっとこれが情報とか色んなホームページとか出されているのは分かりますけど、やはり身近でなかなかそればかり、

そういうのを見る人ばかりではないですんで、これ非常にいい事業だと思いますので、今後拡充に向けてぜひそういう展開をしていただきたいというふうに思っております。

大体私聞きたいことは、町長も言っていただきましたですけど、ぜひ地下埋設とこの支援事業、勝ち取っていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治）

少し有人国境離島というのを、説明をさせてください。

皆さん、日本の国は幾つの島からできていると思います。満潮時に100mあったら1つの島と言うらしいんです。3年前までは6,852と私ども教えられた。最近ドローンが何か飛ばして、国土何とか調査をしたら、何と1万4,120の島、これは本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を入れていませんが、これ入れると1万4,125になるという。

その中で有人離島が416島です。有人離島、まあまあ人が住んでいる。そして、私どもがやっている離島振興法の法律のかぶっているところが256島です。ここに141名の市町村長がいます。今現在、私はこの離島振興法の網のかぶっているこの協議会の会長を仰せつかっているということでございます。

ですから、その中で特定有人国境離島法という、今これ特定有人ですから、256の島の中の71の島しかこれ適用されていない特別な法律、議員立法で10年前に、この141名の市町村長が陳情要望ずっとやってきて、やっと勝ち取った事業です。ですから、10年間の期限ですから、これみんなもう改正延長されるのは当たり前やろうみたいに思っていますけど、これゼロになるかもしれないという危機感を持っています。

この有人国境離島法というのは4つの、航路・航空路運賃低廉化の事業が1つ、そして2番目が輸送コスト支援事業、3番目が滞在型観光促進事業、4番目が雇用拡充事業、この中に4つあって、この全体の予算が50億円です、今。当初100億円取ろうとしたんですけど、麻生太郎に駄目だと言われて、財務大臣だった頃、非常にやり取りをして50億円でもう何か元も子もなりそうだったんで、一応百歩下がって島民だけのやろうよと。当初から交流人口までやろうということだったんです。そういうことでやりました。

ですから、これは、改正延長は非常に今、国がやっているわけでして、これ先程から言っている負担率というのがあって、この事業は国が5.5、県が2.25、町も2.25なんです。だから、高速船や飛行機を使えば使うほど町の負担も上がっているということなんです。ですから、私どもが今度やろうとしているのは、この負担率を軽減をしたいと。国に6割か7割か持たそうということです。それで、県にもうちょっともらって、理想は、町はもうゼロにしてもらいたいと思いますが、これをなるべく負担を少なくするというのが大きな、改正延長されたから、このままの補助率でやるとどうなのかという思いがある。

なるかならないかは別として、そういうことをやろうという気持ちで、ですけど141

人首長が全離島いるんですけど、この71の市町村というのは30名しかいないんですよ、首長が。だから、もう全離島の中でも、この組織というのは、一番私どもが一般離島というのがあります。奄美は別、奄振でやっていますから、これ有人国境でやっているわけじゃないんです。奄美は奄振でやっていますから、沖縄は沖縄特措法、小笠原は小笠原特措法、これでやっていますから、離島は全部一緒じゃないんです。ですから、私どもはこの法律を、特定有人国境離島の法律をつくってもらってありがたいんですけど、内海離島という瀬戸内海なんかこの法律ないんですから、何にも恩恵ないんです。ですから、そこをまた何とかしなければいけないというものもあるんです。

ですから、一生懸命含めて、まずはこの改正延長、最低50億円、これはもう死守をしなければいけないと思っています。できれば当初のように、今、学生とか介護とか色々人がいましたけど、もう少し準島民みたいなものを広げていければ、最終的には交流人口までやりたいというのは、私どもは今でもそう思っているのは思っているんですけど、なかなか段階を踏んでいけない。

だから、一番羨ましいのは沖縄なんです。沖縄振なんです。私どもは奄美を羨ましいと言いますが、奄美の人は沖縄に合わせろと言うわけですから。だから、奄美が上がっていかないと、私ども上がらないんです。だから去年の奄振を一生懸命やって、今度はあれを沖縄ともやれるようになりましたから、奄美は。そういうことでして、また私どももそれによって少し上がっていくということ。来年度から各市町に聞き取りをやって、どういうことをやるかということをやります。

あと3分ですけど、いいでしょうか。

今、このニュースは、ジェットフォイルのことが出てこなかったんで、最新のジェットフォイルのニュースを3分。

これ、長崎新聞が8月30日に出したんです。九州郵船という会社があります。ジェットフォイルというのは、東海汽船が東京、熱海、伊豆諸島、4隻持っています。佐渡汽船、新潟、佐渡、ここが3隻持っています。隠岐汽船、ここが境とか隠岐諸島を走っている船が1隻います。九州郵船、博多、壱岐、対馬、ここが2隻持っています。九州商船、長崎、五島列島、ここが2隻持っています。そして種子島高速船、鹿児島、種子島、屋久島、ここが6隻、全国に18隻います。そのほかにJRが持っていましたけど、JRはもう多分売ったんだろうと思います。18艇、このうちの6艇が熊毛にいますので3分の1。

それで、これが一番若いのも30年ぐらい、もうなっているのは40年、これの更新の時期、国に色々やっていました。九州商船がジェットフォイル更新、ヴィーナス2という、これは40年ぐらいの船齢の船です。これを国から補助金を取って、今あの1艇が78億6,000万円するらしいです。これ川崎重工が造るんですけど、本年度中に契約を結ぶ。

建造メーカー川崎重工と28年度の前半までに就航を目指すと。そして、これは、78億6,000万円のうち国が19億6,000万円、県が9億8,000万円、そして両市ですから、壱岐と対馬です。壱岐と対馬で9億8,000万円を負担する。そうしてこの高速船を造ると、今年度中に契約をするという話。ですから、これは1艇造ると、次からは少しずつ安くなってくるらしいんです。

ですから、いずれにしても種子島、屋久島も造らなきゃいけないんですけど、西之表1市3町でこの負担金を出せるかどうかというのがあります。また、鹿児島県が出せるかどうかと。ですから、長崎はこの方法で造りますけど、また別の方法で造ることを、また全離島としても色々やっていかなければいけないというのはありますんで、どうぞ皆さん、もう高速船がいなくなるということはないですから、何とかして造ろうと思いますんで、どうぞよろしく。どうもすみませんでした、長々。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大角利成議員に発言を許可します。

○15番（大角利成）

議長より許可をいただきました大角利成でございます。

先に同僚議員からもありましたが、今回の台風10号で被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興を願うと同時に、多面的にわたる行政支援に期待をするところでございます。

質問に入る前に、少し思いを申し上げたいと思います。本定例会開会日の町長の行政報告の中で、本町名誉町民であられました徳田虎雄氏が、去る7月10日に御永眠された報告がございました。

ただ1人の名誉町民生存者でございました。大変残念な思いでございます。これまでの氏の多大なる功績に敬意と感謝の念をささげますとともに、安らかな御冥福と御家族の皆様衷心よりお悔やみを申し上げます。叶うことであれば、町としてお別れの会、または偲ぶ会を開催したかったと思うのは私ばかりでしょうか。

それでは、通告に沿って、消防施設と消防団員の出動体制について、順次質問をいたします。

9月1日は、関東大震災に由来する防災の日でございました。今年の正月には、記録

的能登半島地震が起き、先月 8 日には日向灘を震源とするマグネチュード7.1の地震が発生し、県内でも大崎町で震度 5 強を記録するなど、各地で大きな揺れがあり被害を受けたところであります。

このように、地震、災害等はいつ発生するかわからない状況下にあることから、各自治体には、これまで以上に被害を最小限にとどめる諸対策が求められているところです。

そこで、1 点目の消防水利についての質問ですが、確認です。町内の防火水槽及び屋外消火栓の設置状況について、まずはお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

大角利成議員の質問にお答えします。

まず、防火水槽及び消火栓の設置数ですが、本町には、常時貯水量が40m³以上の防火水槽を中心に179基が整備をされており、消火栓につきましては、口径65mmを中心に564基を設置しています。

○15番（大角利成）

課長で結構なんですけど、防火水槽、南部のほうで、私、確認をしているんですけども、プール方式はまだあると思うんですけども、それが、私は3基かなと思っているんですけど。あと、今、申し上げました屋外消火栓、全て地上式でしょうか。まだ、地下方式も残っているのでしょうか。お分かりでしたら教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

プール方式については、やはり南部のほうに設置されているようでありまして、消火栓については地下式、地上式両方、まだあるようです。

○15番（大角利成）

今、設置数については答弁をいただいたところですが、次に、この179基の防火水槽の設置率っていいですか、今後の整備計画についてお尋ねいたします。

町として、防火水槽は何基必要というふうに、今、捉えているのでしょうか。

○町長（荒木耕治）

防火水槽の充足率につきましては、現在本町では、防火水槽のみの充足率を算出したものがございませんので、防火水槽の充足率につきましては承知をしておりません。

ただし、町内では各集落とも、集落郊外へ住宅を建設される方も増えており、近傍に消防水利がない場所もございますので、そのような地域につきましては、集落の要望等も加味した上で、年に1基を増設することとして計画をしております。

○15番（大角利成）

防火水槽の充足率というのは、なかなか難しいことであります。今、町長からありま

したように。今もそうなんでしょうか。従前は、各集落で密集地と言われるところを行政のほうで設定し、その中に防火水槽が、いわゆる水利が何基必要かということで査定し、充足率を出していた時期がありました。今は変わっているのかもしれませんが。ですから、以前はそういうことで、ほぼ充足率はいくらということでもって、国のほうにも、県のほうにも色んな折衝をしてきた時期がございました。

多分、消防団の幹部の皆さん方から要望があって、それを受けながらやっていると思うんですが、どうなんでしょうか。年に1基、私は少し少ないんじゃないかなと。もう少し頑張ってやってもらいたいなという気がするんですが。

ここに来て、マスコミ等、あるいは地震発生を予言する諸先生方が、将来の津波や地震の心配をされております。本町においては、御承知のように、低地、海岸地域における津波が心配されますし、また、高台を含むところで、地震による建物の倒壊、それに伴う火災発生等が心配をされているところであります。

今、町長の答弁では、今まで年に1基、あるいは場合によっては2基という時代もあったかと思いますが、そのような答弁になりました。もう少し、こういう地震を想定しての消防水利の確保ということで、防火水槽を計画的に整備すべきじゃないかというふうに私は思うんですが、再度、町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

充足率は、今、国とか県からは求められておりませんので、出ていないということでございます。

議員は、たくさんということでございますが、今、町が計画しているものは、令和5年度に小瀬田を今1基。今、移設、場所を変えたところが1基です。令和6年に春牧、令和7年に松峯、8年に永久保、9年に中間、というふうに一応1基ずつ計画をしております、また、1基につき900万円ぐらいの予算で整備をしていこうというふうな計画であります。

○15番（大角利成）

1年に1基ということで、そういう計画を立てているようですが、179基、180基ぐらいあるんですから、随分と増えたなという気はしておりますけれども、まだ私は十分ではないんじゃないかなという思いがします。

ぜひ、年に1基じゃなくて、できれば2基ぐらい計画をしてもらいたいなというふうに思うところですので、ぜひ、御検討をいただきたいと思います。

次に、この防火水槽、179基ってことですが、防火水槽につきましては、町はいわゆる消防水利として指定し、その水利箇所には表示板を設置することになっていると私は思っています。

消火栓については、先程の総務課長の答弁ですと、若干地下方式もあるというふうに

聞きましたが、ほぼ地上方式に変わってきているんじゃないかなというふうに、私は見ております。

地上方式になりますと言うと、消火栓の場合は、器具でここが消火栓っていうのは分かるようになっていますが、防火水槽については、南部の3基を除いて地下方式です。この防火水槽を示す表示板の設置っていうのは、現況はどのように把握されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治）

防火水槽表示板につきましては、昨年度、消防団各班へそれぞれ管轄する集落の防火水槽表示板の確認を実施して報告を行っていただきました。未設置分については設置を行い、現在設置率は100%であると認識しております。

○15番（大角利成）

私、ちょっと愕然としました。100%という答弁でした。

私が住んでいる尾之間で申し上げます。最近できた防火水槽は、新しい表示板が1つ付いています。あと2か所にはありますけれども、鉄板が腐って、消防団員が以前自分たちで文字を書いた跡がありますけれども、他のところにはないです。私が見る限り、小島にある3基も表示板はありません。原でも何基かあります。

消防の幹部の人たちを通じて調査をしたということですが、私には少し今の答弁は理解ができないところです。まさか100%という答弁を予想していなかったものですから、今、咂然としているんですが。

特に、防火水槽の場合は地下ですから、なかなか確認が、一般の人はやりません。消防団員は確認できていると思います。そこで、一般住民が防火水槽の表示板を見ることで、防火意識も高まる、そういうことから、ないところには早く設置をしてほしい、そのことを要請しようと思ったんですけど、100%ということで、私は咂然としています。

再度、確認をしていただいて、私の目が悪いのかもしれませんが、もう一度確認をしていただいて、本当にそうなんでしょうか。でないとすれば、やはり表示板を町のほうで購入して、消防団員の皆さんは一生懸命頑張ってくれますから、多分、私の予想では自分たちで設置をしてくれるんじゃないかなとそういうふうに思っています。ぜひ、このことは確認をしてほしいなということで、町長、お願いをしておきます。

それから、消防団員は御承知のように、定期的に消防の機材、あるいは今お話ししました防火水槽、消火栓の点検をしております。日頃の活動に頭の下がる思いと感謝の気持ちでいっぱいでございます。

そんな中で、団員の方々からお話がありました。消火栓の点検をする中で、通常、ホースを取り付けて、取り付け口の上層部の一番上に止水弁があります。それを閉めて

も、水が少し染み出るもんだから、第2段階といいますか、立ち上げのところの地表面にあるストップバルブを止めているところもあるかに聞きました。

特に、私が思うには、消火栓は消防団員以外の一般住民も初期消火に使うことがあると思います。ですから、一旦緩急のときに、一般住民がパニックにならないように、ぜひこれも幹部の皆さん方にもう一回確認していただいて、そういう場所があるとすれば、パッキンを変えればいいというお話が消防団員の方からありましたので、総務課長、ぜひ、そこらへんは再確認していただいて、整備をしていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思います。

それでは、大きな2点目の消防団員の出動体制についてお尋ねいたします。

町民は火災等の発生を確認したら、あるいは災害もそうですが、119番通報して消防分遣所に支援を求めます。分遣所は通報状況を把握して、分遣所員の迅速な出動と状況により消防団員にも出動命令を出すことになりますが、消防団員を出動させる基準なるものは、町と分遣所の間でどのような協議がなされ、どのような基本方針を定めているのでしょうか。

住宅火災、原野火災、人命救助等で出動方針も変わってくると思いますけれども、基本的にどのようなマニュアルができているのでしょうか。

特に、火災の住宅あるいは建物火災の場合と、原野火災、山林火災の場合によっては違うと思いますが、どのような基本方針で合意をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治）

現在、火災時における消防団の出動体制につきましては、建物火災が出火地区の分団、原野・山林・その他火災については出火地区の班となっています。ただし、火災の規模や延焼の可能性がある場合は、出動隊の範囲を広げて対応をしているところです。

○15番（大角利成）

私もそうかなと思っていましたし、従前もそうでありましたから、そのような体制が取られているわけですが、本町の消防団規則で、いわゆる消防団は町長が指揮監督をするようになっています。

町長に確認ですが、消防団の出動は町長がするということの認識はございますか。

○町長（荒木耕治）

あります。

○15番（大角利成）

基本的なことですが、理解をしました。

一旦緩急の場合、本来であれば非常備消防は町長の出動によるものですが、それを言っても間に合いませんから、現実的には先程申し上げましたように町と分遣所との協議

によって、この場合はこうする、この場合はこうするという、ちゃんと話し合いがなされておいて、今、連携されているということで安心をしておりますけれども、この連携を、いま一度、また機会があれば、消防団の幹部の皆さん、そして分遣所の皆さん、町と再確認の意味で協議、調整をしていただいて、引き続き適正な対応をお願いするところでございます。

先程、出動の方針がありまして、住宅・建物の場合は出火の地域の分団、そして原野火災の場合はその班ということでございました。場合によっては、状況に応じてまた広げていくということで、理解をいたしました。

そこでですが、本年4月に尾之間集落内において、住宅兼倉庫の火災が発生をしました。分遣所及び消防団員、そして一般住民の協力によりまして、懸命な消火作業がなされ、隣接住宅への延焼は防ぐことができましたけれども、もし当日、風向きが逆であれば、大惨事になっていたのではと、私も現場にて思いました。

先程ありましたように、建物・住宅ですから神山分団に出動命令が出され、地元尾之間班もちろんのこと、原、麦生、高平班から出動しました。消火作業をしている最中に、隣の小島班は出動してないねっていう住民からの疑問視する声が私にも届きました。

状況判断は非常に難しいと思いますけれども、先程も申し上げましたように、このような場合には、2kmしか離れていない八幡分団の小島班にも命令を出す。その方が言っていたのは、7km離れた高平班も来ているのに、隣の小島班は何をしているのかというお話もありましたので、そこらへんももう1回、幹部の皆さんとも協議し、確認し合って、分遣所とさらなる密接な連携が取れるようお願いをしたいと思います。

町長は、この尾之間の火災のときに、神山分団だけで小島班が出ていないということは、後でも報告で受けていましたか、知っていましたか、どうですか。

○町長（荒木耕治）

報告されておりません。

○15番（大角利成）

聞いていないと。そうなんでしょうね。やっぱり消防団員の出動報告っていうのは、事後報告で、後で各班長、部長から、町のほうに出動報告書が出てくるとは思いますが、それが上までいっていないということは理解できますけれども、やはり住宅火災のときには、特に大きな火災については、総務課長、町長、副町長には消防団員の出動状況は報告をすべきだと思いますし、先程も申し上げましたように、本来、出動命令出すのは町長ですから、ただそれが事後報告になっている。そうしなければならない、もうやむを得ないことなんですよ。分遣所のほうが一報を受けて、すぐ、どこどこ消防団出動というのは。それは仕方ないことですが、やっぱりトップ、指揮、命令の町長には、随時報告をしたほうがいいかと思います。そのようお願いをしておきたいと思いますが、

そのことについては総務課長、どういうお考えですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

これまで、現場の火事において、各分遣所と分団と本部と連携を取りながら、実際にしてきました。御指摘のありました4月10日の尾之間の住宅については、神山分団を招集をかけたんですが、そのほか近傍にいたその他の消防団員も駆けつけたことと、延焼があるかないかっていう現場からの話の中で動員をかけなかったところでもあります。

ただ、令和6年度におかれましても、7月11日の長峰の住宅火災の場合には、小瀬田分団、宮之浦班を招集をかけたんですが、延焼が見込まれると現場からの連絡がありましたので、早急に判断をしまして、竜天班までを招集して対応してまいっておりますので、現場と分遣所、そして本部と連携取りながら、その時の延焼があるのかないのか、可能性があるのかないのかを含めて、この基本的な線を含めて、広がりがあるようであれば、今後しっかり対応していきたいというふうに思っているところであります。

○15番（大角利成）

おっしゃることはよく分かります。その通りだと思います。

ただ、尾之間の久しぶりの建物火災で、私、現場に行きました。たまたま風が反対でしたからよかったんですが、私は消防団の方にお願ひしたのは、現地で、もう火元は仕方ないと、だから母屋に移らないようにということで、母屋の壁のほうに消火作業をしていただきました。周辺にいた人は、やっぱりみんな、もう延焼をするというような心配をしていた状況でした。

ですから、判断、非常に難しいんですが、そういうこともありましたので、一旦、消防団を分遣所から出動させて、現場に行った、その後の連絡、団長含め。町長の命を受けて団長は統括を、今度はするわけですが、団長いない場合は下の階級の人たちがやっていくわけですが、そこの連携を、たまたま尾之間の延焼防ぎましたからよかったと思いますけれど、十分、そこら辺も教訓として、今後また検討してもらいたいなと思うところです。やはり、多くの方から、私が聞かされました。

今、総務課長がおっしゃったように、本町の消防団の定員等に関する条例の中で、招集を受けない場合でも、その発生を知ったならば、消防団員は従事しなさいと。これはもう当たり前のことで、そういう教育は入団当時からされてきていると思いますので、それは当たり前のことなんです。

ただ、やはりそうであっても、命令がないとなかなか消防自動車を出せないというのも、団員の中にはあるようでありますので、そこら辺を、また確認の意味で、幹部の皆さん方の意見も聞きながら、ぜひ、いい方向に向けて検討をしていただきたいなということで、要望をしておきたいと思います。

最後になりますが、消防団協力事業所についてお尋ねいたします。

屋久島町消防団協力事業所表示制度の実施要項なるものが、平成23年に告示をされています。本要項に基づいて、消防団に積極的に協力をしている、協力をしてくださる事業所を認定して、表示証を交付する内容になっているんですが、現状、この協力事業所としての表示証を交付している事業所はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治）

本町では、平成23年に屋久島町消防団員協力事業所表示制度実施要項を定めております。現在、町内の5事業所が認定をされており、日々地域の消防・防災力の充実強化に御協力をいただいております。

○15番（大角利成）

今、答弁で5事業所あるということでした。非常にありがたいことであります。どこまで私、聞きませんが、5つの事業所は、本町の消防団に協力してくださるということで表示証を出していることで、大変ありがたく、またうれしくも思います。

冒頭にも申し上げましたように、ここ30年以内に大きな地震も来るとか、そんなことが報道されている最中ですので、また災害等いつ来るか分かりません。有事の際には、皆さん御承知のように、やっぱり民間事業所の支援、協力が不可欠であると思っております。

今、5事業所に表示証を交付しているということですが、この趣旨をもう少し町内各事業所に周知をし、支援体制を整えてほしい、そうあるべきだと思いますが、今後の取組等について、町長のお考えがあったらお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

本制度につきましては、消防団員の約7割が非雇用者という状況の中で、非雇用者の方が入団しやすく、また活動しやすい環境整備のために、全国的に広く運用されております。また、認定事業者には、法人事業税の減免措置や入札参加資格の加点など、様々な支援を実施している自治体もあります。

現在、本町では、こうした支援措置は実施しておりませんが、消防団員の確保と活動の充実・強化を図るためにも、こうした支援も検討しながら、今後、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

○15番（大角利成）

まさに、私が思っているようなことを町長も思っていて、今後そういうふうに取り組んでいただけるということで、大変ありがたく、うれしく思います。

やはり、こういう離島でもありますし、消防団、そして各消防団を支援する各事業所の方々の力っていうのは、先程来、申し上げたように不可欠であると思っております。

消防団員は、災害時に消火や避難誘導などにあたる非常勤の地方公務員であることは

申し上げるまでもありません。新聞、あるいはテレビ等の報道によると、多くの自治体では、高齢化や人口減少等の中で消防団員の確保が厳しい状況下にあるようであります。本町も同様ではないかというふうに、私は思っております。

ぜひ、町において、さらなる消防施設の整備充実と消防団員の処遇改善に取り組んでいただき、より一層、消防団が活動しやすいように、そして、より一層、町も消防団員の確保ができるように努めていただき、町民が安心・安全に生活できる体制を構築していただきますようお願いを申し上げるところですが、最後に町長の思いがあれば聞かせてください。

○町長（荒木耕治）

そういう備えをすることが大事だと思いますので、今、議員と議論をしたことを踏まえて、きちんとやっていきたいというふうに思います。

○15番（大角利成）

今回の私の一般質問は、内容の確認と私の考えと町長の考えっていうのを確認をしたくて出しました。

先程来も申し上げましたように、消防団員の皆さん、どこの班も一生懸命頑張っておられます。ぜひ、働きやすい、活動しやすい環境づくりを進めていただけますように、重ねてお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、榎光徳議員に発言を許可します。

○9番（榎 光徳）

皆さんこんにちは。議席番号9番、榎光徳でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、大きく2点であります。1点目は、町内の医療対策の現状と取組状況について、2点目は、名誉町民称号の額の揭示についてであります。

質問に入る前に、少しだけ、昨今の出来事について私なりの感想を述べさせていただきます。

3年ぶりの開催となった世界のスポーツの祭典パリオリンピック、引き続いて開催をされたパラリンピックも、昨日その幕を閉じました。東京オリンピックの無観客開催と

は違い、セヌ川で行われた開会式前のセレモニーを皮切りに、選手と観客が一体となり大変な盛り上がりを見せ、平和の祭典とも称されるにふさわしい大会であったと感じるところでした。日本選手団の大活躍も当然のことながら、中でもパラリンピックにおいては、様々な障害を抱えながらも多くのハンディや困難を克服し、満身の力を込めてプレーする姿に胸が熱くなる思いでありました。

一喜一憂する中で最強クラスに発展した台風10号の襲来を受け、自然の猛威に人間のひ弱さ、非力さを感じながらも、大なり小なりの被害はあったものの、本町においては人命を伴う大災害に至らなかったことに安堵しているところです。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、台風対策に対応された全ての方々に感謝を申し上げます。

それでは、1点目の質問に入りますが、町内の医療対策の在り方について、幾つかお尋ねをいたします。

1つ目に、以前より口永良部島の無医地区解消のための対策として、医師の募集をしておりましたが、その現状と、併せて看護師2名体制の取組はどのようなになっているかを、お尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

榎光徳議員の質問にお答えします。

口永良部島診療所の医師は、平成28年4月から常勤医師の不在が続いており、島民の皆様には大変御不便をおかけしています。私も様々な機会を通して、関係機関に相談をしておりますが、全国的な医療従事者の不足の中、地理的条件等のハンディもあり、人材確保には至っておりません。

今、町では、常勤、もしくは非常勤看護師の雇用を優先とし、情報の収集、地元出身の有資格者への働きかけなどを行いながら人材を探しています。求人広告等も活用し、各種方面にアンテナを広げ、継続して雇用の確保に努めてまいります。

現在、常勤の看護師1名が、栗生診療所の川崎医師に指示を仰ぎながら診療業務を行っていますが、常勤医師の確保に明るい兆しが見えない中、町では、屋久島の医師がオンラインで診療を行うことができる最新の医療技術システム導入ができないかも検討をしているところであります。

○9番（榎 光徳）

平成28年から不在ということなのですが、以前は、このホームページ等でも求人募集等をしていたと思うんですけども、最近では、それはされていないですね、ホームページでの募集は。

今、確かに川崎先生に着任をしていただいているんですけども、募集をどのような格好ですれば一番効率的なのかということもあるんですけども、当然、色々な方法で募集をかけます。応募があったときに、条件が合えば来ていただくということになるのかと思うんですけども、ホームページでの掲載が、最近、ずっと、もうされていないということなんです、それは今の求人の方法で、ホームページには、もう掲載しなくてもいいんだというような考えなのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

ただいまの質問にお答えいたします。

医師の募集をするよりも、今、優先的には地元の声も聞きまして、看護師の2人体制というのを全面的に押し出して、人材を探しているところであります。今、個人的に1名の方と、ちょっと接触する機会がございまして、令和7年度から何とか採用できないかということで、今、内々でちょっと調整をさせているところです。まだ調整中ですので、詳しくは控えたいと思います。

以上です。

○9番（榎 光徳）

先程の町長の答弁でも、看護師をまずは優先させるんだということで、確かに看護師2人体制ということ、地元の島民の方もそういったことを望んではいるんでしょうから、それはそれでいいと思うんですが。

それで、また医師不在の中で、今は遠隔でリモートで色々な診断を仰ぐことができるということもあるようですので、それはそれで、そっちのほうで令和7年、来年度から、そういうのが、もし可能であれば、ぜひそれを早期に進めていただきたいなと思います。

今のところ看護師一人頑張っているんですが、例えば、お盆とか正月とか、長期に不在をする時期もあるんじゃないかなと思うんですけども、そういったときの体制というのは、特段、何か対応は考えているわけですかね。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

現在のところ、看護職の方が不在のときの代理というのは存在しません。今、応援ナースじゃないですけども、そういった人材の確保ができないかということで、ちょっと個別に、屋久島の元看護師さんの方に御相談差し上げて、ちょっと調整はさせていただいているところですが、まだ調整中であります。

○9番（榎 光徳）

確かに、そういったときにも、どんな救急の場面が出てくるかというのもありますので、幸いに元看護師さんもらっしやるわけですけども、やっぱりそういった方に協力をもらって、いざというときには、そういう対応をしていただければと思います。

やっぱり医師もいない、看護師もいないということで、口永良部の島民が不安になら

ないような、ぜひそういう対策をとっていただいて、先程の令和7年からの採用を確実にするためにも、引き続いて、また努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、2番目の質問に入ります。これも口永良部と関係するわけですが、口永良部診療所には、これは旧町時代からなんですが、過去においては、何名かの医師の先生に診療に当たっていただいたことがあります。私も当時、上屋久町の保健福祉課にいましたので、医師の採用のために当時の町長と東京まで出向いて、直接そこで面接をして、そして、そのときはオーケーはもらえなかったのですが、たしかそのとき、一人の医師が、クーリングオフ期間をくださいということだけを聞いて、帰ってきたら、次の日はオーケーのサインが出まして、クーリングオフというのはどういう意味だったんだろうかなと思ひながら喜んだこともあったのですが、そういったこととか、それから、その後、その先生は、もう1年で辞めてしまったのです。その次に、また、今度は徳洲会を退任をされた先生に、ちょっと御高齢だったのですが、お願いをしまして、行っていていただくということにしました。

この先生も、麦生在住だったのですが、高齢のために車がなかなか運転できないということで、土曜日に帰ってきて、日曜日に、また行くわけですが、それを、じゃあ誰がするのかということで、うちの保健福祉課で職員が交代で土日送り迎えをした経緯があります。職員からも、何で私なんかがそこまでせんといけんのということで相当やり合ったのですが、そのようにして、これは口永良部の島民のためだから医師確保のために頑張ろうというようなことで、そのような処置をしたこともあったのですが、今は、栗生診療所の川崎先生に週1で行っていただいております。

先程の看護師の問題もありますけれども、今のこの現状、特に今の体制で問題はないのか、これが今後とも、ずっと推移して継続されていくのかをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

栗生診療所の川崎医師に月に2回、口永良部島診療所において診療を行っていただいています。1回の診療につき、「フェリー太陽Ⅱ」の往復便を利用し、1泊2日の行程で診療に当たっていただいているところです。

本年4月から、永田診療所に自治医科大学からの派遣で福留医師が着任をしています。栗生診療所医師の年齢も考慮し、福留医師の勤務状況を見ながら、条件が整えば、栗生診療所、永田診療所の相互連携によって医師の訪問診療を行っていく予定です。

また、先程少し申し上げましたが、医師と患者が対面による診療を行わずとも、情報通信機器を通じて患者の診療、診察や薬の処方を行うことができるオンラインによる遠隔療法の体制を構築し、効率的かつ適切な医療の提供につなげていきたいと考えています。

○9番（榎 光徳）

川崎先生と、その永田の福留先生ですか、2名体制、まだこれ、はっきりはしてないんですよ。2名体制を今考えているというようなことでしたけれども、やはりいずれにしても、先程も申し上げましたが、やっぱり島民にとっては医師の確保というのは悲願でしょうから、川崎先生は、先程言った先生方で、川崎先生も一回着任をしていたことがあるんですよ。そして、今、栗生にいらっしゃいますけれども。

ですから、そういう口永良部に対する思いというのは、やっぱり相当あられるんでしょうから、川崎先生にもぜひ頑張ってもらっていて、御高齢であるんですが、引き続いて頑張ってもらいたければなと思っております。

それと、永田診療所の福留先生、この件もぜひこれが確実に、そういう体制づくりができるようなことを、引き続いて努力をしていただきたいと思います。この件については終わります。

次の3点目に入ります。これも医療対策というか、以前、一湊地区には、門野病院があったわけですが、門野先生も御高齢で撤退をされました。もうかれこれ10年はないんですけど、もう五、六年はなると思うんですが。当時は、永田診療所や宮之浦地区には色々な医療施設がありますから、ここは一湊地区に門野病院があったということで、やっぱり地元の人たちはもちろんのこと、吉田とか志戸子からも来ていたと思います。

そういったようなことで、非常に地元においての頼りのある病院だったと思うんですが、今はないわけです。ただ、今、御承知のように小瀬田から診療所の肥後先生が、月1ですかね、行っていていらっしゃると思うんですが。ここら辺の利用状況について、どのように把握をされているかをお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治）

令和2年2月20日、小瀬田みんなの診療所の肥後医師による開所以降、現在まで月1回、一湊診療所にて診療を行っていただいています。1回の診療につき、約25名程度の患者が受診をされます。引き続き、肥後医師のお力を頂き、町民の皆様に対する良質かつ適切な医療提供できるよう体制を確保していきたいと考えています。

○9番（榎 光徳）

肥後先生は一湊出身でもあります。それで、私も直接、肥後先生とお会いして話もしたんですが、正直言って、もう辞めたいと。本人は、自分はそう思うんだということもおっしゃいました。「なぜですか」ということで聞いてみたら、今、非常に医療体制の中で、色々カルテの作成にしても電子カルテになったりして、そして、それをするには二、三百万円、また費用がかかるんだとか、今マイナンバーを利用して顔認証でやっていく、そういったことをするにしても相当な経費がかかるんだというようなことも言われていました。

症例については、今、町長からあったように、1回二十四、五人ぐらいいはあるというようにことでしたけれども、それが、ペイすると言ったらおかしいんですけども、そういうことなんかが足枷になって、もう本当は辞めたいんだということになるのかどうか分からないんですけども。ほかにどういったようなことがあるのか、ちょっとそこまでは突っ込んで話はできなかつたんですが。

例えば、施設の、あの建物自体は町の施設ですよ。その施設の老朽化とか、色々使うのに不具合があるとか、そこまで話はしていないんですけど、もしそういうのがあるとしたら、またこれも、一つの課題というか協議をしていかなければいけないことなのかなと思うんですが。

いずれにしても、今、町長からもあったように、やっぱり一湊の区民としては、これを1年でも長く、やっぱり先生には来ていただきたいという思いがあるんですが、そこら辺の、例えば、何か問題とか、隘路があるとか、そういったのは何も情報は聞いてはいないですかね。

○町長（荒木耕治）

肥後先生と私は直接話をしませんが、担当課からは、そういう話、今、カルテについては、町で入れてある、電子カルテ。ですから、何も肥後さんが準備をする、あれはないというふうに、そういう設備等に関しては、私どもでやっているということです。

ですから、もともと門野先生がいなくなったのは、病院も売上げというんですかね、売上げが少なくなって、もう辞め、帰るんだということでした。そして、やはり、今、一湊からも、地元にあっても、徳洲会とか宮之浦の病院とかに行かれるという、そういう色んな、そういうのがあって、だんだん人も少なくなっていつて変わっていく。

肥後先生は一湊出身で、一湊の集落から乞われて肥後先生がそういう気があるという、まあ、ある意味は、損得勘定抜きの出郷者として、そういうことでやるというふうに、私どもは最初からそう思っている。ですから、そこでどうのこうのというのじゃなくて、きちんと、こっちのほうで、みんなの診療所できちっとできているんでしょうから、それはそれでやっていけるだろうと。だけど、なかなか通ったり、そうしたりしていることに苦労があるんだろうなというのは聞いておりますので、そこら辺は、また、担当課を通じて、肥後先生とも、また話をしてみたいというふうに思います。

○9番（榎 光徳）

確かに、肥後先生、地元ですから、地元の人からも非常に慕われていると。今、ありましたように、一湊から小瀬田にも来るといふ人も相当多いということも聞きました。それで、一湊の区長さんにも、ちょっと話を聞きまして、そして、一湊の区では、どういうニュアンスというか、そういうのがあるんだろうかということでしたら、区長自身

も、診療の前日とかは、どんどん防災無線で呼びかけて、いつ何時からありますよとかということも言ったり、日にちの変更があった場合は、それもしっかりと放送して区民には知らせているんだと。

やっぱり一つには、先程も言いましたけれども、吉田とか志戸子からも、やっぱり来るんですよということも言いました。それで、そうなると、やっぱり地元にある病院ということで、みんなが、やっぱり頼りにしているのかなという思いがしました。

これもなかなか、医師確保というのは、口永良部診療所からも、ずっと同じようなことになるんですけれども、今は、肥後先生もまだ若くて頑張ってもらっているわけですが、これについても、やっぱり、ずっとこれが定着をして、一日も長く、やっぱりそれが続くように、ひとつ、しっかりとそこは担当課も一緒になって、情報交換もしながら見守っていただきたいと思います。

それと、さっきちょっと言ったんですが、建物自体の施設のことについては何も別に情報はないですかね。

○健康長寿課長（泊 裕一郎）

建物につきましては、特に支障はないということで聞いています。建物の屋内についても、クーラー等も全て設置とか、必要な椅子とか机とかも準備して最初からありますので、特に不自由はおかけしていないと思っております。

○9番（榎 光徳）

分かりました。引き続いて、そういった対策方、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に入ります。大きな1点目の最後になりますけれども、徳洲会病院の移転計画があると。巷のうわさの域で、どこまで突っ込んだ話ができるのかということもあるんですが、私どもも、開設当時からずっと見守ってきて、たしか、例えば、あそこ町有地の貸与があって、それも借地契約の中で30年という期限を切っていて、それがもうそろそろ来るんだというようなこともあると思います。

それで、そういったことも含めて、町として、どの程度の情報を得ているのか、まずは、それをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治）

徳洲会病院の新病院建設については、令和4年1月に、現在の病院敷地として利用している町名義の土地使用貸借契約が満了した後の方向性の報告として、病院の移転計画の話があり、既存病院の山手側か別の敷地の貸付について相談がありました。

その後、同年6月に工事期間中の職員駐車場として利用できる土地の相談があったところですが、昨年度及び本年度に至っては、土地の借用に係る相談はなく、事務も進んでいません。現在の病院敷地の土地使用貸借契約の満了は、令和8年5月31日となっておりますので、少なくとも来年度中には当該土地の利用方針が示されるのではないかと

考えております。

また、病院建設については、医療法人徳洲会の経営に関するものですから慎重に対応することとし、法人から具体的な情報を得た際には、議会にも情報提供をしたいと考えております。

○9番（榎 光徳）

あともってちょっと出てきますが、初代理事長の徳田虎雄先生が亡くなりました。それで、今の理事長は4代目だそうなんですね。たまたま2年前ですか、理事長が変わって、その時点で、今の新築移転の計画が出たんだということみたいなんです。

それで、これは本部の当然、今、医療法人の本部の許可がなくては、そういうのは発表もできないわけですが、確実に、それはやるという方向性で、徳洲会新聞等にも、それはもう書いたんだということもありました。

それで、規模としては8階建てのそういったものを造りたいんだということで、実施設計まで出来上がっていたんだということがあったみたいなんです。そういったことについては、町にも幾らかは情報提供をしているんだというようなことも、ちょっと、それは私も事務所との話だったんですが、聞いたんです。

ですから、その後の計画がどのようになっているのかというのを、非常に町民も、我々行政、議会も知りたいところなんですけれども。その後の色々な、もちろんコロナの状況であったりとか、馬毛島のそういったようなことに関しての資材高騰とか、あるいは建築にかかるとしたら人夫も集められないんじゃないかとか色々なものが重なって、そしてちょっと頓挫というか、一時中断をしているというようなことのようにです。

私は、そのことは、話はしていいんですかと、相手のあることですから話はしていいんですかということだったんですけども、いいですよということでした。決して、それが、その計画は、なくなったということではないんだというようなことで、島民の負託に応えるためにも徳洲会病院としても責任があるというようなことも言っていましたけれども。

そういったようなことで、希望的観測で、じゃあ幾らか明るい兆しはあるんだなという気はするんですが、町としては、今後どのような関わりを持って、相手のあることですけれども、どの程度の話をしていけるのか、どういう関わりを持っていけるのかというのを、町長、どのようにお考えでしょうかね。

○町長（荒木耕治）

山本院長と事務局と総婦長と一緒に来られたときに、図面は私どもは見たことはありませんが、口頭で8階建てのものを造りたいんだということで、いや、それは困りますと言った記憶はあります。うちは、はしご車もないし、そんな高層なものを建ててもらおうと、それは自前で消防の設備を、5、6階辺りにつけてもらわないと困ります

という話はしたのがあります。

その後、もう全く話はありません。ですから、周りが、もうこれ終わったのかみたいな話になっているんですけど。

今、徳田理事長というのは、命だけは平等だということ、いつでもどこでもという、そういう理念の下で、ふるさとである自分の奄美にずっと病院を造ってまいりました。そのときも、私どもの若い頃に、やはりこの人しかいないだろうということで、徳洲会病院を造るに、私も若かりし頃は奔走しました。

ですから、そういう思いもあって、実はお別れの会に徳之島へ私は行ってまいりました。それは名誉町民ですから当然行ったんですけど。そこに徳田家の一族は、皆さんいらっしゃいました。そのときに国会議員になった徳田毅さんがいらして病院の話をしました。彼は、全然、徳洲会本体とは外れていますから、何もそういうのは分からないというか。

徳之島に伊仙町の久保町長、久保明さんというのは徳洲会の病院の院長をしていて、そこから町長になった人ですから、この人は、今度6期目で、今、町長をされているのですが、6期で勇退をして、徳洲会病院の院長に戻るんだということをしていて、今、何で、いや今新しい病院を造っているんだと、徳洲会が。全然新しい場所にですよ、造っている。ですから、じゃあもう屋久島の病院は、離島の病院はもう造らないんですかと個人的な話ですよ。だけど、この理事長、徳洲会の今4代目って言っていたですか、知らないですけど、理事長の後になった2代目の人というのは、もう経営を優先して、赤字のところは全部閉めていくような、そういうことで幾つかの病院も閉めて、屋久島もやり玉に上がりそうだったというのもあるんです。ですから、非常に不安定です。

ですから、今度の、何代目か知りませんが、3代か4代か知りませんが、今度の理事長は、今の院長と岸和田時代に一緒に働いていたという、そういうのも色々あったらしくて、今の病院ももう古くなってきたと、だからリニューアルをするか、建て直すかという時期だろうという話、そこら辺から始まって、詳しいことはよく分かりませんが、今現在では、徳之島に行ったとき、久保さんがいたとき、いや、順次造っていくようになった。だから、今徳洲会ができて、その後どこができるのか知らないけど、もう造らないということはないんじゃないですか。だけど、いつというのは、はっきりしないというような話はされております。

いずれにしても、私どもは町の姿勢と言いますか、30年の任期もきますので、そこら辺でどうしていくのかというのは、何らかのことがあるんじゃないのかなというふうに、今現在、思っています。

○9番（榎 光徳）

私もさっき、相手のあることだからということだったんですが、建設当時33億円かか

ったらしいですよ。今の現在のあれで試算すると、もう百二、三十億円かかるんじゃないかと。それは8階建てを想定したことなんでしょうけれども。

病院側としては、本当は今の施設を40年は持たせたいんだということなんですが、開設は平成9年でしたから、それはもう、とてもじゃないが、できないと思うんですが。相当、外壁なんかにしても老朽化してきて、中の、やっぱり色々なそういう計器類、配管類がリニューアルをしていかないと、診療に耐えられんようになってくるんだというようなことで、そういうのをリニューアルするだけでも何億円という金がかかっていくというようなことで、今度、MRIを入れ替えたいんですが、それだけでも二、三億円かかっているんじゃないですかね。

だから、そういったようなことで、私の感じとしては、これはもうしばらくは、新築という話はどうかかなと思ったんですが。ただ、今町長がおっしゃったように、院長と理事長も、すごくそういったのには理解があって、今その喜界、徳之間、与論ですかね、そこの病院建設が終われば、次は屋久島だというようなことも期待をしているんだという、それは事務長判断でしたけれども、そういったようなことも言っていました。

ですから、屋久島には当然、地元の医師会もあります。開業している医師、医院もあるわけですから、そこら辺との、今度は色々なコンセンサスも取ったり、私はそこら辺、今でもお互いに融合して、例えば、さっきのみんなの診療所の肥後先生は脳神経外科の権威ですから、徳洲会で緊急の場合のオペにも参加をしているというようなことも聞いています。ですから、地元の医師会とも、そういったようなことでお互いに協力し合っていけば、逆に相乗効果というのは出てくるんじゃないかなと思っているんですが。

いずれにしても、行政として、そこら辺の関わりを持っていきながら、町有地の貸付は今年で28年目になったということですが、そういったことも念頭に置きながら、徳洲会のほうとも、いい関係を持ちながら、ひとつそういうのを深めていっていただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。名誉町民に関することなんですが、この件については、通告にもありましたけども、私、令和3年の第1回の定例会で、名誉町民に関する質問をしたところです。

その中で、名誉町民の称号の額の揭示についても、町長の答弁としては、何らかの形で検討をするということを言っていたわけですが、残念ながら今のところ見当たりません。検討はされていたと思うんですが、そこら辺のちょっと経緯を教えてくださいなと思います。

○町長（荒木耕治）

令和3年第1回定例会において、フォーラム等など庁舎への展示について、展示スペースが確保できるかや、効率的な展示の仕方を検討してまいりますと回答しております。

したが、旧両町で12名、屋久島町として1名の計13名分の掲示できるスペース、場所について検討しましたが、スペース的に難しいと判断し、屋久島町で第1号として認定しました徳田虎雄氏の称号記から2階の応接室に掲示したいと考えております。

また、当時のやり取りの中で、ホームページの掲載についても触れられておりましたが、旧両町で認定されました方々につきましては、フォーラム等にQRコードから名誉町民に触れられるシステムを構築し、誰でも称号記や肖像が閲覧できるよう早急に準備を進めたいと考えています。

○9番（榎 光徳）

当時、私も、今13と言ったんですが、これ正確には14じゃないかと思うんです。全部名前あるんですが、旧上屋久町で6名、旧屋久町で7名、そして、徳田虎雄氏が1名で14名、旧で言うと13名かなと思っておるんですが。名前全部ありますので、前のを紐解けばこうなると思います。

それはいいんですが、やっぱりそれだけの額、確かにあれはかなり大きいですから、なかなか場所も見つからなかったということもあるんでしょうけど、私は、そのとき、この議会棟、どっかずっとこうとか、あるいは、今、職員の事務棟の、ずっとあの通りのところにできないのかなという話もしたんですが、そこら辺はどんなでしたかね、検討はしてみましたか。当時の総務課長もいると思うんです。

○町長（荒木耕治）

何て言うんですかね、そういう称号記だけの問題じゃなくて、色んなものをあまり飾りたくないというのはあります、私は。あの役場の中にですね、役場は。ですから、今言うように、今、スマホの時代ですから、何かいい方法ないかと思ったら、小さいところで、そのスマホで見られる、そこできちんと出てくる、それはスペースを取らなくて、それを十何名、ずらっと並べると、どうなのかなという思いがあったもんですから、今まで。だから、何かいい方法はないかと思っていたら、そういう方法があるというんで早急にやって、合併して屋久島町になってからは、今、応接室に第1号で徳田さんのやつは、きちんと、そこからは、やっていけばいいのかなと。今までの方は、そういう形でやって。ずっと、場所もずっと探したんですが、この裏側の白いところにはめればどうかとか。だけど、十何名というのは、なかなか並べるスペースがないんですね。上、下すればいいじゃないかと言われて、上と下、どっちを上にして、どっちを下にするのかって色々そういうのもありますんで、ちょっと苦勞をしていたところなんです。今、そういうことで、やりたいなというふうに思っている。

○9番（榎 光徳）

私なんかちょっと古い人間か分かりませんが、やっぱり昔、当時の役場の応接室に行くと、名誉町民の称号が、こうして飾ってありましたよ、3枚か4枚かですね。そこで

会をするときも、それを見ながらこうしてするもんでしたけども、やっぱり威厳があるんですよ。やっぱり名誉町民をそれだけ称えてあげるとというのが伝わってくるわけですけども、今、そういった状況であれば、致し方ないのかなと。あれを、あの原寸大じゃなくて小さくして飾るという手もあるんでしょうけれども、それは新町の第1号からは、そういう展示をするということですので、ぜひともそうしていただきたいと思います。

それと、さっき出ました、私はホームページ等でもそういったのを紹介もしていただきたいと。できれば、それにまつわる何かイベント、何か色んなことでもできないかなということも令和3年にやり取りもしたんですが。さっき、ホームページじゃなくて、何かで、QRコードでということだったので、そこはちょっと教えていただけませんか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

フォーラム棟に名誉町民のコーナーを設けまして、そこに1人ずつのQRコードを設定しまして、その横には、お名前と肖像を配置しまして、そこでスマホをかざすと、その方の称号記なり、その経歴なりがしっかりと見られると。そのシステムをホームページにも構築しまして、ホームページから見られますし、フォーラム棟から簡単にスマホをかざすだけでも見られるというシステムが簡単に構築できそうなので、今も担当にすぐ作りなさいということで指示をして準備をさせているところです。

○9番（榎 光徳）

分かりました。そこら辺、非常にいいあれじゃないかと思いますので、また、町民向けにも、町報内でも、そういったこともできますよということも、ぜひお知らせしていただきたいと思います。

それと、さっき、午前中、同僚議員からもありましたけれども、やっぱり今後、名誉町民がどういう形で出てくるのかということは分かりませんが、今の現時点で、町長、次なる名誉町民というのは何か考えがありますか。

○町長（荒木耕治）

いや、今のところ、まだ白紙の状態です。

○9番（榎 光徳）

分かりました。しかるべき時期が来れば、また、そういうことも出てくるんでしょうけれども。いずれにしても、そういう我々の大先輩とか色んな方々のそういう名誉町民を、今後も大事にしていっていただければありがたいのかなと思います。

最後になりますが、9月の1日に、楠川地区で津波を想定した避難訓練を行いました。今回、台風10号で、それぞれ被害も受けたりと色々あったんですけども、やっぱり今回の台風、同僚議員、先程も色々話がありましたけれども、やっぱりこの町の防災対策、広報誌、無線等による色々な事前の呼びかけとか様々な形での取り組み、そういったも

のは、確かに評価できたのかなということもあります。

やっぱり、備えあれば患いなしという言い尽くされた言葉がありますけれども、いい教訓が、口永良部の例でもあります。

今から、まだまだこの台風シーズンでもありますので、町の地域防災計画の中にもありますけれども、自助・共助・公助ですね、ここら辺のこれは基本目標になっているわけですが、ここら辺を十分に踏まえながら、そういう対策が講じていければいいのかなと思っておりますので、そこはしっかりとお互い確認をしながら臨んでいければいいのかなと思っております。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月20日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2 時 2 0 分

令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和 6 年 9 月 20 日

令和 6 年第 3 回屋久島町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 6 年 9 月 20 日（金曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 54 号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 55 号 屋久島町 P F I 事業等選定委員会条例の制定について
- 日程第 3 議案第 56 号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 4 議案第 57 号 令和 6 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 58 号 令和 6 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 59 号 令和 6 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 60 号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 61 号 令和 6 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 62 号 令和 6 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議案第 63 号 令和 6 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 64 号 令和 6 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 65 号 令和 6 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 報告第 4 号 令和 5 年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について
- 日程第 14 報告第 5 号 令和 5 年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告について
- 日程第 15 議案第 66 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 16 議案第 67 号 令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 17 議案第 68 号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 認定第 1 号 令和 5 年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 令和 5 年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 令和 5 年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 日程第21 認定第4号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第5号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第9号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- 日程第27 認定第10号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について
- 日程第28 令和6年陳情第5号 「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情書
- 日程第29 総務文教常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第30 産業厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第31 屋久島町交通対策調査特別委員会中間報告について
- 日程第32 議員派遣について
- 日程第33 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩
3 番	小 脇 淳智郎
5 番	眞 邊 真 紀
7 番	岩 山 鶴 美
9 番	榎 光 徳
11 番	高 橋 義 友
13 番	岩 川 俊 広
15 番	大 角 利 成

議席番号	氏名
2 番	内 田 正 喜
4 番	中 馬 慎一郎
6 番	相 良 健一郎
8 番	渡 邊 千 護
10 番	緒 方 健 太
12 番	日 高 好 作
14 番	渡 邊 博 之
16 番	石田尾 茂 樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久
議事調査係	若 松 直 樹

議事調査係長	岩 川 さほり
--------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名
町 長	荒 木 耕 治
副 町 長	岩 川 茂 隆
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三 角 謙 二
観光まちづくり課長	有 馬 照 幸
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之
生活環境課長	泊 竜 二
建設課長	計 屋 正 人
教育総務課長	泊 光 秀
監査委員事務局長	中 村 一 久

職名	氏名
教 育 長	石田尾 行 徳
会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵
政策推進課長	木 原 幸 治
町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治
健康長寿課長	泊 裕一郎
産業振興課長	松 田 賢 一
電 気 課 長	内 田 康 法
社会教育課長	佐々木 修
総務課参事	白 濱 秀 記

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

議事に入る前に、渡邊浩議員を屋久島町の交通の安全性と利便性向上対策調査特別委員会委員に指名したことを報告します。

- △ 日程第1 議案第54号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第2 議案第55号 屋久島町PFI事業等選定委員会条例の制定について
- △ 日程第3 議案第56号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第4 議案第57号 令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第5 議案第58号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第6 議案第59号 令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第7 議案第60号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第8 議案第61号 令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第9 議案第62号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第10 議案第63号 令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第11 議案第64号 令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第12 議案第65号 令和6年度屋久島町電気事業特別会

計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、議案第54号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてから、日程第12、議案第65号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの12件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

皆さん、おはようございます。令和6年第3回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案第55号、議案第56号、議案第64号の条例案1件、予算案2件の計3件でありました。

議案審査は、去る9月11日午後1時30分より議会第1委員会室において、関係課長、事務局長に出席をいただき、詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いましたので、その主なものについて報告をいたします。

それでは、まず議案第55号、屋久島町PFI事業等選定委員会条例の制定については、委員より、構成員の中に学識経験者となっているがどのような選定を考えているかとの質疑に対し、担当課長より、島内にふさわしい方がいるかを調査し、もしなければこういうPFI事業に審査委員として経験された方を探していきたい。また、選定方法については公募をする予定であるとの回答がなされました。

また、委員より、この委員会の権限はどこまであるのかといった趣旨の質疑がなされ、担当課長より、契約するのはあくまでも屋久島町であり、何かの事案が発生した場合は町で判断をし、請負業者の方に指導していく形であり、今回の委員会はあくまでも諮問機関であるとの見解も示されました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）分割については、まず総務課所管について、委員より、防災対策に関連し、今回の台風時に防災無線の戸別受信機が機能しなかったり聞こえづらかったという苦情が多数あったと聞くが、どういう状況だったのかとの質疑に対し、担当課長より、長時間の停電により公民館の予備バッテリーが消耗し、エリアトークによる区長さんからの放送ができなかったり聞こえにくい現象が起きたようである。調査した結果、バッテリー交換が長くされていなかったことが判明したため、今回見積りを徴し、早めに更新するよう指示を出したところであるとの回答がありました。

次に、政策推進課所管では、委員より、屋久島高校の寄宿舎周辺の草刈り等環境整備について担当課が対応していると聞くが大変だと思う。グラウンドの管理人との併用はできないのかとの質疑に対し、担当課長より、これまでも職員で対応してきており十分対応できると思っており、当面はその方向でやっていきたいとの回答がありました。

次に、地域住民課所管について、委員より、安房総合センターの防水の予算が計上されているが、いつから始める予定かとの質疑では、担当課長より、今議会での予算が成立した後、建設課にお願いをしてできるだけ早い時期に完了できるようにしたいとの回答がありました。また、雨漏りはホールなのかとの質疑に対し、ホール自体は雨漏りはしていない。ロビーやホールへ通じる廊下の部分であり、それを止める工事であるとの回答がありました。

次に、教育委員会所管では、委員より、安房小学校のプールに関する意見が幾つか出され、まず建設場所はどこかとの質疑に対し、担当課長より、新築移転を考えており、場所については学校側とも協議し検討していきたいとの回答でありました。また、委員より、既存のプールは使えないのか、タイムスケジュール的なものはどうなるのかとの質疑に対し、今年度は設計をし、来年度本体工事発注となるので、来年度のプール時期には間に合わないと判断している。また、今のプールはひび割れがあり水が漏れている状態ではあるが何とか使えているので、来年度まで使うかは今後検討していきたいとの考えが示されました。

最後に、社会教育課では、バスの借上料に関連し、町民体育祭は健康の森公園に固定化と聞くが、駅伝大会は毎年交互に行っていくのかとの質疑に対し、担当課長より町体は実行委員会で固定化に決まったが、駅伝については地元を走ってほしい等の意見もあり、今のところ北部・南部交互に行っていく方向であるとの回答がなされました。これに対し、委員より、町体は健康の森公園に立派な競技場がありそれでいいと思うが、宮之浦陸上競技場もよく利用されており、ここ最近荒れた状態が幾つか見受けられるとの声もあるので、最低限の整備はしてほしいとの意見も出されました。

また、委員より、給食センターに関連し、休憩室にはエアコンはあるが調理室にはなく、ものすごく暑いと聞くが実態はどうなのか、またセンターを一つに集約するとの話も聞くがとの質疑に対し、担当課長より、調理室にはクーラーはなくスポットクーラーを置いているところもあるが、今回アイシングベストを購入し対応しようとしているところである。また、センターの建設計画については、今年度当初予算で設計委託を計上したが、事務が遅れている。今後、各運営委員会の意見を集約し、設計に向けて動こうと思っている。また、建設場所については、候補地として2か所ほど上がったようであるが、正確には決まっていないと聞いている。できるだけ移動を考えた上での場所が配置されるようになると思っているとの課長の見解が示されました。

以上の結果を踏まえ、討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第64号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）については、委員より、消耗品について、前年度と比較して想定より多く予算を組んだと説明があったが、何か要因があるのかとの質疑に対し、担当課長より、4か所あるワイヤーを吊る箇所が損傷しており、これまで応急処置をしてきたが、中間検査の時点でしっかりとした修繕が必要との考えから今回計上したとの回答でありました。

ほかに予算についての質疑は特になく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、去る9月11日午前9時より、議案審査に先立ち、永田小学校、永田幼児学級、宮之浦の屋久島高校寄宿舎の現地調査を行いました。

かめんこ留学の現状や台風10号による被災状況、幼児学級の開設状況、そして外観ではありましたが寄宿舎の施設の状況等調査をさせていただきました。お忙しい中に対応していただきました永田小学校の校長、教頭先生、幼児学級の指導員の先生、そして担当課長、職員の皆様へお礼を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

次に、産業厚生常任委員長の報告については、産業厚生常任委員長より体調不良の申出がありましたので、副委員長に報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（内田正喜）

おはようございます。令和6年第3回屋久島町議会の定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第54号、議案第56号（分割）、議案57号、議案58号、議案59号、議案60号、議案61号、議案62号、議案63号、議案65号の条例案1件、補正予算案9件、計10件でありました。

委員会審査は、9月11日9時より役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第54号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）（分割）については、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、保育所における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金とはどのような事業かとの質疑に対し、具体的にはパーティション、簡易扉の設置、簡易

個室、カメラ、人感センサーライト等の設備の購入、更新に対して補助するものである。
4 園から申請があるので対応していく予定であるとの回答があった。

生活環境課所管では、クリーンサポートセンター運営管理業務委託に係る経費が債務負担行為で計上されているが、今後の考えはとの質疑に対し、仕様書の精査をしている段階、一般競争入札で実施する予定で調整しているとの回答があった。

観光まちづくり課所管では、観光案内板等作成業務委託について言語表記の考え方はとの質疑に対し、デザイン等の検討をしている段階で、看板の大きさにもよるが多言語化についても検討していくとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行ったが議案に対する質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでは、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでは、質疑を行ったが議案に対する質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでは、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでは、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてでは、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、9月11日、委員会審査終了後、14時より栗生、青少年旅行村へ台風10号の被害状況の現地視察を行いました。観光まちづくり課には、お忙しい中御対応いただき、ありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第54号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、屋久島町PFI事業等選定委員会条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、屋久島町PFI事業等選定委員会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、令和6年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、令和6年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、令和6年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、令和6年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和6年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和6年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第13 報告第4号 令和5年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

△ 日程第14 報告第5号 令和5年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告について

○議長（石田尾茂樹）

次に、日程第13、報告第4号、令和5年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告についてと、日程第14、報告第5号、令和5年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。令和6年第3回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、報告2件、和解案1件、予算案2件、認定案10件の計15件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第4号及び第5号について御説明いたします。

まず、報告第4号、令和5年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、一般会計等に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和5年度決算におきましては、本町の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準未満であったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

次に、報告第5号、令和5年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、上水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、船舶事業特別会計、簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和5年度決算におきましては、一般会計からの繰入れや補助金により資金不足は生じなかったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これより総括質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△ 日程第15 議案第66号 和解及び損害賠償の額を定めること
について

△ 日程第16 議案第67号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について

△ 日程第17 議案第68号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第15、議案第66号、和解及び損害賠償の額を定めることについてから、日程第17、議案第68号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第66号から第68号について御説明いたします。

議案第66号、和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、令和6年5月25日午後5時15分頃、屋久島町麦生地内の路上において、本町の消防団員が運転をする消防車両に対し、町内在住者が運転する車両が接触したことから、回避行動によりガードレールに衝突し、フロント部分等の破損に伴い走行不能となりました。

和解の内容としましては、相手方が、損害賠償額として61万5,860円を本町に対し支払うこと、本町は、43万4,140円を負担すること及び本件に関して一切の請求並びに異議の申立てを双方が行わないことを条件とするものであります。

なお、相手方は、この損害賠償請求に全面的に応じる意向であり、また車両共済保険金が43万4,140円支払われることから、損害賠償の額を定め、和解することについて提案するものであります。

議案第67号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、8月27日に大きな勢力を保ちながら接近した台風10号によって被害を受けた町道、農林道等の災害復旧費用等を予算措置するものであります。

財源としましては、財政調整基金繰入金を充て、歳入歳出それぞれ1億5,781万3,000円を追加し、予算の総額を127億5,434万6,000円にするものであります。

議案第68号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算において、県支出金の保険給付費等交付金の増額に対し、歳出予算において、保険給付費の療養費補助金の増額を計上し、歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、予算の総額を20億5,702万円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（石田尾茂樹）

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之）

議案第66号ですけれども、事故の説明からすると、ガードレールに衝突をしているというふうにあります。ただ、和解の内容には、このガードレールの破損については触れていないんですけれども、この破損したガードレールはどうなるんでしょうか。それを1点、まずお聞かせいただきたい。

それから、ちょっと全体的なことなんですけども、一般会計補正予算ですけれども、かなりの量、ボリュームのある内容になっていて、今、今日頂いてなかなか議案を見ても十分に把握できないような感じがあるんですけれども。これは、こういう進め方でよかったんでしょうか。その辺もちょっと説明を誰かしていただけたらありがたいです。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

議案第66号の御質問であります。軽積載車でありまして、正面からガードレール等にぶつかったんですけれども、ガードレール等に対する損傷というか、補償額が発生しなかったもので、当事者間の補償額での金額となっております。

○議長（石田尾茂樹）

もう一点。

○政策推進課長（木原幸治）

今回の一般会計補正予算につきましては、御承知のとおり台風10号に関連するもの全てでございます。中身といたしましては、緊急に必要な内容でございまして、今回の最終日の提案とさせていただきます。

やはり専決をするよりは本会議のほうで御議論をいただいたほうがよろしいかと思ひまして、こういう手順になってしまいました。

一応、できる限りこういった災害状況があったのかということにつきましては、総務課のほうから報告をさせていただいたというふうに認識をしております。中身についてはその中身と整合している対応だというふうに思っておりますので、ぜひ御審議方よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（大角利成）

議案第67号、一般会計補正予算（第5号）について2点、確認の意味も込めまして質

問いたします。

7 ページ、一番下段のほうです。社会教育施設災害復旧費、今回300万円が計上をされております。工事請負費で小島公民館の外構改修工事260万円が計上されておりますが、倒れかかっているブロック塀の改修かどうかというの確認でございます。

2 点目、次のページ、8 ページです。災害復旧費 3 目で、その他施設災害復旧費の中で、屋久島青少年旅行村の炊事棟の屋根の解体工事400万円が計上されております。私も現地を見たわけですが、解体か、あるいは改修かと迷うところもありましたけれども、今回400万円が計上されております。解体後の再建についての考えをまずお伺いをいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○社会教育課長（佐々木 修）

ただいまの大角議員の質問にお答えいたします。

7 ページ目の社会教育施設災害復旧費500万円のうちの工事請負費300万円。議員がおっしゃられたとおり小島公民館、公民館の裏手の町道にブロック塀があるんですけども、70mほどにわたって倒れかけています。その公民館敷地内の木を伐採しましてブロック塀を撤去し、のり面をコンクリートで設置するための工事費になります。よろしくお願いします。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今御質問をいただきました青少年旅行村の炊事棟の屋根につきましては、屋根が傾いておりまして、建材とかゆがみが発生している、あと土台部分が亀裂が入ったりということがありまして、屋根部分の撤去ということを今回この補正予算のほうに計上しております。

新しい屋根につきましては、現時点でどのような計画ですというのはまだ決まっておりませんので、解体の作業をまず安全のために解体作業を進めながら、新しい屋根については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（大角利成）

小島公民館の改修工事、よく分かりました。倒れかかっておりまして、交通安全の関係からも、あるいは歩行者の安全を守るためにも、早い時期での改修をお願いをしておきたいと思います。

次に、屋久島青少年旅行村のこの炊事棟の屋根の解体ですが、今、再建についてはまだ決まっていないというようなお話でございましたが、指定管理者であります栗生区の運営のためにも、ぜひ早くという要望を私も個人からあるいは団体の方から受けており

ますので、ぜひ改修終わったら財源等調整していただいて早め早めの対応していただきたい、このことを要望しておきます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○４番（中馬慎一郎）

一般会計補正予算で、災害復旧費の中に道路橋梁災害復旧費があります。道路８件の災害復旧作業委託が出ていますが、町道淀川線もこれに含まれておると思うんですが。先日、県道白谷線が開通しました。片側だけ。その直前までいつ復旧するか分からないという情報が出ている中で、急なああいう発表がありまして、白谷雲水峡の中が安全に通れるか通れないかの判断がまだできていないまま県道が先に発表したということで、県道が開いたら白谷にお客様が来るという、実際あったんです。

町道淀川線も今後早く復旧してはほしいんですが、やはりその先の淀川登山口や登山道の安全確認ができるかできないかのやはり目安がないまま、先に道路を開通したという発表は控えてほしいなと思っています。その辺は、十分、観光まちづくり課と協議をした上で情報を上げてほしいなと思っています。

その上で、今の現在の淀川線の開通の見込みというのをもし教えていただければと思います。

○建設課長（計屋正人）

御質問いただきましたが、現在のところまだめどは立っていないといったのが現状でございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○１１番（高橋義友）

１点、確認いたします。今回の台風で農業用のビニールハウスが相当いかれているんですが、昨日、おとといですか、パッション部会の役員会があつて、その場で聞いたんですけども、シートなどの購入に対して町から２分の１の補助があると聞いたんですけども、それは事実かどうかちょっと確認いたします。

○産業振興課長（松田賢一）

ただいまの質問にお答えいたします。

本年度の当初予算でビニールハウスの貼り替えに対して２分の１の補助を計上してございます。今回台風の被害も結構激しかったので、それにつきましてはこの２分の１の補助を使って修繕をしてもらうということで考えております。

以上です。

○ 1 1 番（高橋義友）

それは、町民の方にはお知らせしていますか、どうですか。

○産業振興課長（松田賢一）

先程、パッション部会でそういう話があったということでしたので、パッションであったり柿のハウスの方にはそのようにお伝えをしているところです。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。

○町長（荒木耕治）

先程、第68号提案理由説明のときに、予算の総額を20億5,702万円と説明をいたしました。正しくは20億5,702万1,000円でしたので、訂正をさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第66号から議案第68号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第66号から議案第68号までの3件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号から議案第68号までの3件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、1件ずつ討論と採決を行います。

まず、議案第66号、和解及び損害賠償の額を定めることについて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 認定第1号 令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第19 認定第2号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について

△ 日程第20 認定第3号 令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第21 認定第4号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- △ 日程第22 認定第5号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第23 認定第6号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第24 認定第7号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第25 認定第8号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第26 認定第9号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- △ 日程第27 認定第10号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について

○議長（石田尾茂樹）

日程第18、認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、認定第1号から認定第10号につきまして御説明いたします。

認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、町税、使用料及び手数料などの自主財源のほか、地方譲与税、地方交付税、国県支出金、町債などを歳入に受け入れ、人件費、扶助費、公債費、災害復旧費、基金積立金、特別会計への繰出金などの支出を行い、決算額は、歳入総額が137億909万7,856円、歳出総額が122億1,013万5,490円で、歳入歳出差引額は14億9,796万2,366円となり、令和6年度へ繰り越すべき財源10億2,784万4,450円を差し引いた実質収支は4億7,011万7,916円の黒字となりました。

次に、認定第2号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益は4億7,497万1,627円、水道事業費用は4億1,078万345円で、当年度利益は6,419万1,282円となりました。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は2億4,188万5,710円、水道事業資本的支出は2億

9,604万7,270円で、令和6年度へ繰り越すべき財源は7万7,000円を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,423万8,560円は、繰越工事資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補填をしました。

次に、認定第3号、令和5年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、水道使用料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、簡易水道施設管理費、公債費などの支出を行い、決算額は、歳入歳出総額ともに1,734万3,926円で、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、認定第4号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、農業集落排水事業収益は4,565万2,050円、農業集落排水事業費用は4,269万2,743円で、当年度利益は295万9,307円となりました。資本的収入及び支出におきましては、農業集落排水事業資本的収入は2,595万4,672円、農業集落排水事業資本的支出が2,907万4,644円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額311万9,972円は、過年度損益勘定留保資金及び現在積立金取崩額で補填をしました。

次に、認定第5号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、国民健康保険税、県保険給付費等交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保険事業費、基金積立金などの支出を行い、決算額は、歳入総額が19億3,777万9,984円、歳出総額が18億9,790万5,870円で、実質収支は3,987万4,114円の黒字となりました。

次に、認定第6号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料、国県介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、地域支援事業費などの支出を行い、決算額は、歳入総額が15億816万6,020円、歳出総額が13億9,993万8,801円で、実質収支は1億822万7,219円の黒字となりました。

次に、認定第7号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、診療所使用料、県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、栗生、永田及び口永良部島の3診療所の管理運営費、公債費などの支出を行い、決算額は、歳入歳出総額ともに1億3,849万4,031円で、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、認定第8号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、一般管理費、後期高齢者医療広域連合納付金などの支出を行い、決算額は、歳入歳出総額ともに2億7万7,704円で、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、認定第9号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、収益的収入は5億2,196万8,255円、収益的支出は

4億9,404万9,195円で、当年度利益は2,791万9,060円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が1億863万5,400円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は損益勘定内部留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしました。

次に、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、電気事業収益は6億772万2,605円、電気事業費用は5億1,876万5,918円で、当年度利益は8,895万6,687円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が4,162万671円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、建設改良積立金、損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしました。

以上で説明を終わります。

認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案させていただいております。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

認定第1号の説明の中で、歳出総額を122億1,013万5,490円と説明をいたしました、正しくは122億1,113万5,490円でした。訂正をいたします。

○議長（石田尾茂樹）

これより、認定第1号から認定第10号までの10件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号、令和5年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第10号までの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員会条例第7条第3項の規定により委員の選任をいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、内田正喜議員、中馬慎一郎議員、眞邊真紀議員、岩山鶴美議

員、渡邊千護議員、榎光徳議員、日高好作議員、岩川俊広議員、以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条第9条第1項の規定により決算審査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に中馬慎一郎議員、同じく副委員長に渡邊千護議員、以上であります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第28 令和6年陳情第5号 「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情書

○議長（石田尾茂樹）

日程第28、令和6年陳情第5号、「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情書についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

令和6年第3回定例会において、総務文教常任委員会に付託された陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された陳情は、令和6年陳情第5号、「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情1件でありました。

審査につきましては、去る9月11日午後3時より議会第1委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

まず最初に、本陳情に対し、議員間の意見交換を行ったところであります。

意見交換では、数名の委員より計画に沿った展開がなされており、陳情の趣旨・内容については、当然のことであるとの意見や、老朽化が進む複数の施設を一体化させ、防災機能を兼ね備えた多機能的な施設であり、何ら問題なく、賛成したい等との意見が出されました。

続いて、討論、採決に入りましたが、反対討論はなく、賛成討論の中で、先程の意見交換の内容に併せ、今回の所管事務調査も大変参考となり、しっかりとした整備がなされていくことを願っているとの発言がなされました。

この後、起立採決を行った結果、委員長を除き、全員の起立を確認し、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された陳情についての審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀）

委員長にお伺いします。審査の中で安房校区の区長会から町長宛てに、その安房の総合センターのホールの改修か、もしくはそれが無理だったら、文化ホールを一本化する場合、旧両町の境目付近にというような趣旨の陳情が出されていることについてなどは、意見等は上がらなかったのでしょうか。その点をお伺いします。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

委員会の中では、そのような意見は出ませんでした。

○5番（眞邊真紀）

分かりました。その件に関して、町に安房校区の区長会が話し合いを求めているということをお伺いしてしまして、9月26日の夜に町との話し合いの機会が持たれるということをお伺っております。こういった議論がない中で、全会一致で採択されたということなんですけれども、その委員会の中では、この件に関して知っている方はいなかったという

認識でよろしいでしょうか。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

個々の情報があったのかは分かりませんが、委員会の中ではそのような表明はありませんでした。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和6年陳情第5号、「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年陳情第5号、「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

令和6年陳情第5号、「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の整備促進に関する陳情についてを採択することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔電子採決〕

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第29 総務文教常任委員会所管事務調査報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第29、総務文教常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

○総務文教常任委員長（榎 光徳）

総務文教常任委員会所管事務調査について、以下のとおり報告いたします。

当委員会では、現在、基本計画（案）を基にその建設計画が進められています「屋久島町多目的交流センター（仮称）」の建設について、議員各位の見識を深めるとともに、計画推進について参考とすべく先進地視察研修を行ってまいりました。

調査期日については、令和6年8月7日（水）から8月9日（金）までの2泊3日とし、調査場所は、福岡県立福岡高等学校、コトブキシーツーティング、東筑紫短期大学の3施設を訪問いたしました。

まず、初日の8月7日は、早朝より九州新幹線にて中央駅より博多駅へ。その後、タクシーにて福岡県立福岡高等学校へ移動し、13時45分より、体育館内の電動式移動観覧席をコトブキシーツーティングのスタッフの説明を受けながら拝見させていただきました。

リモートコントロールスイッチ一つで、429席もの座席がせり出し始め、僅か十二、三分で設置が完了いたしました。

このほか舞台に近いフロア前方に設置する椅子についても、通常のパイプ椅子ではなく、クッション性の高いスタッキングチェアのグレードの高い椅子となっており、ステージ下に台車ごと収納できるようになっておりました。

この後、コトブキシーツーティングのショールームへ移動し、搭載椅子の種類や、議会、その他の会議用として使える椅子、講演会や集会等に使えるコンパクトな可動式ステージ、災害時に備えたカプセルベッド等も見学することができました。

引き続き、2日目の8月8日には、レンタカーにて博多より北九州市の東筑紫短期大学を訪問。昨日に引き続き、コトブキシーツーティングのスタッフと大学側職員の説明を受けながら、福岡高校同様の移動観覧席とその操作方法や、裏側に設置された機材の敷設状況等についても説明を受けたところです。

視察研修を終え、レンタカーにて博多へ引き返し、新幹線にて鹿児島へ帰る予定でしたが、宮崎で発生しました日向灘地震の影響により大幅遅れとなり、21時30分に中央駅着、22時頃の投宿となりました。

3日目の8月9日、高速船にてそれぞれの帰島となりましたが、最後に、今回の所管事務調査では、主に移動式椅子の調査となりましたが、現在、屋久島町が計画中的の多目的交流センターに置き換えたとき、施設全体の規模や体育施設・文化施設・避難施設といった3つの施設をどう融合させることができるかや、現在採用することとしている「DBO方式」により発生してくるであろう全体事業費や施設の管理・運営の在り方、

工事発注の在り方等、さらに精査を行いながら計画に沿った建設が進められ、早期の完成が図られるよう、スピード感を持って取り組んでいく必要があると感じたところであります。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

△ 日程第30 産業厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第30、産業厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

○産業厚生常任副委員長（内田正喜）

産業厚生常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

令和6年8月20日から22日の日程で、屋久島町と友好交流都市である大分県日田市の林業振興について視察をさせていただきました。

所管事務調査に当たり、産業振興課より、屋久島町における林業振興の現状と課題に対する報告書を作成していただき、資料の提供を頂きました。

20日、日田市到着後、日田市議会議員、坂本委員長、原田議員に懇親会に出席していただき、懇親を深めてまいりました。

21日午前9時30分より、棕野市長、服部副市長、三苫議長に公務御多忙の中、表敬訪問をさせていただき、御対応いただきました。

10時より議長応接室にて、日田市林業振興課林業振興係、森林整備係より、林業振興について説明をいただきました。

日田市は、森林面積5万5,039ha、うち民有林約96%、国有林約4%、民有林の森林経営計画策定率79.6%となっています。

人工林割合は74.3%、内訳といたしましては、杉61%、ヒノキ16%、そのほかクヌギ等となっております。

素材生産量は年間32万6,000m³で、大分県内の約3割を占めています。

認定林業事業体20社、林業従事者数511人となっています。

林業の考え方を3ブロックに分け、川上（山）、川下（製材・加工・集積地）、川中（原木市場）と位置づけをし、林業振興ビジョンの策定を行っていました。

日田市林業ビジョンは「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン」、通称「ひた森ビジョン」とし、日田市の森林・林業・木材産業の現状と課題を洗い出し、日田市が目指す森林・林業・木材産業の取組を13年計画（4年ごとの見直し）で策定していました。

「ひた森ビジョン」は3つの施策に分け、それぞれに目指す方向性を提示、1、森林（もり）を守り・育てる、2、森林（もり）を活かす、3、森林（もり）でつながる。

このような日田市の林業体系に合ったビジョン策定を行っていました。

屋久島町においては、森林資源の適正管理と有効利用を図るため、「熊毛地域森林計画」及び「屋久島町森林整備計画」に基づき林業振興に努めているところではありますが、再度、屋久島の林業振興の現状と課題を洗い出し、屋久島町の林業体系に合った屋久島らしい林業ビジョンの策定に取り組んでいただきたいと思います、日田市林業振興ビジョン所管事務調査を行わせていただきました。

以上で、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで、産業厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。

△ 日程第31 屋久島町交通対策調査特別委員会中間報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第31、屋久島町交通対策調査特別委員会中間報告についてを議題とします。

屋久島町交通対策調査特別委員会から、これまでの活動について中間報告をしたいという申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、屋久島町交通対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

屋久島町交通対策調査特別委員会委員長の発言を許可します。

○屋久島町交通対策調査特別委員会委員長（大角利成）

交通対策調査特別委員会委員長の太角利成でございます。

御承知のとおり、当委員会は令和3年第4回議会定例会において発足し、委員8名で活動を行っております。

令和4年第4回議会定例会において中間活動報告をいたしました、その後の活動状況について、概略、御報告を申し上げます。

令和5年7月5日、鹿児島市の市丸交通株式会社本社において、折田汽船株式会社の市丸社長と折田常務に同席をいただき、フェリー屋久島2の現状と今後について意見交換を行いました。

市丸社長より、フェリー屋久島2の新造船については、発注から完成まで3年を要し、費用は43億円程度を見込んでいる。年内にでも発注したい気持ちはあるが、国の運輸機

構からの融資を受けるにしても、現況の運航・運営状況からして、借入金の返済等、大変厳しい状況下にあるとの報告がありました。

委員会から、フェリー屋久島2より小型でもよいから安心できる船で島への物質を運んでほしい旨の要望がございました。島への人及び物質を運んでほしい旨の要望をいたしました。

市丸社長からは、明日にでも発注したい気持ちはあるが、年に2億4,000万円程度の返済ができるかどうかが一番の懸念材料とのことでございました。

休憩後に同会場において、種子屋久高速船株式会社の市丸社長ほか4名の役職員と、高速船ジェットフォイルについて意見交換を行いました。

会社側より、高速船は発注から完成まで3年を要し、造船費用は70億円程度で、国・県等からの補助金がなければ自前での新造船は厳しく、現状ではメンテをしながらの運航になる旨の報告がありました。

委員会として、議会として国・県に対し、補助金交付の方針を早急に示すよう要請する旨、強く伝えました。

また、現航路体制について、鹿児島への直行便を1便増やしてほしい旨の要請もいたしましたところ です。

次に、令和6年2月13日、鹿児島市の県町村議会議長会会議室において、県の交通政策課課長と海上交通係長、それに日高滋県議会議員にも同席をいただき、意見交換を行いました。

最初に、高速船建造に伴う国・県の指定に対する考えを伺いました。

県からは、離島振興法が改正されたが、どういう内容での支援ができるのか今まさに国のほうで検討されていると考えており、現段階では、県としての支援方針は定まっていないとの報告でした。

国の方針が出ない中では、県としての支援内容を示すことは難しいと思ったところ がございます。

このようなことから、国がリーダーシップを発揮して支援の方針を確立するよう、国に対し、強く要請するよう進言を行いました。

船会社としては、国・県等の支援方針が示されれば、新造船の計画を立てやすいとの意見があったことも伝えました。

また、フェリー屋久島2についての情報で、船会社のほうで中古船を探したが、なかったとの情報もございました。

日高滋県議から、離島の交通網に対しては、日頃からもっと県が情報を流すことが必要ではないかとの指摘があったところ です。

本委員会からも、高速船建造に伴う国・県の支援内容を早急に示すよう、重ねて要請

をいたしました。

翌2月14日には、屋久島空港滑走路延伸事業に伴い、ターミナルビル移転・改築も考えられることから、熊本県の熊本空港のターミナルビルを視察いたしました。

熊本空港ターミナルビルは鉄筋コンクリート造りですが、内装・備品等に地元の肥後杉を随所に使っており、落ち着いた雰囲気を創出していました。

委員全員の意見として、屋久島空港ターミナルビル再建時には、屋久島の地杉を随所で使用すべきであるとの意見が一致をしたところであります。

なお、本調査特別委員会は来年9月の議員任期満了日まで継続することとし、空・海の交通対策について、継続して調査・研究をすることで委員の意思決定がなされましたので、御報告いたします。

以上で、交通対策調査特別委員会の活動の中間報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで、屋久島町交通対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

△ 日程第32 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹）

日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議へ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第33 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第33、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第34 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第34、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

決算審査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

決算審査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時51分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員